

平成30年11月 8 日（木曜日）

第 3 号

平成30年
北海道議会 決算特別委員会会議録

第3号

平成30年11月8日（木曜日）

出席委員

委員長

富原 亮 君

副委員長

市橋 修治 君

菊地 葉子 君

阿知良 寛美 君

太田 憲之 君

加藤 貴弘 君

道見 泰憲 君

丸岩 浩二 君

梅尾 要一 君

菅原 和忠 君

中川 浩利 君

藤川 雅司 君

白川 祥二 君

赤根 広介 君

沖田 清志 君

梶谷 大志 君

三好 雅 君

村木 中 君

吉田 祐樹 君

八田 盛茂 君

大崎 誠子 君

千葉 英守 君

中山 智康 君

森 成之 君

三井 あき子 君

遠藤 連 君

竹内 英順 君

出席説明員

総務部長
兼北方領土対策
本部長

中野 祐介 君

財政局長

森 隆司 君

財政課長

古岡 昇 君

会計管理者
兼出納局長

小玉 俊宏 君

公営企業管理者

浦本 元人 君

企業局長

根布谷 禎一 君

企業局次長

船橋 雅史 君

総務課長

岩田 伸正 君

発電課長

岡 泰広 君

発電施設整備
担当課長

寺崎 将 君

発電制御室長

泉山 浩一 君

工業用水道課長

松田 尚子 君

工業用水道施設整備
担当課長
兼石狩湾新港地域
工業用水道管理
事務所長

山下 進 君

病院事業管理者

鈴木 信寛 君

道立病院部長

田中 宏之 君

道立病院局次長

湯谷 隆博 君

同

叶野 公司 君

【決算特別委員会 11月 8日 第3号】

道立病院局次長
兼人材確保対策室長 立花理彦君

同

高橋学君

病院経営課長 福原靖博君

同

伊勢村亮君

経営改革課長
兼指定管理室長 齋藤聡君

同

羽生孝之君

同

小野寺輝彦君

同

中川雅年君

監査委員事務局長 佐藤和彦君

同

井溪雅晴君

同

浅水舞君

議会事務局職員出席者

同

伊藤秀和君

議事課参事 榎山博哉君

同

堤輔君

議事課主幹 西本司君

同

渋谷崇君

同 永井宏佳君

同

高橋智嗣君

議事課主査 田中啓之君

同

神澤信宏君

午前 10 時 開議

○富原亮委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔田中主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

阿知良 寛 美 委員

白川 祥 二 委員

であります。

○富原亮委員長 本日の議事は、

1. 要求資料提出報告の件

1. 付託議案審査の件

であります。

初めに、要求資料提出報告の件についてであります。去る10月9日の委員会において決定いたしました要求資料は、10月19日に提出があり、同日、各委員に配付いたしましたので、御報告いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時 1 分休憩

午前10時 2 分開議

○富原亮委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、本委員会における審査日程についてお諮りいたします。

本委員会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富原亮委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、付託議案のうち、

報告第 3 号 平成29年度北海道電気事業会計決算に関する件

報告第 4 号 平成29年度北海道工業用水道事業会計決算に関する件
を一括議題といたします。

1. 企業局所管審査

○富原亮委員長 これより企業局所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

道見泰憲君。

○道見泰憲委員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、電気事業会計についての質問でございます。

平成29年度の企業会計決算のうち、電気事業について伺いますが、電気事業の収支などの状況がどのようになっているのか、まず伺います。

○富原亮委員長 発電課長岡泰広君。

○岡発電課長 平成29年度決算についてであります。まず、収入については、発電量が平年に比べて3割程度伸びたことから、経常収益が約46億8000万円となったものの、記録的な大雨により過去最高の発電量となった前年度に比べて約4億円の減少となっているところであります。

一方、支出であります経常費用などについては、前年度に比べ、修繕費などで約4億4000万円増加し、約26億1000万円となったことから、純利益につきましては、約20億7000万円と、前年度に比べて約8億4000万円の減少となったところであります。

以上でございます。

○道見泰憲委員 ありがとうございます。

平成29年度は、約20億7000万円の純利益が生じているものの、前年度の純利益の約29億1000万円と比較すると約8億4000万円の減少となっております。率にすると約30%の減少であり、決して少なくない額でありますけれども、なぜ、こうした純利益となったのか、その原因を伺いたいと思います。

○岡発電課長 純利益についてであります。平成29年度は、順調に発電を行うことができたものの、清水沢発電所が、改修工事のため、平成28年12月から運転を停止したことや、前年度と比較すると、7月、8月の降雨量が少なかったことにより、販売電力量が前年度対比で約88%となり、経常収益が約4億円の減少となったところでございます。

また、川端発電所におきましては、オーバーホールにより約3億円を要したことや、夕張市に対する市町村交付金に、シューパロ発電所分が新たに約9000万円加わったことなどから、経常費用などが約4億4000万円の増加となり、この結果、平成29年度の純利益は、前年度と比べて約8億4000万円の減少となったところであります。

○道見泰憲委員 電気事業を安定的に経営していくためには、しっかりとした経営基盤を確立する必要がありますけれども、電気事業の経営状況をどのように分析しているのか、固定価格買い取り制度、いわゆるFITによる収益なども含めて伺います。

○岡発電課長 道営電気事業の経営状況についてであります。平成27年4月に運転を開始した企業局最大規模のシューパロ、及び、平成28年10月に運転を開始した滝の上の両発電所がFITの適用を受けたことにより、平成29年度の両発電所の電力料収入は約27億2000万円と、全電力料収入の約44億8000万円の約6割を占めるなど、安定した収入を確保していることから、費用に対する収入の割合を示す経常収支比率が180%となっており、総務省が直近で公表しております平成28年度の全国平均を40ポイント以上上回るなど、FIT適用前と比べて大幅に向上しております。

一方、経営リスクの面では、これまで、建設費用や改修費用をおおむね企業債の借り入れで賄ってきたことから、料金収入に対する企業債残高の比率が154%と、全国平均の83%を大きく上回っており、依然として高い比率となっているものの、企業債残高につきましては、計画的な償還と今後の借り入れ抑制により改善を見込んでいるところであります。

こうした指標を踏まえると、道営電気事業は、全国と比較いたしましても、経営上、支障となる問題は見当たらず、現在のところ、経営状態は安定していると考えているところでございます。

以上です。

○道見泰憲委員 ここで一つ指摘を加えておきます。

今いただいた御答弁の中で、全国と比較してもという表現があったところであります。確かに、ほかの都府県で類する先からデータを引用すること自体には違和感はありません。しかし、一方で、新エネルギー資源の宝庫と自負する私たちが、平均並みの実績を残していることに満足することは、その先の道を模索する北海道にとって、低目の目標設定であることは否めないと考えております。

ぜひ、企業局の皆さんには、より積極的な目標設定をし、役割を果たしていただけるようお願いをしておきます。

次に、電力システム改革について伺います。

国では、平成25年度から、電力の安定供給の確保と電気料金の最大限の抑制等を目的に、電力システム改革を進めております。

この改革に伴い、電力市場は、水力発電や太陽光発電など、再生可能エネルギーを対象とした新たな取引市場の創設など、さまざまな検討が進められているところであります。

こうした一連の改革は、今後、企業局の電気事業にどのような影響を及ぼすと受けとめているのか、伺います。

○富原亮委員長 企業局次長船橋雅史君。

○船橋企業局次長 電力システム改革についてでございますけれども、平成28年4月から始まりました電力の小売全面自由化によりまして、電力は自由な価格で取引されることとなったところでございます。

道営電気事業につきましても、FITが適用されていない発電所の電力の売却に関しては、平成32年度以降、原則、一般競争入札となりまして、売電価格が電力市場の動向などの影響を受けますことから、これまで以上に、収入の変動を見通すことが困難となることが懸念されております。

また、現在、国が検討している、再生可能エネルギーの環境価値を取引する非化石価値取引市場などの新たな市場の創設は、収入の増加に結びつくことが期待されるものの、新たに、送配電関連設備の維持運営費用を発電事業者にも負担させる議論が進められているなど、改革の内容によっては、経営にさらなる影響を与えることも予想されるため、企業局としては、引き続き、電力システム改革の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 ここでも指摘を加えます。

今、電力システム改革の動向を注視してまいりたいと御答弁いただいたところであります。

しかし、買い取り価格の下落や送配電関連設備の取り扱い、さらに、系統接続の空き容量の見直し等の方向性は、既にある程度見通すことはできると考えます。よって、待ちや受けの立場ではなく、攻めの姿勢で先行しておくことが必要であります。

新エネルギーについての技術は、まさに日進月歩で、特に欧州において日に日に先進技術が開発されていると聞き及ぶところでもあります。

積極的な情報収集に当たりながら、北海道を新エネルギー大国にふさわしい大地へと成長させることができるように、道庁並びに企業局の皆様には、日々、汗していただけるよう、先ほどの指摘とあわせてお願いをしておくものであります。

次に、FITの見直しについて伺います。

平成24年度から始まったFITについては、現在、国において、太陽光発電における買い取り価格の引き下げや、大規模な事業用発電について入札制度を導入するなど、国民負担の低減に向けた取り組みが進められているところです。

このようなFITの見直しは、太陽光発電や風力発電に限らず、今後は、水力発電についても同様な検討が進められる可能性があると考えますが、現在、どのような状況になっているのか、伺います。

○船橋企業局次長 FITの見直しについてであります。FITについては、平成24年7月に施行された、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の附則におい

て、平成33年3月までの間に、状況を勘案し、抜本的な見直しを行うこととされております。

また、同法の規定に基づき、国において、毎年度、買い取り価格の見直しが行われ、国民負担の抑制に向け、太陽光発電や風力発電などについては、順次、引き下げが行われており、水力についても、平成29年4月から、出力が1000キロワット以上5000キロワット未満については引き上げ、同年10月から、出力が5000キロワット以上3万キロワット未満については引き下げとなったところであります。

こうした中、水力発電は、開発期間が長期にわたることや初期投資が巨額なこと、さらには、ダムなどでは、減価償却期間が50年以上と長いにもかかわらず、買い取り期間が他の電源と同様に20年間で定められていることから、期間終了後には大幅な減収が見込まれるなどの課題があると考えているところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 次に、地震による被害状況などについて確認をしておきたいと思っております。

去る9月6日に、北海道における観測史上、過去最大の震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生し、家屋を巻き込んだ大規模な山腹崩壊等によって、多くのとうとい命が失われたばかりではなく、公共施設などにも甚大な被害が生じたと報じられております。

今回の地震によって、道営発電施設にはどのような被害が生じ、道は、その後、どう対応したのか、伺います。

○岡発電課長 地震による被害などについてであります。当時、企業局では、改修工事中の清水沢発電所を除く7カ所で発電を行っており、地震直後は発電を停止したものの、地震により水路に土砂等が流入し、運転を停止した滝の上を除く6カ所の発電所では、北海道電力からの要請に応じて、地震発生当日のうちに、順次、運転を開始し、地域への電力供給に寄与したところであります。

運転を停止した滝の上発電所については、土砂撤去などの応急工事に直ちに着手し、2週間で運転を再開したところであり、今後、本格復旧に向け、今年度中に調査設計を実施し、早期に対策工事を行うことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○道見泰憲委員 昨日の道新にも北海道電力が10月23日に発表した数値が載っていたものと承知をしておりますが、この冬の発電見通しについて伺っておきたいと思っております。

道営発電施設においては、速やかに運転を再開したということでありましたが、今回の地震に伴い発電を停止した北海道電力の苫東厚真発電所については、先月10日に復旧したものの、道内では、これから電力需要が高まる冬を迎え、不測のトラブルで電力需給が逼迫する事態も想定せざるを得ないと考えております。

こうした状況を踏まえると、企業局の電気事業は、安定的な電力供給の担い手として一定の役割を果たすことが期待されておりますが、道営発電施設における今後の発電見通しはどうか、伺います。

○富原亮委員長 発電制御室長泉山浩一君。

○泉山発電制御室長 今後の発電の見通しについてであります。道営発電所においては、発電量がピークとなる、かんがい期間の終了後である秋口から冬までの間に、保安規程に基づく定期点検などのために発電を停止するほか、冬期間には、河川の水量が少なくなることから、発電量が低下するところです。

このため、当局としては、定期点検の実施に当たって、北海道電力と十分な協議を行いながら、電力供給に支障を来さないよう、適切な時期や期間で行うとともに、冬期間においても、高い水位で運転するなど、ダムの貯留水を有効活用した効率のよい運転を行い、発電量の確保に努めてまいる考えです。

以上です。

○道見泰憲委員 次に、発電施設の老朽化対策について伺います。

地震などの災害が発生した場合にあっても安定的に電力を供給していくためには、発電施設の強靱化を図っていくことも大変重要であると考えます。

企業局では、道内に8カ所の水力発電所を保有しておりますが、建設後50年以上を経過した発電所も複数あって、老朽化した発電所では、耐震性に課題を抱えているところも少なくないと考えております。

発電用ダムや発電所建屋など、主要な発電施設が損壊した場合に、周辺に甚大な被害をもたらすばかりではなく、長期間にわたり発電を停止せざるを得なくなる事態も想定されております。

道営発電施設の老朽更新や耐震性の強化に、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

○富原亮委員長 発電施設整備担当課長寺崎将君。

○寺崎発電施設整備担当課長 発電施設の老朽化対策などについてであります。改修工事中の清水沢を除いた7カ所の発電所のうち、鷹泊、川端、岩尾内の3発電所については、運転開始以降、おおむね50年以上を経過し、老朽化が進んでいるところであります。

このため、これらの発電所については、機器の故障などによる発電停止のリスクや耐用年数も勘案し、計画的に改修を進めることとしております。

一方、耐震化対策としては、2カ所ある道営の発電専用ダムのうち、清水沢ダムについては、耐震診断により安全性を確認したところであり、ポンテシオダムについては、現在調査を行っているところです。

また、発電所建屋のうち、現在の基準に照らして耐震性が低い鷹泊については耐震補強設計を、耐震性が明らかでない岩尾内、川端、ポンテシオの発電所については耐震診断を、それぞれできるだけ早期に行うことができるよう努めてまいります。

以上です。

○道見泰憲委員 次に、地すべり対策について伺います。

今回の地震では、震源地付近において広範囲にわたり山腹崩壊が発生したのは記憶に新しいと

ころだと思えます。

また、平成28年の熊本地震では、地すべりにより水力発電施設の一部が損壊し、大量の発電用水が流出する事故が発生しております。

こうしたことを踏まえ、道営発電施設についても、施設の耐震性のみならず、地震に伴う地すべり発生の危険性について考慮すべきと考えますが、見解を伺います。

○船橋企業局次長 地すべり対策についてであります。平成28年に発生した熊本地震では、地すべりにより、山の斜面に設置されていた発電用の貯水タンクが損壊し、タンクと水路内にたまっていた約1万立方メートルに及ぶ大量の水が、土砂とともに下流域の集落に流出するという被害が発生したところでございます。

熊本地震での斜面崩壊や、胆振東部地震で大規模な山腹崩壊が多数発生したことを踏まえ、地すべりなどのリスクを適切に評価し、対策を講じておくことが必要であると考えているところでございます。

このため、企業局としては、今後、全発電所を対象とした調査を実施し、必要な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 水力発電について伺います。

今回の地震では、地震発生直後、道内の全域で電力供給が停止する、いわゆるブラックアウトが発生いたしました。

ブラックアウトからの復旧に当たっては、外部からの電源供給がなくても起動できる水力発電所がいち早く発電を再開し、単独で再起動ができない火力発電所に電力を供給し、復電に寄与したと承知しております。

水力発電は、二酸化炭素の排出がほとんどなく、地球温暖化防止対策に貢献するなど、環境に優しいエネルギーとしても導入の促進が期待されており、今回の地震で、水力発電の重要性が改めて認識されたところだと思えます。

そこでまず、道内の水力発電の現状と、企業局の水力発電所の規模や全道のシェアについて伺います。

○泉山発電制御室長 水力発電の状況についてであります。道内では、企業局のほかに、北海道電力や電源開発などの民間事業者が水力発電を行っており、その発電電力量は、平成29年度で約49億キロワットアワーで、道内の火力や水力などを合わせた全発電電力量の約360億キロワットアワーの約14%を占めているところでございます。

このうち、改修工事中の清水沢を除き、現在、企業局が運営する7カ所の水力発電所における発電電力量は約3億キロワットアワーで、道内の全発電電力量の約1%、水力発電による電力量の約6%のシェアとなっているところでございます。

以上です。

○道見泰憲委員 発電量の増加に向けた取り組みについて確認をします。

水力発電の分野では、企業局の水力発電が一定の規模を有しているとのことでありますが、クリーンエネルギーの拡大やエネルギーの地産地消の観点から、企業局が率先して水力発電の発電量をふやすべきと考えるところです。

シューパロ発電所は、平成27年4月に夕張シューパロダム completionに伴い廃止した二股発電所の代替施設として運転を開始していますが、企業局において、新たな地点での大規模な電源開発は、平成4年4月に運転を開始した夕張市の滝下発電所以降、行っておりません。

発電量の増加のためには、新たな電源開発を行うことも必要と考えますが、見解を伺います。

○富原亮委員長 企業局長根布谷禎一君。

○根布谷企業局長 発電量の増加に向けた取り組みについてでございますが、企業局では、発電施設の老朽化に対応するため、計画的に施設の改修を進めているところであり、その改修に当たっては、既存設備の最大限の有効活用を図るため、発電所の設備の更新にあわせて、発電効率が高い機器への更新を行う、いわゆるリパワリングを進め、発電量の増加に取り組んでいるところでございます。

一方で、水力での新たな電源開発は、開発可能性のある地点が奥地であることや、十分な発電量が見込めないことなど、立地条件の厳しいところが多く、高額な初期投資に対し、採算面での見通しが立たないことなどから、滝下発電所以降、新たな開発は行ってこなかったところでございます。

こうした中、企業局といたしましては、今回の地震において、外部電源なしに自力で発電を開始できる水力発電の優位性を再認識したことや、東日本大震災を踏まえたFITの創設など、社会情勢の変化も踏まえ、これまでに調査検討を行ってきた地点について、改めて開発の可能性を検討するとともに、未開発地点の情報収集にも努めてまいりる考えでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 指摘を加えます。

この質問は、水力発電について伺っておりますので、分野を限った質問になっておりますが、新エネルギーには、太陽光を初めとするさまざまな種類があるのであります。

企業局として、北海道における新エネルギーという分野について、広く可能性を切り開き、かつ、公的な役割を果たしながら、同時に、それらに必要なコストを自身で積極的に稼ぎ出さなければならないことを自覚していただきたいと考えております。

新たな電源開発は、これからの北海道の新エネルギー導入に向けた重要なテーマとなりますので、改めて関係部局とも議論をしてまいりたいと考えております。

次に、財源の確保について伺います。

平成32年度以降は、電力市場の自由化の一環として、競争入札で道営電気事業の売電単価が決定されるため、価格面での厳しい競争環境となります。

こうした中、発電施設の老朽化や耐震化対策などの取り組みを着実に進めていくため、財源の確保にどう取り組んでいく考えなのか、伺います。

○船橋企業局次長 財源の確保についてであります。平成27年4月から運転を開始している企業局最大規模のシューパロ発電所がF I Tの適用を受けていることから、当面の間、一定の収入は確保され、安定した経営が維持できるものと考えているところでございます。

しかしながら、電力システム改革の影響に伴い、平成32年度以降、原則、一般競争入札が導入され、収入の動向を見通すことが困難になることや、F I T期間終了後には大幅な減収が見込まれ、経営に大きな影響が生じる懸念があるところでございます。

こうしたことから、F I T終了後を見据え、安定した経営を行っていくため、現在の利益を有効に活用して、企業債の借り入れを抑制し、償還元金や金利の負担を軽減するなど、収支構造の見直しに取り組むとともに、効率的な維持管理などによる支出のさらなる見直しや、経営リスクに備えた内部留保資金の確保についても取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 地域貢献について御質問をさせていただきます。

企業局では、地域貢献の一環として、地域新エネルギー導入アドバイザー制度を設けるなど、市町村などの取り組みを支援してきたと承知しておりますが、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

○寺崎発電施設整備担当課長 地域貢献についてであります。企業局では、エネルギーの地産地消の取り組みを支援するため、一般会計が設置した新エネルギー導入加速化基金に、昨年度から5年間で60億円を繰り出すほか、平成17年度に地域新エネルギー導入アドバイザー制度を設け、市町村などを対象とした、発電に関する説明会や勉強会の開催、現地調査、技術の提供など、地域における再生可能エネルギーの導入の取り組みを支援してきており、本年は、弟子屈町における、公園の維持管理に活用する小水力発電の導入が図られたところであります。

また、市町村が行う小水力発電の導入モデルとして、昨年度、夕張川の沼の沢取水堰発電所の建設に着手し、本年度中に運転を行うこととしており、これにより得られた知見を生かしながら、今後とも、地域が行うエネルギーの地産地消の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えています。

以上です。

○道見泰憲委員 次に、市町村への支援について質問をさせていただきます。

今回の地震を踏まえ、市町村においては、防災拠点となる公共施設などへの再生可能エネルギーの導入の動きが加速する可能性もあると考えますが、市町村では、電気に関する専門的な知識や経験を有する技術者が不足しているのが現状であります。

今回の地震を契機として、企業局には、発電事業に関する経営の知識、技術、ノウハウを生かして、市町村が取り組む防災拠点などへの再生可能エネルギー導入を支援していく必要があると考えますが、企業局はどのように対応していく考えなのか、伺います。

○根布谷企業局長 市町村への支援についてでございますが、今回の地震を契機として、災害時の防災拠点における電源確保の重要性が改めて認識されたところでありまして、市町村みずから

が、地域の特性に応じた多様な再生可能エネルギーの導入を進めることは大変重要な取り組みであると考えているところでございます。

このため、企業局では、今後、市町村に対して、小水力発電など、地産地消が可能なエネルギーに関し、当局が有する知識やノウハウを積極的に提供していくとともに、新たに、自家消費を目的とした太陽光発電などの再生可能エネルギーと蓄電設備との組み合わせによる電力供給について調査研究を進めることとしております。

企業局といたしましては、これらの取り組みを通じ、再生可能エネルギーが防災拠点などでも有効に活用できるよう、幅広く検討を行い、その成果を市町村に提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 指摘を加えます。

この点については、企業局のみならず、知事部局の全てにも言えることであると私は常々考えているところですが、道が、市町村への支援についての政策を組み立てる際に、もっと民間力を活用することを当たり前にしていかなければならないと考えております。

そもそも、市町村自身については、新エネルギー分野への興味はあっても、みずからが着手するための地域資源の活用や膨大な設備費の投資、そして、事業を主導する人材の不足などを理由として、そのハードルは決して低くないものと承知しておるところであります。そこに必要となるものは、いわば民間活力で補うことはできないのではないのでしょうか。

むしろ、私は、多くの市町村と意見交換を重ねた経験から、道は、市町村と優秀な技術と経験を有する民間企業とを結びつける役割を果たしていくべきだと確信しております。

国の支援策の延長線上にあるメニューから組み立てるのではなく、道内に潜在するニーズと、私たち自身さえも気づいていない北海道の優位性を十二分に生かすことができる政策と、その実行を期待したいと考えております。

電気事業会計に関して、最後の質問になります。

今後の電気事業の運営についてお伺いをします。

これまで、発電施設の改修、耐震化や、再生可能エネルギーの導入促進などについて伺ってまいりましたが、こうした取り組みを進めるに当たって、道としては、今後、どのように電気事業の運営に取り組んでいく考えなのか、見解を伺います。

○富原亮委員長 公営企業管理者浦本元人君。

○浦本公営企業管理者 今後の電気事業の運営についてであります。道営電気事業は、経済性と公共性という公営企業の基本原則のもと、クリーンで安全な水力発電所を建設、運営することで、道内の再生可能エネルギーの拡大の一翼を担ってまいりましたが、今回の北海道胆振東部地震を受け、電気は道民に欠かせないライフラインであり、災害が発生した場合であっても安定的な電力の供給に最大限努めるという電気事業の重要な役割について、改めて思いを強くしたところであります。

一方、今後、道営電気事業は、電力システム改革により、電力市場の動向に直接影響を受ける厳しい経営環境の中に置かれますが、災害時におきましても、外部電源なしに発電を開始できる水力発電の優位性を最大限に発揮する事業運営や、地域の防災拠点における再生可能エネルギー導入に対する貢献といった、道営電気事業が果たすべき役割は、さらに広がっているものと考えております。

このようなことから、私といたしましては、さまざまな情勢変化を的確に見きわめ、安定した持続的な事業運営を行っていくため、企業債への依存体質からの脱却や、さらなる効率的な運営により、老朽発電所の計画的な改修、耐震化はもとより、地域における再生可能エネルギー普及への貢献、さらには、企業局みずから新たな電源開発を検討するなどして、道営電気事業に求められる役割を、職員と一丸となって果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 指摘を加えます。

今、公営企業管理者から、今後の運営についての積極的な答弁をいただけたと捉えておるところであります。大いに期待できるものでありますし、そのために必要な情報の収集や議会議論を通して、私も、より確実な事業の実施へ向けた一翼を担っていきたいと考えておるところであります。

全ては北海道の元気のために、お互いに責任を果たしてまいりたいと思います。

続きまして、工業用水道事業会計についての質問に移りたいと思います。

最初に、平成29年度の決算について伺います。

まず、工業用水道事業の平成29年度の収支や未処理欠損金など、決算の状況がどのようになっているのか、決算に対する認識も含めて伺います。

○船橋企業局次長 平成29年度の決算についてであります。まず、収入については、契約水量の増加などがあつた一方で、平成18年度から借り入れた未稼働資産等整理債の償還が前年度に終了したことに伴い、一般会計からの補助金が減少したことなどにより、経常収益は約20億8000万円となったところでございます。

また、支出については、減価償却費が増加した一方で、未稼働資産等整理債の利息の減などにより、経常費用が約18億8000万円となった結果、経常利益は約2億円となり、さらに、今年度は特別利益が発生しなかったことから、純利益も同額の約2億円となったところでございます。

この結果、7期連続で黒字決算となり、今年度も一定の経営改善を図ることができたものと受けとめております。

しかしながら、御指摘があつた未処理欠損金は、平成29年度末で約86億4000万円と、前年度に比べて約24億4000万円減少したものの、依然として多額であり、厳しい経営状況にあるものと認識しております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 次に、経営健全化計画の進捗状況について伺います。

未処理欠損金がなお多額に上るなど、厳しい経営状況が続いておりますが、企業局では、工業用水道事業の経営基盤の強化に向けて、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とした北海道工業用水道事業経営健全化計画に取り組んでいると承知しております。

平成29年度は、この計画の中間年度に当たりますが、平成29年度までの進捗状況について伺います。

○富原亮委員長 工業用水道課長松田尚子君。

○松田工業用水道課長 経営健全化計画の進捗状況についてであります。現在取り組んでおります北海道工業用水道事業経営健全化計画では、平成27年度から31年度までの5年間の計画期間中、全ての年度で純利益を計上することと、未処理欠損金を可能な限り低減することを目標としているところでございます。

また、計画においては、契約水量、契約率、純利益、経常収支比率、未処理欠損金の5項目について、年度ごとの目安を設定しているところでございます。

平成29年度決算においては、工業用水道事業全体で、契約水量については、目安の25万6594トンに対し、実績は25万6052トンと542トン及ばず、このため、契約率は、目安の78.5%を0.2ポイント下回る78.3%となっております。

一方、純利益につきましては、8000万円に対して約2億円、経常収支比率は、104%に対して110.6%、未処理欠損金は、約91億4000万円に対して約86億4000万円と、それぞれ目安を上回る結果となっており、目標については、計画初年度の平成27年度から3期連続でおおむね達成できたものと考えております。

○道見泰憲委員 経営健全化計画においては、工業用水の供給能力に対する、料金収入の基礎となる契約水量が占める割合、すなわち契約率がなかなか伸びない状況を踏まえ、新規需要の開拓や支出抑制の取り組みを進めていくとしていますが、平成29年度までに、どのような取り組みを行い、どのような成果が上げられたのか、伺います。

○松田工業用水道課長 経営改善に向けた取り組みなどについてでございますが、まず、需要開拓の取り組みとして、知事部局や関係機関と連携して、企業立地イベントへの出展や企業への個別の営業活動を行っており、平成29年度は、新たに、北洋銀行ものづくりテクノフェアへの出展を行ったほか、今年度は、金融機関との情報交換会や、近年、工業用水の問い合わせがふえておりますバイオマス発電の事業者に対し、幹部によるトップセールスを行ったところであり、こうした取り組みなどを通じ、計画開始からこれまでに、9880トンの使用申し込みがあったところでございます。

次に、支出抑制の取り組みとして、運転管理業務について、単年度委託から4年間の包括委託への見直しを進めてきたほか、企業債の借り入れについては、利息の低減が図られる借り入れ方法に改めるなどの取り組みにより、これまで、約684万円を削減したところでございます。

企業局としては、引き続き、需要拡大の取り組みを積極的に行うとともに、可能な限りの経費節減に努めながら、経営健全化を着実に推進していく考えであります。

○道見泰憲委員 契約率の動向について確認をしておきたいと思います。

工業用水道事業は、多額の設備投資が必要となるため、契約率は一定水準を確保することが重要であって、経営基盤の強化に向けた重要な指標と考えるところです。

そこで、室蘭地区、苫小牧地区及び石狩湾新港地域における工業用水の契約率は、近年、どのように推移をしているのか、確認したいと思います。

○松田工業用水道課長 契約率の推移についてでございますが、道営工業用水道事業が、国の制度に基づいて平成18年度から取り組んだ経営健全化計画の最終年度であります平成26年度と、企業局が独自に策定して取り組んでいる現在の経営健全化計画の中間年度に当たる平成29年度を比較すると、工業用水全体では、給水能力の32万7000トンに対しまして、契約率は77%から78.3%へと1.3ポイント上昇いたしました。

同様の比較を工水別に行いますと、室蘭工水では、給水能力の11万5000トンに対し、契約率は93.7%で横ばいとなっているものの、苫小牧工水では、給水能力の20万トンに対し、契約率は2.1ポイント上昇の72.7%、石狩工水では、給水能力の1万2000トンに対しまして、契約率は0.6ポイント上昇の24.6%と、両工水では上昇で推移している状況でございます。

○道見泰憲委員 そのうち、石狩工水の契約率について伺います。

室蘭工水では9割、苫小牧工水では7割を超える契約率を維持しているものの、石狩工水については、契約率が3割を切るなど、依然として厳しい経営状況にあるとのことでございます。

石狩工水の契約率について、今後どのように見通しているのか、伺います。

○松田工業用水道課長 石狩工水の今後の見通しについてでございますが、石狩湾新港地域は、物流拠点としての産業集積が進み、これまで、工業用水を多く使用する企業の立地が伸びなかったことなどから、給水能力の1万2000トンに対し、平成29年度末の契約水量は2952トン、契約率は24.6%にとどまり、抜本的な経営改善に向けては、需要の拡大が最も重要な課題と考えているところでございます。

そうした中、北海道電力が、平成27年度から、同地域で液化天然ガスによる発電所の建設を進めており、現在の契約水量の600トンは、今後、段階的にふえ、平成42年度までに1600トンとなる予定でありますほか、事業環境の変化などから、使用開始の時期はずれ込む可能性がございますが、他のエネルギー関連企業からも、平成33年3月から3480トンの使用申し込みを受けておりまして、これらを考慮すると、契約率は約64%となる見込みでございます。

○道見泰憲委員 次に、室蘭工水について伺います。

室蘭工水の大口ユーザーであるJXTGエネルギー株式会社が、室蘭製造所における石油製品等の製造を停止するとの方針が報道されて以来、約1年が経過したところです。

JXTGエネルギーの契約水量は、室蘭工水の4分の1を超え、仮に契約水量の全量が契約解除となった場合、工業用水道事業の経営に大きな影響が生じると考えておるところです。

企業局は、JXTGエネルギーによるこのたびの経営方針について、どのような説明を受けていて、工業用水道事業経営にどのように影響してくると考えているのか、また、今後、どのよう

に対応するのか、その考えをあわせて伺っておきます。

○船橋企業局次長 室蘭工水についてであります。室蘭工水は、鉄鋼関連企業など7社に対し、日量で10万7710トンの工業用水を供給しており、給水能力の11万5000トンに対し、93.7%と高い契約率となっております。

こうした中、昨年9月、JXTGエネルギー株式会社から、室蘭地区でこれまで行ってきた石油製品の製造を停止し、平成31年4月以降は、北海道を中心とした石油製品の物流拠点として事業を再編すると発表があったところでございます。

その後、企業局では、同社から、事業再編は、競争力強化を図るための全国的な生産供給体制の見直しの結果、必要な措置であるとの説明を受けるとともに、本年3月には、改めて、同社から、今後の水使用についての相談があり、現在、事業再編後の工業用水の使用目的や水量などについて確認を行っているところであります。

同社は、室蘭工水の契約水量の26.5%を占める大口ユーザーであり、その動向は、室蘭工水の経営に大きな影響を及ぼすことも考えられますことから、将来の収支見通しなど、さまざまな検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 次に、需要拡大の取り組みについて質問をしたいと思います。

経営基盤の強化に向けては、契約水量の増加を図ることが何よりも重要です。

経営健全化計画の達成に向けて、新規需要の開拓や契約水量の増加に、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○松田工業用水道課長 需要拡大の取り組みについてでございますが、需要拡大に向けては、企業の皆様に工業用水の利点を理解していただくことが重要であるため、昨年度から、北洋銀行ものづくりテクノフェアへの出展を行っておりますほか、今年度から、新たに、ビジネスEXPOに出展し、来場者に対し、良好な水質や、上水道に比べて安価な料金をPRするとともに、最新の企業情報の収集を図ることとしているところであります。

また、近年は、食品関連のほか、新エネルギーによる発電や熱供給においても、工業用水の利用の動きがありますことから、今後は、これらの分野にも重きを置いて、新規需要開拓を行っていく必要があると考えているところでございます。

このため、企業局としては、庁内の関係部と、企業誘致や水需要に関する情報の共有を図るとともに、道内の金融機関とも連携して、進出企業の情報を収集するほか、外部有識者による経営懇談会において、専門的な視点からのアドバイスを受けながら、工業用水の新規増量ニーズをいち早くつかみ、需要開拓に生かしていく考えでございます。

以上です。

○道見泰憲委員 次に、北海道胆振東部地震への対応について確認をします。

苫小牧工水では、北海道胆振東部地震で大きな被害を受けた苫東厚真発電所などのユーザーに対して工業用水を供給しておりますが、苫小牧を含め、今回の地震による送水への影響など、各

地区の状況がどうだったのか、伺います。

○富原亮委員長 工業用水道施設整備担当課長山下進君。

○山下工業用水道施設整備担当課長 地震への対応についてでございますが、企業局におきましては、9月6日未明の地震発生後、各管理事務所において、直ちに、ダムや取水施設、配水管など、全ての施設について点検を実施いたしました。

その結果、苫小牧地区では、浄水場の被害はなかったものの、配水管の2カ所で漏水を確認したため、送水を継続しながら配水管の補修を行い、9月21日には補修を完了したところであります。

また、室蘭地区では、貯水ダム本体及びゲートなどの関連施設、配水管路への被害はなく、石狩湾新港地域も、浄水場、配水管ともに被害はなかったことから、3工水ともに、地震に伴う送水への直接的な影響はなかったところであります。

しかしながら、その後も余震が続いていることから、企業局では、施設の設置場所で震度3以上の地震があった場合には点検を行っており、引き続き、送水に万全を期してまいる考えでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 配水管路の耐震化計画について確認をします。

今回の地震では、配水管路からの漏水が発生していると今お聞きをしたところでありますが、昭和40年代から50年代にかけて整備された企業局の工業用水道施設では、老朽化及び耐震化対策が大きな課題であると考えているところであります。

災害に強い施設としていくために、配水管路の耐震化をどのように進めていくのか、伺います。

○山下工業用水道施設整備担当課長 配水管路の耐震化についてでございますが、配水管路の老朽化が進む中、地震等の自然災害に備えるためには、配水管路の老朽更新、耐震化は重要な課題と認識しておりまして、これまでも、順次、耐震性が高い配水管への更新を行ってきたところであります。

こうした中、室蘭工水では、平成31年度までの第3期改修事業の完了により、耐震性が低く、老朽化も進み、早急に対応しなければならない区間の改修につきましては、おおむね完了する予定となっているところでございます。

また、苫小牧工水では、今後行う第2期改修事業で、耐震性が低いコンクリート管の更新を行う予定であり、これにより、過去の地震において漏水が発生した区間の耐震化が図られる見通しとなっております。

一方、平成11年度から給水を開始している石狩工水につきましては、他の事業者から譲渡を受けた区間を除き、耐震基準を満たしております。

企業局としては、工業用水の安定的な供給に向け、今後とも、耐震化率の向上に計画的に取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 それでは次に、施設の耐震化について確認をします。

配水管路以外のダムや浄水場などの設備については、昨年の決算特別委員会においても、耐震診断を行い、その結果を踏まえて計画的に耐震化を進めるということでありましたが、このたびの地震も踏まえ、今後の耐震化をどのように進めていくお考えなのか、伺います。

○山下工業用水道施設整備担当課長 施設の耐震化についてでございますが、工業用水の安定供給を図るためには、配水管の耐震化のみならず、施設設置後40年以上が経過し、老朽化が進んでいる貯水ダムや取水施設、浄水場などの耐震化も重要であることから、平成28年度に着手した耐震診断につきまして、これまで平成34年度としていた完了予定を平成31年度に前倒しするなど、耐震化に向けた取り組みを加速させているところでございます。

耐震診断の結果、室蘭工水の幌別ダムでは、将来にわたる最も大規模な地震動の際、貯水ダム本体の貯水機能は維持できるものの、ゲートの操作に課題があるとされ、現在、可能な限り早期の耐震化に向け、鋭意検討を進めているところでございます。

また、苫小牧及び石狩工水は、来年度までに浄水場などの耐震診断を完了し、その結果を受け、速やかに耐震化に向けた検討を進めることとしています。

以上でございます。

○道見泰憲委員 今後の施設整備のあり方について伺います。

工業用水の供給を将来にわたり安定的に継続していくためには、ライフサイクルコストの最適化が図られるよう、中長期的な見通しに立って整備計画を策定することが求められます。

さらに、人口減少社会にあっては、企業の経済活動に伴う工業用水の需要も、今後、大幅な増加は見込めないものと捉えております。

こうした状況を踏まえた将来予測に基づいて、工業用水道施設の整備を行う必要があると思います。また、着実、適切に工事を発注していくことも重要であります。

今後の施設整備に当たっての企業局の考え方を伺います。

○船橋企業局次長 今後の施設整備についてでございますが、工業用水道は、本道の産業振興にとって不可欠なインフラであり、厳しい経営環境の中においても安定供給を維持するためには、施設の計画的な維持管理や整備が必要不可欠であります。

このため、設備の更新の際には、管路については、腐食度合いの調査、機械類については、定期的な点検結果に基づき、ライフサイクルコストの最適化を目的とした更新計画を策定するなどして、長寿命化を図ってきたところでございます。

また、今後の施設整備に当たっては、将来の水需要を見通し、減少が見込まれる場合には、例えば、管路の更新時には、管径を縮小するスペックダウンや、非常用電源装置の更新時には、装置の発電能力を下げるダウンサイジングなどの検討を行うことも必要であると考えており、企業局としては、こうした取り組みを通じて、経営の健全化にも十分留意しながら、適切な施設整備に努めてまいります。

なお、工事の発注に当たりましては、可能な限り事業量の平準化に努めるとともに、道内の建設業界の動向にも留意しながら、計画的な発注に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 指摘を加えます。重ねてお話をすることになりますが、とても重要なことですので、あえて指摘をいたします。

今、可能な限り事業量の平準化に努めるとともに、道内の建設業界の動向にも留意しながら、計画的に発注してまいりたいとの御答弁をいただいたところであります。

企業局が有する配水管路や各施設は、特に、1972年の札幌オリンピックを契機として進んだ道内の開発から約50年という、耐用年数を一気に迎えることとなります。そこには膨大な工事量があるのであります。それに対して、それらの更新や耐震化は少しずつしか進められていないのが現実の姿なのであります。

企業局は、今後発生する必要工事量を把握し、それが前倒しになろうとも、長寿命化策を施しながら、後ろ倒しになろうとも、全体の工事量の平準化を図らなければなりません。平準化といっても、ただならせばいいものではないのです。道内の工事会社で施工可能な範囲での平準化が欠かせません。

昨今の人手不足の解消や、関係業界の皆さんによる工法や低コスト化のための技術開発も欠かすことができません。

平準化と、道内の業界との情報の共有には、その実態を正確に把握して、行政と民間が課題を共有し、今から有効な策を打ち出していくことが必要です。

また、その予算が膨大なものとなることは明確です。国や道から落ちてくる分を当てにするのではなく、みずから稼ぎ出すことで、自主性を持って財源確保に努めるくらいの覚悟で事に当たっていただきたいと強く要請をしておきます。

次の質問は、大規模停電の影響について確認をします。

今回の地震では、全道の電力が失われるブラックアウトが発生しました。

企業局は、ブラックアウトの引き金となった、道内で最大量の発電を行っている苫東厚真発電所に工業用水を供給しておりますが、仮に、火力発電所への工業用水の供給が停止すると、運転に支障を来し、設備の安全性も損なわれるおそれがあります。

今回の大規模停電により、苫東厚真発電所への給水にはどのような影響があったのか、また、苫東厚真発電所を抱える苫小牧地区のほか、室蘭地区及び石狩湾新港地域における火力発電所への給水状況と、大規模停電の影響についてもあわせて伺います。

○山下工業用水道施設整備担当課長 大規模停電の影響についてでございますが、北海道電力苫東厚真発電所に用水を供給している苫小牧工水では、停電と同時に、送水に不可欠な加圧ポンプの電源を非常用電源に切りかえて運転を行ったものの、停電が長時間にわたったことから、非常用電源の燃料が不足する懸念がありました。

このため、企業局では、苫東厚真発電所への給水を維持することの重要性から、北海道電力な

どの協力を得て、最優先で燃料を確保し、給水を継続したことから、苫東厚真発電所などの火力発電所を初め、地区内への給水には影響がなかったところでございます。

一方、室蘭工水では、停電により、送水のための加圧ポンプが停止しましたが、幌別ダムからの自然流下による水圧で送水を一定量維持することができ、地区内の火力発電設備を含めた受水企業には影響がなかったところでございます。

さらに、石狩工水でも、苫小牧工水と同様に、加圧ポンプの電源を非常用電源に切りかえて運転を行いましたが、停電当日の昼ころには、その後の燃料調達が困難になると判断いたしまして、全ユーザーの了解を得た上で、16時過ぎから23時間にわたり給水を停止しましたが、停電の影響で地区内の多くの企業が操業を停止していたことから、断水による大きな影響はなかったところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 そのような大規模停電時における工業用水の安定供給について伺います。

道民生活、道内経済のライフラインである電力供給を工業用水が支えている実態があります。仮に、このたびの大規模停電のような状況が再び発生したとしても、速やかに復旧させるためには、停電時にも安定して工業用水を供給することが不可欠であると考えます。

企業局としては、電力供給に必要な工業用水の供給に、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○船橋企業局次長 安定供給に向けた対策についてであります。今回の停電では、非常用電源の燃料が不足し、石狩工水では、受水企業に影響はなかったものの、工水の供給を一時停止する事態も生じたところであり、今後、長時間の停電にも対応できる非常用電源の確保が課題として認識されたところであります。

このため、企業局としては、非常用電源の確保に当たっては、電源設備の更新に合わせて、長時間運転できる効率的な発電装置を導入するとともに、燃料の確保が困難となったことを踏まえ、燃料タンクの容量の増加についても検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○道見泰憲委員 強靱化に向けた取り組みについて質問をします。

工業用水道は重要な産業インフラであり、施設の老朽更新を進め、地震等の自然災害に備えるなどして、将来にわたり安定供給を維持することが、事業者としての重要な責務です。

特に、道内における電力供給に大きな役割を果たす火力発電所の運転に必要な水を供給する企業局の工業用水道事業は、間接的ではありますが、道民生活を支える重要なインフラでもあり、厳しい経営状況にあるとはいえ、道民の安心、安全を守るための必要な施設更新、改修を進めていかなければなりません。

施設の強靱化に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○根布谷企業局長 施設の強靱化についてでございますが、委員が御指摘のとおり、工業用水道は重要な産業インフラであり、将来にわたり安定的な供給を維持することは、工業用水道事業者

として最も重要な責務であると認識しているところでございます。

とりわけ、今回の地震を踏まえ、災害時における道民の皆様の安心、安全を確保する観点から、火力発電所に対する給水の安定性の確保には最優先で取り組む必要があると考えているところでございます。

このため、苫東厚真発電所へ給水する苫小牧工水におきましては、耐震性が低いコンクリート管の更新を加速化するため、第2期改修事業の前倒しについて検討を進めることとしたところでございます。

また、平成28年度から行っております耐震診断の結果を受け、現在進めている貯水ダムのゲートや浄水場の耐震化についても、可能な限り早期に立案、実行できるよう検討を進めていくほか、停電対策についても、非常用電源設備の更新などの検討を急ぐこととしているところでございます。

これらの対策には多額な費用を要することから、工水事業の厳しい経営状況や受水企業の経営負担に鑑み、計画的な整備を図るとともに、国に対し、補助制度の拡充などを強く働きかけるなど、必要な財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○道見泰憲委員 工業用水道事業の持続可能な経営について伺います。

契約率の低迷、災害対策、老朽更新などの課題を抱え、工業用水道事業の経営は、今後も厳しい状況が続くと考えておりますが、そのような中であっても、道内経済、道民生活そのものを支えるインフラとして、将来にわたり持続可能な事業の構築が求められております。

工業用水道事業が抱えるさまざまな課題を踏まえて、今後、どのように経営に取り組んでいく考えなのか、伺います。

○浦本公営企業管理者 工業用水道事業の経営についてであります。工業用水道をめぐる状況は、経済のグローバル化に伴う産業の空洞化や、水のリサイクル技術の向上などによる需要の減少など、事業開始時に比べて大きく変化しており、道営工業用水道事業におきましても、厳しい経営状況が続いているところであります。

このような中にありましても、エネルギー、食関連の産業など、新たな分野での利用も始まってきていることから、こうしたさまざまな企業ニーズに的確に応えていくことが、受水企業の裾野を広げ、需要の開拓につながるものと考えておまして、今後とも、知事部局や関係機関と連動した機動的な営業活動に力を入れてまいります。

また、このたびの北海道胆振東部地震においては、大規模停電時にも火力発電施設などへの給水を維持することができ、工水の安定供給の重要性につきまして、改めて思いを強くしたところであります。

私といたしましては、地域経済を支えるインフラとしての役割はもとより、道民生活や道内経済の活性化に欠かせない電力供給を支えている工水の重要な役割をしっかりと果たすため、施設の早急かつ計画的な老朽更新や耐震化を最重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、中長期的な経営を見据えて、最も効率的な施設整備のあり方を検討するとともに、費用の平準化や財源の確保などにも努め、工水の安定供給と経営基盤の強化に最善を尽くしてまいります。

以上でございます。

○道見泰憲委員 最後に、指摘を加えます。

先ほど質問させていただいた電気事業についても同じことが言えると思うのでありますが、道や企業局が、みずから稼ぐことを強く意識しないことには、これから迎える人口減少危機を初めとする難局に立ち向かうことはできません。

北海道が北海道らしく、北海道に住む皆さんが幸せで元気な大地をつくり出し、後世に希望をつないでいくという責務がある私たちは、稼ぐことから逃れることはできないと信じております。

特に、新エネルギー導入の加速化を推し進める私たちには、北海道という優位性を生かした多くの手段が存在していることを自覚し、積極的に民間の活力を取り込んだ推進力を手に入れなければなりません。

知事を初めとする道庁職員の皆さん、公営企業管理者を初めとする企業局の皆さん、そして多くの民間事業者の皆さん、それぞれが、これまでの概念を打ち破ってでも踏み込んでいかなければならないときが、すぐそこまでやってきていると考えております。

私自身も、積極的に情報収集に当たりながら、決して議論するのみをよしとせず、実行行動をもって、北海道の元気を皆さんと力を合わせてつくり出していきたいと考えておるところであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○富原亮委員長 道見委員の質疑は終了いたしました。

沖田清志君。

○沖田清志委員 それでは、私からも、企業局所管事項につきまして、まず、工業用水道事業会計のほうから伺いますが、質問の組み立て上、通常と順番が逆になることを御承諾いただきたいというふうに思います。

まず、依然として多額の未処理欠損金を抱える工水事業会計につきましては、その解消のために健全化計画を策定して、さまざまな取り組みを行っていることは承知しております。

現在の健全化計画は、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間として策定しているわけでありましてけれども、昨年度はその中間年に当たったわけでありまして。

事業全体についての計画の進捗状況について、まずはお伺いをいたします。

○富原亮委員長 工業用水道課長松田尚子君。

○松田工業用水道課長 経営健全化計画の進捗状況についてであります。北海道工業用水道事業経営健全化計画においては、計画期間中の全ての年度で純利益を計上することと、未処理欠損金を可能な限り低減することを目標としておりますほか、契約水量、契約率、純利益、経常収支

比率、未処理欠損金の5項目で、年度ごとに目安を設定しているところでございます。

平成29年度決算においては、契約水量並びに契約率について、目安をやや下回る結果となりましたものの、約2億円の純利益を計上するとともに、経常収支比率は110.6%となったところでございます。

また、未処理欠損金については、平成26年度末の約157億4000万円から、平成29年度末では約86億4000万円と約71億円低減し、目標につきましては、計画初年度の平成27年度から3期連続でおおむね達成できたものと考えております。

以上です。

○沖田清志委員 計画初年度から3期連続で達成しているということでありますけれども、昨年度末でも、まだ依然として86億円という多額の欠損金があるわけであります。

この健全化計画の進捗状況については、外部有識者による検証、評価を行うこととしているわけでありますけれども、平成29年度決算に関してどのような議論があったのか、お伺いをいたします。

○松田工業用水道課長 経営懇談会での議論についてでございますが、北海道企業局工業用水道事業経営懇談会は、工業用水道事業の効率的な執行及び経営改善を目的として、5名の外部有識者で構成し、企業動向や需要開拓、経営改善方策などについて御議論をいただいております。今年度は、5名の構成員のうち、3名については、公認会計士など新たなメンバーを迎え、経営などの視点の強化を図ったところでございます。

本年7月19日に開催いたしました懇談会においては、経営健全化計画の進捗状況を説明する中で、平成29年度決算見込み額の報告を行いまして、純利益の計上や未処理欠損金の低減という目標の達成については、一定の評価を得たところでございます。

また、有識者からは、石狩工水について、これまでと同様に経営状況は厳しいとの意見がありました一方で、エネルギー関連の工水需要のポテンシャルがあり、石狩湾新港地域の優位性をアピールするよう、営業活動についても工夫をすべきなどの御意見をいただいたところでありまして、こうした議論の要旨については、企業局のホームページにおいてその都度公表しているところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 議論の要旨については、ホームページでその都度公表されているということでありますけれども、このことについては、昨年、我が会派の同僚議員からも、懇談会の議論経過を議会にも明らかにすべきと求めたところであります。

この間、こういった検討がなされてきたのか、お伺いをいたします。

○松田工業用水道課長 議会への報告についてでございますが、経営懇談会における議論の経過につきましては、昨年の決算特別委員会におきまして、経営健全化計画の目標が達成できなかった場合の対応など、重要なものについて議会への報告を行うよう、有識者の意見も踏まえ、検討してまいりたいとお答え申し上げたところであり、その後、本年2月に開催いたしました経営懇

談会で、各構成員に、こうした企業局の考えについて御意見を伺いましたところ、特に異論はなかったところでございます。

懇談会の議論については、これまでも、広く道民の皆様に公表してきたところであり、企業局としては、経営にかかわる重要なものについては、議会へ報告してまいりたいと考えているところでございます。

○沖田清志委員 経営にかかわる重要なものという判断の基準がどこにあるのか、皆さん方と私どもで違いが出てくるかもしれませんし、企業局との議論の機会については、決算特別委員会の場ぐらいしかないものですから、ぜひ、細かな情報提供ができないかどうかということを今後も引き続き検討されるようお願いしておきたいと思っております。

次ですが、今回、決算審査に当たりまして、事前に決算資料をいろいろ見てきたわけでありませうけれども、室蘭工水と苫小牧工水においては、昨年度、新たに電気事業会計からの長期借入金が発生しているわけでありませう。

これは、これまで見られなかったわけでありませうけれども、この借入金の使途は何であったのか、お伺いをいたします。

また、なぜ、電気事業会計からの借入れとしたのか、一般会計からの借入れとどう区別しているのか、お伺いをいたします。

○松田工業用水道課長 電気事業会計からの長期借入金に関し、その使途などについてでございますが、企業局においては、東日本大震災を初め、頻発する大規模地震や、国による、工業用水道施設の耐震基準の改正を踏まえまして、早急な耐震化を図るため、当初、平成34年度までに終了する計画でありました管路以外の施設に対する耐震診断を、平成31年度までに前倒しして実施することとしたところでございます。

この耐震診断費用の調達に当たりましては、工業用水道事業の厳しい経営環境と、電気事業には一定の内部留保資金があり、当面の活用は可能であったことなどを踏まえまして、電気事業会計からの借入れを行うこととしたところでございます。

なお、道の一般会計からの借入れについては、これまで、事業運営において資金不足が発生した場合に行うという考え方に基きまして実施してきたものであり、この費用については対象にならないと判断したところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 借入金についてでありますけれども、未返済額が残っている石狩工水、苫小牧工水の一般会計からの長期借入金は、利率が1%で、返済期間は、余剰金が生じる年度から完了するまでとして、利息は元金返済完了後に支払うこととなっていることは承知しているわけでありませう。

一方で、電気事業会計からの借入金は、利率が0.01%で、返済期間も、年度を明確に設定されているわけでありませう。苫小牧工水は、既にある一般会計からの借入金返済よりも、電気事業会計への返済を優先する形となっています。

一般会計と電気事業会計で利率や返済期間に差を設けている合理的な理由をお伺いいたします。

○松田工業用水道課長 一般会計、電気事業会計からの長期借入金についてでございますが、電気事業会計からの長期借入金は、災害の発生や法改正を踏まえた耐震診断を早期に実施するため、緊急的に必要となった経費の資金手当てとして借り入れたものでありまして、可能な限り早急に返済するため、資金収支を見通し、10年間で償還を完了するよう返済期間を設定しております。

また、利率については、借り入れ時点での市中金利の水準等を勘案いたしまして、0.01%に設定しております。

一方、一般会計からの借り入れにつきましては、経営状況に応じて返済を行うことができるなど、有利な条件での借り入れが可能であったこと、加えて、借り入れ開始当時の金利水準を大幅に下回る利率であったことなどを総合的に判断いたしまして、借入利率を1%に設定したものでございます。

以上です。

○沖田清志委員 失礼ながら、返済のめどが立っていない一般会計からの借入金も同じではないかというふうに思うわけであります。

そこで、FIT利益が確実に見込まれている電気事業会計から、総額で60億円を一般会計の新エネルギー導入加速化基金へ繰り出すとしていますが、これは平成30年度当初でも4億円にすぎなかったわけでありまして、当面、電気事業会計には余剰資金があるというふうに考えるわけでありまして。

一方で、石狩工水については、一般会計からの長期借入金がふえ続けて、事実上、返済のめどは立っていないわけでありまして。したがって、元金返済終了後に支払うとしている利息も、年々、総額がふえ続けるばかりであります。

また、苫小牧工水においても、未返済額は減っていない状況にあります。

利率がより低く設定できるのであれば、電気事業会計の資金需要も踏まえた上で、電気事業会計から工水事業会計への長期貸し付けの拡大も検討すべきではないかと考えるわけですが、所見をお伺いいたします。

○富原亮委員長 企業局次長船橋雅史君。

○船橋企業局次長 電気事業会計からの長期借入金の検討についてでございますが、この借入金は、災害の発生や法改正を踏まえ、耐震診断を想定していた時期から前倒しで実施するため、緊急的に必要となり、加えて、企業債の対象にならない費用の調達のため、やむを得ず借り入れたものであります。

一方、電気事業会計においては、電力システム改革の影響に伴う一般競争入札の導入により、平成32年度以降は、収入の動向を見通すことが困難となることや、FIT期間の終了後には大幅な減収が見込まれ、経営に大きな影響が生じる懸念があることから、FIT終了後を見据え、安

定した経営を行っていくため、今後、企業債の借り入れの抑制など、収支構造の見直しとともに、内部留保資金の確保にも取り組む必要があるところであります。

このため、現時点では、耐震診断に要する費用以外に、電気事業会計からの借り入れについては考えていないところでございます。

○**沖田清志委員** 考えていないという答弁ですけれども、これについては、後ほど、もう一度、電気事業会計のほうで触れさせていただきたいと思います。

それで、工水別の状況についてですけれども、さきの委員の質疑の中で、契約率についてはわかりました。

健全化計画では、それぞれの工水別に収支計画を整理してはありますが、この計画に対する達成状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○**松田工業用水道課長** 工水別の収支状況についてでございますが、まず、室蘭工水では、平成29年度の純利益は、計画値の5800万円に対し、実績は1億1700万円と、計画値を5900万円上回る結果となっております。

また、繰越利益剰余金は、計画値の12億6000万円に対し、実績は、計画値を2億6800万円上回る15億2800万円となっております。

次に、苫小牧工水では、純利益は、計画値の2億4800万円に對しまして、実績は2億8500万円と、計画値を3700万円上回る結果となっております。

また、未処理欠損金は、計画値の69億7700万円に対し、実績は、計画値より1億7100万円改善した68億600万円となっております。

最後に、石狩工水では、純損失は、計画値の2億2600万円に対し、実績は2億300万円と、計画値より2300万円改善した結果となっております。

また、未処理欠損金は、計画値の34億1900万円に対し、実績は、計画値より5800万円改善した33億6100万円となっているところでございます。

○**沖田清志委員** では、工水別にお伺いをしてみたいと思いますが、まず、石狩工水についてです。

一昨年の質疑の際には、石狩工水は、今後見込まれる契約水量の増加によって借入金を抑制できるということであったわけでありまして、平成29年度における契約基本使用水量は、対前年度比で95.6%にとどまっている状況です。

どのような要因で減少したのか、伺うとともに、今後の見通しについてお伺いをいたします。

○**船橋企業局次長** 契約水量の減少についてでございますが、石狩工水においては、契約水量に比べ、使用水量が伸びず、工業用水を利用するメリットが発揮できないとの理由で、2社が工水の使用を廃止したことにより、契約水量は、前年度に比べて135トン減少の2952トンとなり、契約率も前年度比で95.6%になったところでございます。

一方で、同地域では、今後、北海道電力が建設を進めている発電所の契約水量が、現在の600トンから、平成42年度までに1600トンまで増量することを見込んでいるほか、事業環境の変化な

どから、使用開始の時期はずれ込む可能性があるものの、他のエネルギー関連企業からも、平成33年3月から、3480トンの使用申し込みを受けており、これらを考慮すると、平成42年度には約7700トンとなる見込みであるところでございます。

○**沖田清志委員** 見込みの水量については、毎年お聞きをするたびに数値が変わるのですが、一昨年には、北海道電力から、平成40年度までに日量で1600トン、その他、エネルギー関連企業の発電所から、平成27年度に日量で4320トンの申し込みがあって、31年度から供給するというものであります。

しかし、昨年の質疑では、北海道電力について、平成40年度までが平成42年度までにと2年延びておまして、エネルギー関連企業のほうは、平成31年度から日量で3480トンということであり、当初予定していた水量をいずれも下回っているわけであります。

見込んでいたものを下方修正せざるを得ないというふうに考えるわけでありますけれども、健全化計画にある目標の達成には影響がないのか、どう達成しようとしているのか、お伺いをいたします。

○**船橋企業局次長** 健全化計画の目標などについてであります。経営健全化計画においては、計画期間中の各年度において純利益を計上することと、未処理欠損金を可能な限り低減することを目標としていますが、平成29年度においては、契約水量と契約率が前年度からやや減少したものの、これらの目標の達成に影響する程度ではないと考えられるところでございます。

また、石狩工水におけるエネルギー関連企業からの工水使用の申し込みについては、経営健全化計画策定後に受け付けたことから、計画の収支では見込んでおらず、北海道電力の工水使用量は、経営健全化計画期間内については計画どおりに増加しており、600トンから1600トンへの大幅な増加は、当初より、平成32年度以降となる見込みとなっていたことから、この時期の延伸は計画に影響を与えるものではございません。

企業局としては、今後とも、企業誘致担当部局と連携を図り、積極的な需要開拓に取り組む一方、可能な限りの経費削減に努め、健全化計画の目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 計画に影響を与えないということでありますけれども、とはいえ、当てにしていたものが、収支上は当てにできなくなったわけでありますから、今後も、企業動向の状況をしっかりと見きわめながら取り組んでいただくように求めておきたいと思っております。

次に、室蘭工水についてですけれども、収益の主となるJXTGエネルギーの撤退は、工水事業会計に大きく影響することからも、その動きを注視してきたところであります。

しかし、さきの経済委員会に報告がありましたように、来年3月には室蘭製造所の全製造機能の停止がほぼ確実視されるような中、使用水量は、これまでの10分の1程度になってしまうわけであります。

収益減をどの程度と見込んでいるのか、また、それを補うための対策をどのように考えている

のか、あわせてお伺いをいたします。

○船橋企業局次長 室蘭工水の経営への影響などについてでございますが、平成31年4月以降、石油製品の製造を中止し、北海道を中心とした石油製品の物流拠点として事業を再編すると発表したJXTGエネルギー株式会社は、室蘭工水の契約水量の約27%を占める大口ユーザーであり、その動向は、室蘭工水の経営に大きな影響を及ぼすことも考えられるところでございます。

このため、企業局では、現在、同社から、事業再編後の工水の使用目的や水量などについて確認を行っており、あわせて、将来の収支見通しなど、さまざまな検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 まだ、はっきりしたことがなかなかわからない段階でありますから、そういう答弁にしかならざるを得ないのかなと思うのです。既に行っているとは思いますが、撤退による影響について、さまざまなシミュレーションを行った中で、少しでも影響が最小限になるように、今からしっかり取り組んでいただくように求めておきたいと思っております。

次に、苫小牧工水についてですが、健全化計画では、「苫小牧工水の資本金のうち、一般会計からの出資金及び営業利益を原資とした組入資本金について、減資の制度を活用することも視野に入れながら、未処理欠損金の低減が図られるよう検討してまいります。」とありまして、一昨年の決算特別委員会でも、減資の検討状況について伺ってきたわけでありまして、

その検討状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○松田工業用水道課長 減資の検討状況についてでございますが、公営企業の経営の自由度を高めるなどの観点から、平成24年に地方公営企業法が改正され、地方公営企業においても、資本金の額の減少、いわゆる減資の制度を活用することが可能となったところでございます。

このため、企業局では、現在、他都府県における減資制度の活用事例の調査や、関連情報の収集を行い、減資に伴う経営への影響などについて検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 一昨年から具体的な進展があったようには思われない答弁だったわけでありまして、

健全化計画の最終年度までは、あと1年足らずしかないわけでありまして。出資者など関係機関の理解を得なければならぬことは十分承知しているわけでありまして、残された時間が短い中、実現のめどはあるのか、その見通しと判断時期についてお伺いをいたします。

○松田工業用水道課長 減資の見通しについてでございますが、経営健全化計画においては、計画の最終年度であります平成31年度までに、経営状況等を総合的に勘案し、議会を初め、道民の皆様に対して十分に説明した上で、減資の制度の活用も視野に入れながら、未処理欠損金の低減が図られるよう検討していくこととしております。

こうした中、工業用水道事業では、計画の中間年に当たる平成29年度まで3期連続で、純利益の計上と未処理欠損金の低減という目標を達成いたしますとともに、このたびの北海道胆振東部

地震によりまして、施設の耐震化や停電対策の加速化の検討が必要になるなど、計画策定時には想定していなかった状況も生じてきているところでございます。

このため、企業局といたしましては、今後、必要となる手続を見据えながら、平成30年度の決算状況や平成31年度予算を踏まえ、今後の経営状況を総合的に勘案し、減資の検討を進めてまいりる考えでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** ぜひ、早急に結論が出るように、しっかり取り組みを進めていただきたいと思います。

平成28年度の110億円から、29年度は86億円に圧縮されたとはいえ、依然として多額の未処理欠損金が生じていることには変わりがないわけでありまして、これまでさまざま質疑をしてきたように、大きく収益が改善することは、今すぐには見込めないわけでありまして。

そうした中、未処理欠損金の圧縮、解消に向け、計画どおりに進むのか、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○**富原亮委員長** 企業局長根布谷禎一君。

○**根布谷企業局長** 未処理欠損金についてでございますが、経営健全化計画がスタートした平成27年度当初は約157億4000万円であった未処理欠損金は、平成29年度末時点におきまして約86億4000万円と、約71億円低減したところでございまして、今後とも計画どおり低減が進めば、未処理欠損金の残高は、計画の最終年度である平成31年度末には、計画値より約5億円少ない約76億1000万円にまで減少する見通しでございます。

今後、企業局といたしましては、これまで進めてきた需要の拡大や経費節減などの経営効率化の取り組みを一層重点的に行い、純利益の確保に努めるとともに、現在進めている耐震診断の結果や、胆振東部地震の発生を踏まえた施設の耐震化、停電対策の加速化に向けた検討など、新たな課題にも適切に対応しながら、可能な限り未処理欠損金の低減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 社会情勢や環境の変化で、工業用水道事業そのものも、これまでとは違った視点で考えていかなければならない時期に来ているというふうに思います。

現在の健全化計画は、平成31年度をもって終了することから、来年は新たな計画を策定することになるかと思えます。常に先を見越した企業経営を望むわけでありましてけれども、どのような考えで計画を策定しようとしているのか、今後の事業運営にどう取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○**富原亮委員長** 公営企業管理者浦本元人君。

○**浦本公営企業管理者** 今後の事業運営についてであります。経済のグローバル化や、水のリサイクル技術の向上などによる需要の減少、さらには、工業用水を使用する企業を取り巻く経営環境の変化などによりまして、工業用水をめぐる状況は大きく変化しており、道営工業用水道事業におきましては、今後も厳しい経営状況が続くことが予想されるところであります。

このような中、私といたしましては、今回の胆振東部地震で明らかとなりました停電対策の重要性などを踏まえ、工業用水が、産業インフラとしての役割はもとより、道民生活や道内経済の活性化に欠かせない電力供給を支える重要な役割も担っているとの認識のもと、今後とも、施設の計画的な老朽更新や耐震化を推進するとともに、近年の企業動向などを見据えた需要開拓にも積極的に取り組み、工業用水の安定供給や経営基盤の強化に努めてまいる考えであります。

また、これらの考え方を踏まえた上で、平成32年度から10年間の施設整備の取り組みや、中長期的な収支の見通しなどを内容とする、経営の基本方針であります経営戦略を策定し、環境の変化にも適切に対応しながら、工業用水道事業の着実な運営に努めてまいります。

以上でございます。

○沖田清志委員 今、管理者から御答弁がございましたが、今後の見通しも含めて、今の状況の厳しさというのは十分認識されているというふうに思います。

私ははっきり言いませんけれども、先ほども答弁にありましたように、実質的に、工水を利用するメリットがないとの理由で使用の廃止もされているわけでありますから、新計画の策定に当たっては、そうしたことも見きわめながら、抜本的な改革も含めて御検討いただきますようお願い申し上げまして、工水の質問を終わらせていただきます。

それでは次に、電気事業会計についてであります。

昭和28年から、道内の電力供給の一端を担ってきた電気事業でありますけれども、一番の問題は、施設の老朽化であります。

まず、これまでの老朽化対策の取り組みと、今後計画している施設の改修計画について、どのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○富原亮委員長 発電課長岡泰広君。

○岡発電課長 老朽化対策の取り組みなどについてであります。企業局では、将来にわたって安定的な電力供給を行うため、老朽化した発電所の改修を順次進めてきており、これまでに、最も古い滝の上発電所の改修を行ったほか、平成29年度から清水沢発電所の改修工事に着手したところであります。

さらに、運転開始以降おおむね50年以上経過した発電所が、鷹泊、川端、岩尾内の3カ所あることから、発電施設の老朽化の状況や、機器の故障などによる発電停止のリスク、耐用年数も勘案しながら、計画的に改修を進めていくこととしております。

以上でございます。

○沖田清志委員 改修には、当然ながら多額の予算を必要とするわけでありますけれども、以前の質疑では、平成51年度までの全体の改修に必要な事業費は約260億円と言われていたわけであります。

予算の確保にどう対応していくのか、お伺いをいたします。

○船橋企業局次長 予算の確保についてであります。平成27年4月から運転を開始しています企業局最大規模のシューパロ発電所が、固定価格買い取り制度、いわゆるFITの適用を受け、

売電価格が20年間固定されていることから、当面の間は、一定の収入は確保され、安定した経営が維持できると考えています。

しかしながら、FITが適用されていない発電所の電力の売却は、平成32年度以降、原則、一般競争入札に移行することとなり、安定的な収入を見通すことが困難となることや、FIT期間の終了後は大幅な減収が見込まれますことから、施設の改修に当たっては、金利負担の軽減のため、企業債の借り入れを極力抑制し、FIT利益を含む内部留保資金を活用してまいる考えでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 昨年の条例改正によりまして、電気事業で出た利益の全額を、減債積立金、また再生可能エネルギー等利用推進積立金に積み立てることになったと承知するわけでありますけれども、平成29年度の利益と、その内訳であるFIT利益の実績、そして、その後の積み立てなどの処理結果についてお伺いをいたします。

○岡発電課長 内部留保資金などについてであります。平成29年度決算では、純利益が約20億7000万円となっており、その大部分はFITによるものと考えられるものの、収支の計上において、支出については、本局や各管理事務所の営業費用を一括して計上していることから、純利益について、FIT適用発電所とそれ以外の発電所で明確に区分することができないところであります。

この利益処分については、北海道公営企業条例の規定に基づき、減債積立金に約1億円、再生可能エネルギー等利用推進積立金に約19億7000万円を積み立てたところであります。

以上でございます。

○沖田清志委員 FIT利益による、一般会計の新エネルギー導入加速化基金への繰り出しは、平成29年度から5年間で60億円の規模で行うこととしていたわけでありますけれども、30年度の予算では、29年度の余りがあるとして、4億円程度の繰り出しにとどまっているわけであります。

これは、我が会派が繰り返し指摘してきておりますけれども、執行予算の規模で繰出額を判断するのであれば、それは基金である必要はないわけでありますし、道や企業局の新エネ導入拡大への姿勢も問われるわけであります。

新エネ基金への繰り出しは、毎年度、12億円をきっちり行うべきと考えるわけでありますけれども、今後の方向性についてお伺いをいたします。

○根布谷企業局長 新エネルギー導入加速化基金への繰り出しについてでございますが、平成30年度につきましては、知事部局と協議の上、基金の残高も活用しながら、資金需要に応じた金額を繰り出すこととし、その必要額として約4億円を繰り出したところでございます。

企業局といたしましては、今後想定される経営環境の変化に対応するため、手元資金の堅実な運用などが重要であると考えておりまして、基金への繰り出しに当たっては、毎年度、知事部局と協議しながら、調査検討や、設計から事業化に至る資金需要の変化にも対応し、5年間で60億

円規模の施策を講じることができるよう、必要な資金を確保して、道営電気事業の役割をしっかりと果たしてまいる考えでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** これについては、かみ合わない部分があると思うのですけれども、やはり、姿勢が問われる問題だというふうに私どもは考えておりますから、引き続き、また別の機会に議論をさせていただきたいなと思います。

次に、工水事業への貸し付けについてお伺いをしてみたいと思います。

決算資料によれば、平成29年度から、新たに、電気事業会計から工水事業に貸し付けが行われているわけでありすけれども、この趣旨については先ほどお聞きをいたしました。

この資金は内部留保を活用したものなのかどうか、お伺いをいたします。

○**岡発電課長** 工業用水道事業への貸し付けについてであります。公営企業条例で定めている減債積立金や再生可能エネルギー等利用推進積立金については、特定の目的のために積み立てられていることから、この貸付資金につきましては、減価償却費などの損益勘定留保資金を充当したところでありす。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 簡単に聞きます。

電気事業会計としては、貸し付けの拡大は可能という御認識があるかどうか、お伺いをいたします。

○**岡発電課長** 電気事業においては、電力システム改革に伴う一般競争入札の導入後は収入の見通しが困難であることや、FIT期間終了後に見込まれる大幅な減収など、今後の経営環境は不透明であることに加え、地震災害による経営リスクへの備えや、施設の計画的な更新、耐震化を踏まえると、現時点では、耐震診断費用以外の長期にわたる貸し付けが想定される工水事業会計への貸し付けを行うことは考えていないところでございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 比較的健全に経営されていて、余裕があると言っておかしいですけれども、この電気事業会計がなければ、結果的には、一般会計にさらに負担を強いることになってしまうわけですね。一般会計も決して余裕がある会計ではありませんから、今、ある程度、資金的に余裕がある電気事業会計が、一般会計のかわりと言っはなんですけれども、貸し付けを拡大するような方向で、今後ぜひ検討していただければなというふうに思います。そのことを求めておきたいと思います。

それで、この先の見通しについてですけれども、国の電力システム改革を受けて、企業局では、北海道電力との契約が終了する平成32年度以降については、一般競争入札によって売電先を決定していくわけでありす。

このことについては、昨年の決算特別委員会でも質疑がありまして、平成31年度の入札に向けて、他県の先進事例調査を行うとともに、30年度中に、契約内容や期間、参加資格など、入札に

必要な諸条件について検討するというものであります。

そこで、以下伺ってまいります。まず、他県の事例についてです。

一般競争入札を行った事例としては、東京都が挙げられるわけでありませうけれども、この事例では、東京電力から、中途解約による多額の補償金を求められたといった課題がある一方で、一般競争入札により、売電単価がほぼ倍増したとのことであります。

単純に東京都と同じ条件でできるかはともかくとして、参考になる部分があると思われるわけですが、東京の事例について、契約内容、参加資格などはどうであったのか、お伺いをいたします。

○岡発電課長 東京都における一般競争入札についてであります。東京都では、いずれもFIT適用外の3カ所の水力発電所で、最大出力が合計で3万6500キロワットの発電を行っていた中、昨年12月には、小売電気事業者を対象とした一般競争入札を行い、本年4月に落札者と契約を締結したと承知しております。

この契約では、3カ所全ての発電所を対象とし、契約期間は平成30年度からの3年間とするとともに、売却電力量については、契約者が全量を購入し、電力料金については、毎月払いで、売却電力量に売電単価を乗じた金額としております。

また、入札参加資格については、電気事業法の規定による小売電気事業者としての登録を受けている者であることのほか、購入した電気は、契約期間中、全ての期間において都内に供給することを誓約することなどを条件としております。

以上でございます。

○沖田清志委員 先進事例は、このほかにもあると思うのですが、そうした調査の内容を企業局のほうでどう捉えられているのか、お伺いするとともに、検討するとしていた入札に必要な諸条件については、その検討状況がどうなっているのか、あわせてお伺いをいたします。

○岡発電課長 先進事例調査についてであります。企業局では、公営電気事業を行っている26団体のうち、水力発電所について、既に一般競争入札による電力の売却を実施している東京都と新潟県を対象として、入札や契約手続、一般競争入札を導入した場合の課題などの調査を行ったところであります。

この調査から、電力の売却先については、売却電力量の全量を買取ることが可能な販売量を有していることを重視していること、契約期間については、電力価格の動向などを踏まえて、2年から3年といった比較的短期間に設定していることのほか、売却先の買取り料金の支払いが確実となるよう経営状況を確認することが重要となるといったことが、今後の検討を進める上で参考になるものと考えております。

また、検討状況についてであります。一般競争入札の導入に向けて、北海道エリアに電力の供給を予定しております小売電気事業者の11社を対象に、公告から入札までに必要な準備期間や契約期間、取引可能な電力量、電気の供給先など、入札に必要な諸条件について聞き取り調査を実施したところであります。

また、公営電気事業の全国団体や、先行して一般競争入札を実施した他県などから、入札参加資格の条件や契約方法などについて調査を行っており、これらの結果を踏まえ、現在、企業局内において、契約内容、期間、入札参加資格などについて検討を進めているところであります。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 来年度の入札に向けて、残された時間は少ないわけでありませうけれども、今お伺いしました入札要件等の検討結果は、いつの段階で議会に説明をされるのか、入札に向けたスケジュール等についてお伺いをいたします。

○**船橋企業局次長** 今後の入札に向けた取り組みについてであります。企業局では、小売電気事業者や先進県などから聞き取り調査を行うなどして、今年度中に、契約の内容や期間、参加資格などの入札要件について取りまとめを行う予定であります。

その上で、一般競争入札の実施に当たっての企業局の考え方について議会にお諮りするなど、平成32年4月からの電力供給に支障がないよう、31年度中には入札に向けた手続を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 次に、アドバイザー制度についてお伺いをしますが、さきの委員からもるる質問がありましたので、1点だけお伺いをいたします。

この制度は、平成17年度の開始以降、10年以上が経過をしまして、一定の成果も出ているということでもありますけれども、この間、さまざまな状況変化がありまして、制度自体も、その変化に対応して、市町村のニーズに的確に答えていく必要があると考えるわけであります。

これまでの実績や課題を踏まえて、企業局としては、今後、新エネ導入拡大にどのように取り組んでいくのか、制度の見直しの意向も含めてお伺いをいたします。

○**根布谷企業局長** アドバイザー制度の今後の取り組みについてでございますが、企業局では、市町村の再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、現在進められている沼の沢取水堰発電所の建設や、これにより得られた知見をもとにして、市町村が小水力発電の導入の検討を行う際の手順やポイント、さまざまな資金調達の手法などをわかりやすくまとめた小冊子を作成するほか、現地研修会を通じ、専門的な知識を有した人材の育成を進めることとしております。

また、新たに、自家消費を目的とした、再生可能エネルギーと蓄電設備との組み合わせによる電力供給についても調査研究を行い、得られた成果を市町村に提供することとしておりまして、企業局といたしましては、これらの取り組みを通じて、アドバイザー制度の充実を図りながら、市町村の再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の強化に取り組んでいくと考えてございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** では、最後の質問になりますけれども、施設の老朽化対策も計画的に行い、安定的な事業運営を行うことはもとより、電気事業に求められる役割を考えれば、アドバイザー制度あるいは新エネ基金への資金拠出などを含めて、地域の新エネルギー導入の促進に、これまで

以上に積極的に取り組んでいくべきだというふうに考えるわけであります。

今後の電気事業にどう取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○浦本公営企業管理者 今後の電気事業の取り組みについてであります。道営電気事業は、全道で8カ所の水力発電所を運営いたしまして、道内における電力供給に一定の役割を果たすとともに、アドバイザー制度や新エネルギー導入加速化基金への繰り出しによりまして、地域におけるエネルギーの地産地消の取り組みを支援してきたところであります。

一方、今後、道営電気事業は、電力システム改革により、電力市場の動向に直接影響を受ける厳しい経営環境に置かれるものと考えますが、このたびの北海道胆振東部地震を踏まえ、災害時におきましても安定的な電力の供給に努めるという、電気事業の重要な役割を改めて認識したところであります。

こうしたことから、私といたしましては、将来を見据えた、安定した事業経営を行うため、企業債の借入れの抑制など、さらなる効率的な運営を図り、老朽施設の改修や耐震化に計画的に取り組むとともに、地域における再生可能エネルギーの普及拡大へ貢献するため、アドバイザー制度の充実や道の施策との連携はもとより、災害時の防災拠点における地域エネルギーの活用の検討といった新たな取り組みにも力を注ぐなど、道営電気事業の役割をしっかりと果たしてまいります。

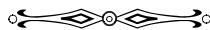
以上でございます。

○沖田清志委員 終わります。ありがとうございました。

○富原亮委員長 沖田委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩



午後 1 時 開議

○市橋修治副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業局所管にかかわる質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、よろしくお願いたします。

通告に従いまして、初めに、電気事業会計についてであります。平成29年度の決算の受けとめ、さらには、事業の長期的な見通し、電力システム改革の影響、そして、老朽化している発電所などの設備の今後の改修計画については、午前中の質疑でおおむね了承いたしましたので、割愛をさせていただきます。

そこで、事故や渇水のリスクについてでありますけれども、この点は、過去のあり方検討委員会の報告書においても指摘をされている事項であります。

平成32年度の一般競争入札以降、事故や渇水により発電が停止した場合、直接、電力料収入が減少し、経営に大きな影響を及ぼすものと考えられるわけでありますが、どのように対応する考えな

のか、所見を伺います。

○市橋修治副委員長 企業局長根布谷禎一君。

○根布谷企業局長 事故や渇水リスクに対する対応についてでございますが、企業局では、発電施設の計画的な改修や定期的な保守点検に努めてきたことから、これまで、長期の発電停止に至る、経営に大きな影響を与えるような事故は発生していないものの、平成20年度には、降雨量が少なく、発電量が平年と比べて約12%下回る状況になったところでございます。

このときは、総括原価に基づく料金契約であったことから、一定の収入を確保することができたものの、平成32年度以降は、原則、一般競争入札での売電に移行する予定であるため、発電量が計画を大きく下回った場合には、収入に大きな影響を与えることが想定されているところでございます。

企業局といたしましては、こうした経営リスクなどに備えるため、引き続き、発電施設の適切な維持管理はもとより、企業債の借り入れの抑制や内部留保資金の確保などに努め、経営基盤の強化にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 今、局長から御答弁があったように、これまでは、ある意味、総括原価方式の中で最低の保障が担保されていたがために、大きな影響はなかったということではありますが、今、策定中の経営戦略などにおける確実な対応を改めて強く求めておきたいと思っております。

次に、流動資産の運用についてでございますが、貸借対照表によりますと、流動資産の現金・預金は62億7512万円と、前年度より若干ふえているわけでございます。

財務収益による受取利息は437万4000円となっているわけでございますが、過去2カ年における流動資産の資金の運用状況がどのようになっているのか、伺います。

○市橋修治副委員長 総務課長岩田伸正君。

○岩田総務課長 流動資産の運用についてでございますが、平成28年度は、33億円を利率0.04%で316日間、13億円を0.025%で182日間、預託したことなどにより、受取利息は約130万6000円となったところでございます。

また、平成29年度は、40億円を0.115%で322日間、18億円を0.035%で182日間、預託したことなどにより、約437万4000円を受取利息となっておりまして、平成30年度につきましては、50億円を0.062%で322日間、12億円を0.041%で182日間、預託などしまして、受取利息は約298万1000円を見込んでいるところでございます。

○赤根広介委員 低金利、さらにはマイナス金利と言われている現状におきまして、基金の運用あるいは資産の運用は、全庁的な問題だというふうに思いますが、よりよい活用方法を皆さんのほうでも全庁的にしっかりと検討していただきたいと強く指摘させていただきます。

そこで、資金の運用についてでございますけれども、シューパロ発電所のFIT期間終了後には大幅な減収になることも予想されるため、将来に向けて内部留保をふやしていく必要があり、その運用も適切に行うべきでございます。

今後、どのように資金運用を行っていくのか、所見を伺います。

○市橋修治副委員長 企業局次長船橋雅史君。

○船橋企業局次長 資金運用についてであります。企業局においては、電力システム改革の影響により、収入の動向を見通すことが困難となることや、F I T期間終了後には大幅な減収が見込まれ、経営に大きな影響が生じる懸念がありますことから、将来に備え、できるだけ内部留保を確保し、その資金を効率的に運用する必要があるものと考えております。

そのため、資金の運用に当たりましては、預金利率が高い金融機関を選定するため、可能な限り多くの金融機関に見積もり合わせへの参加を依頼するとともに、半年ごとの資金計画を策定し、その資金状況に応じて、複数回の預託を行っているところでございます。

今後においても、将来の経営リスクに備えた資金や、施設改修等に必要となる資金の確保に向け、より精度の高い資金計画の策定を行い、より一層適切な資金運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員 電力市場の自由化が進められており、電力事業を取り巻く環境がさらに大きく変化をしてきているわけであります。

このような中、今後の経営見通しについてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○市橋修治副委員長 公営企業管理者浦本元人君。

○浦本公営企業管理者 今後の経営見通しについてでございますけれども、企業局最大規模のシューパロ発電所が、現在、F I Tの適用を受けておりまして、当面の間は、一定の収入が確保され、安定した経営が維持できるものと考えているところであります。

しかしながら、平成32年度以降につきましては、電力システム改革の影響によりまして、F I T適用外の発電所の電力については、原則、一般競争入札による売却となり、収入の動向を見通すことが困難な経営に移行するなど、道営電気事業の経営環境は厳しさを増していくものと考えているところであります。

また、F I T期間終了後には大幅な減収が見込まれるところでもあります。

こうしたことから、私といたしましては、電力システム改革の動向を見きわめながら、20年間のF I T期間終了後を見据えた経営を行うため、事業運営に必要な、老朽施設の計画的な改修や耐震化を進めるとともに、事故による発電停止や濁水などの経営リスクに対応できるよう、企業債の借入れの抑制や内部留保資金の確保にも積極的に取り組みながら、将来にわたり安定した経営が維持できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 午前中にも議論がありましたが、このたびの大きな地震災害への対応の一方で、これから先、再生可能エネルギーをさらにふやしていくために、本道の強みであるさまざまなポテンシャルをしっかりと生かしていくことも求められるわけであります。

今、平成32年度に向けて、経営戦略を策定しているものと思いますので、その中身について

も、またしっかりと議論をしていきたいというふうに思います。

次に、工業用水道事業会計についてであります。

平成29年度の決算について、そして、経営健全化計画の進捗状況、さらには、室蘭工水の経営、つまりJXTGエネルギーの関係については、午前中の質疑で了解いたしましたので、割愛をさせていただきます。

しかし、室蘭工水については、今、さまざまな試算をしているということですが、過去の数字を拾うと、JXTGエネルギーだけで給水収入が2億円程度ありまして、これがゼロになるということは、これまでの経過、いわゆる責任水量制の中で、ないとは思いますが、あつてはならないことだと思います。

企業局側とユーザー側、さらに幅広く言えば、ほかの工水事業のいろんなことに今回の問題が波及することも懸念いたします。

そこは、これからの交渉事になっていくとは思いますが、道としても、しっかりとした対応をとっていただいて、そういった影響が広がらないように御尽力いただきたいと指摘させていただきます。

さらには、契約のあり方についても、そもそも、企業の撤退とか事業の縮小ということは前提としていなかったと思っておりますので、本当に、今の契約のまま、工水事業が将来的に成り立つかどうか、こういったこともぜひ内部で検証を進めていただきたいということもあわせて指摘させていただきます。

そこで次に、老朽化、耐震化への対応についてであります。室蘭工水は供用開始が昭和42年度、苫小牧工水は45年度と、いずれも建設から40年以上経過しているわけであります。

企業局として、施設の老朽化への対策をどのように進めていくこととしているのか、伺います。

また、先般発生をいたしました胆振東部地震におきましては、道内で過去最大となる震度7を記録したところであります。

そこで、企業局の各施設にどの程度の被害があったのか、また、それらを踏まえ、今後、どのような対策が必要になると考えているのか、あわせて伺います。

○市橋修治副委員長 工業用水道施設整備担当課長山下進君。

○山下工業用水道施設整備担当課長 老朽化、耐震化への対応についてでございますが、企業局では、地震等の自然災害に備えるため、これまで、配水管路の老朽更新や耐震化を計画的に進めてきており、室蘭工水におきましては、平成31年度までの第3期改修事業の完了により、老朽化が著しく、早急に対応しなければならない区間の改修がおおむね完了する予定となっております。

また、苫小牧工水では、今後行う第2期改修事業により、過去の地震において漏水が発生した区間の耐震化を完了する予定としていたところでございます。

こうした中、今回の地震におきましては、室蘭工水での施設被害は発生しませんでした。震

源に近い苫小牧工水では、配水管の漏水を2カ所で確認したものの、送水を継続しながら補修を完了するなど、北海道電力苫東厚真発電所を初め、ユーザーへの給水に影響はなかったところがございます。

これらを踏まえ、今後は、現在、配水管路以外の施設を対象に進めている耐震診断におきまして、既に耐震性に課題があるとされた室蘭工水の幌別ダムのゲートにつきましては、可能な限り早期に耐震化できるよう検討を進めているほか、苫小牧工水につきましては、平成31年度までに終了する耐震診断の結果をもって、速やかに耐震化計画の検討を進めることとしています。

以上でございます。

○赤根広介委員 それぞれの施設についての今後の見解、見通しを述べていただきましたが、今回の地震の影響を踏まえた確実な対応を強く求めておきたいと思っております。

また、このたびの地震では、いわゆるブラックアウトが発生をしたわけではありますが、停電により工業用水の供給がストップするという事になれば、受水している企業の操業にも大きな影響が及ぶわけでありまして。

そこで、ブラックアウトにより、受水企業への影響はあったのか、伺います。

また、影響があったとしたならば、それらを踏まえて、見えてきた課題に対して、どのように対策を講じていくのか、あわせて伺います。

○根布谷企業局長 地震などへの対応についてでございますが、室蘭工水では、停電により、送水のための加圧ポンプが停止しましたが、幌別ダムからの自然流下による水圧で送水を一定量維持することができ、受水企業への影響はなかったところがございます。

苫小牧並びに石狩工水では、停電と同時に、送水のための加圧ポンプの電源を非常用電源に切りかえ、運転を行いましたが、停電が長時間にわたったため、非常用電源の燃料が不足する懸念があったところがございます。

北海道電力苫東厚真発電所に用水を供給している苫小牧工水におきましては、北海道電力の協力を得て、非常用電源の燃料を確保し、給水を継続することができました。

一方、石狩工水では、停電当日の昼ごろには、その後の燃料調達が困難になると判断したことから、全ユーザーの了解を得た上で、23時間にわたり給水を停止しましたが、停電の影響で、地区内の多くの企業が操業を停止していたことから、大きな影響はなかったところがございます。

こうしたことから、企業局では、長時間の停電時にも対応が可能な非常用電源の確保が重要であると判断をし、非常用電源設備の更新に合わせた効率的な発電設備の導入や、燃料タンクの容量の増加について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 特に、苫小牧工水は、苫東厚真発電所に用水を供給していただき、通常の発電もさることながら、一度とまってしまった発電所を再度動かすためには、通常よりも多くの水を要するというところがございます。今、非常用電源の確保について課題があったということでありましたが、ここはまさに、道民生活あるいは経済活動にとっての命綱だと思いますので、早急な

対応を強く指摘させていただきます。

次に、先ほども若干触れましたが、私の地元にある幌別ダムについてお伺いいたします。

登別市におきましては、9月23日の局地的な大雨により、約6000世帯に一時避難指示が出されたわけであります。

幌別ダムは、市街地に近いダムでありまして、周辺住民の皆様の安全、安心の確保に向けては、ダムの適切な管理が重要となっております。

また、近年は、全国各地でゲリラ豪雨のような大雨が多く発生しているわけですが、ダムの運用に当たっては、所有者のほか、河川管理者、地元自治体など、さまざまな関係機関との連携が重要と考えます。

そこで、9月23日の大雨の際の幌別ダムにおける企業局の対応状況と、ダムの運用に関する関係機関との連携についてお伺いをいたします。

○山下工業用水道施設整備担当課長 幌別ダムについてでございますが、本年9月23日の胆振中部における局地的な大雨では、0時20分に登別市域に大雨警報が発表されたことを受け、幌別ダムにおきましては、直ちに、管理事務所の職員の6名が洪水警戒体制を組んで、ダムの水位などの監視に当たったところでございます。

その後、1時3分に洪水警報、1時20分に記録的短時間大雨情報、1時40分に土砂災害警戒情報が発表され、1時50分には、登別市が市内の約6000世帯に避難指示を発令しましたが、4時過ぎには避難指示が解除されたところでございます。

このとき、幌別ダム地点では、局地的な降雨により、ダムからの最大放流量は、降雨前の毎秒3トンから、75トンとなりましたが、昨年9月の台風による大雨で記録した最大放流量の毎秒289トンの約4分の1にとどまり、特別な対応を必要とするまでには至らなかったところでございます。

幌別ダムの管理に関しましては、昨年大雨を受け、12月に、登別市連合町内会からの要望により、河川管理者である北海道、地元自治体である登別市と当局の3者が連携しまして、幌別ダムの役割や河川管理の現状についての意見交換を実施したほか、本年8月にも、この3者で、放流を行う際の手順、連絡体制などについて、再度確認を行ったところでございます。

企業局といたしましては、今後とも、関係機関との連携を密にし、ダム管理に万全を期してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 ただいま、3者で、あるいは地元の住民の皆様と確認を行って対応しているということでありました。

さらに、加えて申し上げますと、今、企業の社会的な責任とかも随分変わってきている中で、当然、ユーザーとの契約があるわけであります。しかし、企業としましても、地元の状況からいいますと、あの周辺には、大口ユーザーの方のOBあるいは現役の社員の方が多く住んでいるわけでございます。

そこで、例えば、近年、ゲリラ豪雨が頻発する中で、幌別ダムあるいは工水について、こういった状況があるという情報を共有しながら、ユーザーも含めて、できる対策は何なのかということについて、皆さんからはなかなか言いづらいのかもしれませんが、それは、多分、ユーザーにとっても必要なことだと思いますので、ぜひ、そういった検討も進めていただくことを求めておきたいと思います。

最後になりますが、工業用水道事業は、健全化計画を定めて、経営健全化に取り組むという、厳しい状況が続いております。そのような中で、先ほど触れた大口ユーザーの事業再編、あるいは、先日の地震により明らかになった課題もあり、さらに、管路の老朽更新のほか、幌別ダムのように、早急に耐震化に取り組まなければならない施設もあり、状況はますます厳しくなっていると感じるわけであります。

このような状況を踏まえて、公営企業管理者として、今後、どのように経営に取り組んでいくのか、最後に所見を伺います。

○浦本公営企業管理者 今後の取り組みについてでありますけれども、経済のグローバル化や水のリサイクル技術の向上などによる需要の減少、さらには、ユーザー企業を取り巻く経営環境の変化など、工業用水道事業をめぐる状況は、事業開始時に比べて大きく変化してきており、道営工業用水道事業におきましては、今後も厳しい経営状況が続くことが予想されるところであります。

こうした中、このたびの北海道胆振東部地震におきましては、大規模地震への備えはもとより、停電時においても工業用水を安定的に供給することの重要性につきまして、改めて明らかになったと感じているところであります。

私といたしましては、工業用水の産業インフラとしての役割のほか、道民生活の安全、安心や道内経済の活性化に欠かせない電力供給を支える役割を今後ともしっかりと果たしていけるよう、需要開拓や経営効率化の取り組みはもとより、これまでも進めてまいりました施設の老朽更新や耐震化を、今後とも可能な限り早急かつ計画的に進めますとともに、停電への対応につきましても万全を期すなど、工水の強靱な供給体制の構築と経営基盤の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 終わります。ありがとうございました。

○市橋修治副委員長 赤根委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子さん。

○菊地葉子委員 それでは初めに、電気事業会計について伺います。

午前中の議論にもあったとおり、2017年度の決算状況については、2016年度との比較で8億4000万円少なくなったものの、20億7000万円の純利益ということです。

2017年の決算特別委員会で、道営電気事業のあり方検討委員会の試算としては、2019年度までは毎年度12億円から15億円程度の純利益の見込みとの答弁でしたから、大変奮闘されているというふう考えるものです。

2020年度以降の電力システム改革による一般競争入札の影響については、なかなか見通せないという状況にあるようですが、既に一般競争入札を行っている他団体の状況をお伺いしたいと思います。

○市橋修治副委員長 発電課長岡泰広君。

○岡発電課長 一般競争入札による影響についてであります。平成32年度以降、道営電気事業では、FITが適用されていない発電所の電力の売却については、原則、一般競争入札となり、売電価格が電力市場の動向などの影響を受けることから、これまで以上に、収入の変動を見通すことが困難となることが懸念されております。

全国では、これまで、公営電気事業者の26団体のうち、東京都と新潟県が一般競争入札による電力の売却を行っており、入札を導入した当初は、東京都及び新潟県とも、一般競争入札前に比べて売電単価は上がったものの、新潟県では、その後、低下傾向にあるなど、売電単価は、入札時における取引電力量や需要など、その時々市場の動向の影響を受けるものと思われま。

以上でございます。

○菊地葉子委員 そういう意味では、先の見通しがなかなか立てづらい状況になっていると思うのですが、老朽化対策というのは待ったなしです。

今後の老朽化対策の予定と費用の見通しについて伺います。

○岡発電課長 発電施設の老朽化対策などについてであります。企業局では、老朽化した発電所については順次改修を行うこととし、これまで、最も古い滝の上発電所の改修を行い、平成29年度からは清水沢発電所の改修工事に着手したところであります。

このほか、鷹泊、川端、岩尾内の3発電所につきましては、運転開始以降おおむね50年以上を経過し、老朽化が進んでいることから、機器の故障などによる発電停止リスクや耐用年数も勘案し、計画的に改修を進めることとしております。

また、これら改修事業に要する費用につきましては、平成28年2月の、道営電気事業のあり方検討委員会の報告書において、既に改修を終えた滝の上発電所も含めて、平成27年度から51年度までの期間で約260億円と見込んでいるところであります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 地震災害対策などについては、午前中の論議の中でもいろいろ質疑をされておりますし、今、耐震化の調査なども行っているということですから、調査の結果次第では、老朽化対策とともに、耐震工事の必要性も出てきます。

そういう意味では、安定的な電力供給には欠かせない対策ですので、収入のありよう、それから出ていくお金ということについて、しっかりとした計画のもとで進めていっていただきたいと思っております。

それで、小水力発電の普及と導入についてお伺いしたいというふうに思います。

モデル事業として始めた沼の沢取水堰での小水力発電の状況、事業費、発電能力、収支の見通しと、今後の市町村の小水力発電の普及にどのように生かしていくのか、お伺いしたいというふ

うに思います。

○市橋修治副委員長 企業局次長船橋雅史君。

○船橋企業局次長 小水力発電の普及などについてであります。沼の沢取水堰に設置する小水力発電施設は、最大発電出力が20キロワットで、年間で11万4000キロワットアワーの発電電力量を予定しており、本年度中の運転開始に向け、現在、発電機の据えつけ工事を進めているところであります。

また、建設に要する費用は約6500万円であり、F I T買い取り期間中の20年間で建設資金は回収できるものと考えております。

企業局としては、これまで培ってきた発電事業のノウハウに加え、沼の沢取水堰発電所の建設や管理を通じて得られた知見をもとに、市町村が小水力発電の導入を検討する際の手順やポイントをわかりやすくまとめた小冊子を作成したり、現地研修会の開催を行うなど、市町村における小水力発電の普及拡大を積極的に支援してまいります。

以上です。

○菊地葉子委員 小水力発電を広げている他の先進自治体の実例の中で、北海道が生かすべき内容にどのようなものがあるのか、伺います。

○市橋修治副委員長 発電施設整備担当課長寺崎将君。

○寺崎発電施設整備担当課長 他の自治体の取り組みについてであります。近年、小水力発電は、F I Tの適用による売電を目的として導入される例が多い中、立地条件を生かして、山梨県都留市では市役所の庁舎へ、大分県日田市では道の駅へ、電力を供給しているほか、京都市では、地域の避難所となる小学校における災害時の電源確保を目的とした導入なども行われていると承知しております。

企業局としましては、今回の地震を踏まえ、自家消費を目的としたこうした取り組みの中でも、とりわけ、災害時の防災拠点における電源確保の方策として、小水力を含む再生可能エネルギーの導入を進めることは、大変重要な取り組みであると考えているところです。

以上です。

○菊地葉子委員 アドバイザー制度の利用実績等についてお尋ねします。

新エネルギー導入アドバイザー制度の利用実績が、ここ数年、落ちてきているのではないのでしょうか。

今、先進自治体の実例が紹介されましたが、こうした実例を市町村に紹介していくなど、この制度の活用はさらに広げられるべきだと思うのですが、実際に導入が実現した件数と、今後進めるための課題についてお伺いいたします。

○寺崎発電施設整備担当課長 アドバイザー制度の利用実績などについてであります。企業局では、平成17年度の制度創設以降、10市33町2村6団体、延べ96件の問い合わせに対して、小水力発電、バイオマス発電などに関する情報提供や技術支援はもとより、勉強会の開催のほか、小水力発電所の候補地点の現地調査などを行ったところです。

これまでに、滝川市における市の遊休地を活用した太陽光発電や、美幌町における上水道施設での小水力発電が導入されたほか、本年は、弟子屈町において、公園の維持管理に活用する小水力発電の導入が図られたところです。

一方、平成28年度に市町村に対して実施した、新エネルギー発電導入に関するアンケート調査では、取り組みを進める上での課題として、発電に関する専門知識や許可申請など事務手続きに関するノウハウの不足に加え、採算性の確保、資金調達が困難であること、さらには、接続する送電線の容量不足などが寄せられているところです。

以上です。

○菊地葉子委員 なかなか導入が進まない理由として、やはり資金の問題があるというふうに思います。

道の新エネルギー導入加速化基金の活用を促すなどして、企業局が小水力発電の普及を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○船橋企業局次長 小水力発電の普及に向けた取り組みについてであります。市町村みずからが、小水力を初め、再生可能エネルギーの導入を進めることは、エネルギーの地産地消の観点から、重要な取り組みであると考えているところであります。

企業局では、これまで培ってきた、電気事業に関する知識やノウハウに加えて、沼の沢取水堰発電所の建設により得られた知見をもとに、市町村が小水力発電を導入する際の手順やポイントをわかりやすくまとめた小冊子を作成することとしており、この中で、市町村などの資金面での検討を円滑に進めるため、設備設計や設備導入を支援する地域主体の新エネ導入支援事業など、道の新エネルギー導入加速化基金の活用を促すとともに、国などの補助制度や、公債、金融機関の融資など、さまざまな資金調達についての情報提供を行うなどして、市町村における再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 午前中の質疑にもありましたけれども、ブラックアウトを経験したことからも、地域分散型や地産地消の再生可能エネルギーの普及は、電力の安定供給の上で大変重要になってきたというふうに思うものです。

また、再生可能エネルギーは、地域経済への波及効果が大きく、本道は、そのポテンシャルが全国一大きいというふうに言われています。

企業局が再生可能エネルギーに取り組む意義と役割、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○市橋修治副委員長 企業局長根布谷禎一君。

○根布谷企業局長 企業局の役割などについてでございますが、道内には多様な再生可能エネルギーが多く賦存しており、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を図る市町村等の取り組みを支援することは、企業局の重要な役割の一つと考えております。

また、今回の北海道胆振東部地震を受け、災害が発生した場合におきましても安定的な電力の

供給に努めるという、電気事業の重要な役割を改めて認識したところでございます。

このため、企業局といたしましては、発電施設の計画的な改修や耐震化により、安定した電力の供給に努めることはもとより、これまで電気事業を通じて培ってきた知識やノウハウを市町村等に対して積極的に提供するとともに、災害時の再生可能エネルギーの活用についても、今後、検討を行うこととしており、これらの取り組みを通じて、地域における再生可能エネルギーの普及拡大にしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 地域における再生可能エネルギーの普及拡大の意味で、非常に期待も大きく、果たす役割も重要だというふうに考えますので、しっかり取り組みを強化していただきますようお願いいたします。

次に、工業用水道事業会計についてお伺いいたします。

昨年度の経営状況について、当期純利益、未処理欠損金、一般会計からの繰り入れはどれだけあったのか、また、一般会計からの繰り入れは、これまでの総額でどれだけになったのか、お伺いいたします。

○市橋修治副委員長 工業用水道課長松田尚子君。

○松田工業用水道課長 工業用水道事業の経営状況についてでございますが、まず、平成29年度については、収入として、契約水量の増加などがあった一方で、支出では、減価償却費が増加したことなどにより、経常利益は前年度とほぼ同額であったものの、前年度に約8000万円ございました特別利益が今年度は発生しなかったことなどから、純利益は約8000万円減少の約2億円となったところでございます。

また、未処理欠損金につきましては、前年度と比べて約24億4000万円減少の約86億4000万円となりましたほか、一般会計からの繰り入れについては、今年度は約4億6000万円であり、これまでの総額は、一部返済した額を除いて約342億7000万円となっているところでございます。

以上です。

○菊地葉子委員 さらに、多額の未処理欠損金が残っていますが、経営健全化計画では、苫小牧工水は、資本金の減資の制度の活用を検討するとしております。これは、過去に一般会計から繰り入れを受けた出資金などにより欠損金を埋めるものであり、これも結局は税金による穴埋めになるのではないのでしょうか。

企業局として、欠損金の低減に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○船橋企業局次長 未処理欠損金の低減についてであります。公営企業の経営の自由度を高めるなどの観点から、平成24年に地方公営企業法が改正され、地方公営企業においても、資本金の額の減少、いわゆる減資の制度を活用することが可能となったところでございます。

このため、企業局としては、苫小牧工水の未処理欠損金を可能な限り低減するため、減資の制度の活用についても視野に入れつつ、まずは、需要開拓や経費節減などの経営効率化の取り組みを着実に進め、純利益の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 企業局が策定した経営健全化計画には、一般会計からの繰入金の計画額が記載されていますが、2019年度までとなっています。

一般会計繰入金について、計画終了後の見通しを伺います。

○松田工業用水道課長 一般会計繰入金についてであります。現在の経営健全化計画におきましては、一般会計からの繰り入れとして、未稼働資産等整理債の償還に対する補助金のほか、石狩工水においては、企業債の償還費のうち、地下水からの水源転換分に対する補助金や、水源であるダムの建設に係る利水者負担金に対する出資金、さらには、営業及び建設改良に係る資金不足額に対する長期借入金を見込んでいます。

このうち、未稼働資産に係る補助金につきましては平成28年度に、水源転換に係る補助金につきましては平成39年度に、それぞれの企業債の償還の完了に伴い終了する予定となっておりますほか、出資金については、平成35年度と見込まれるダム建設事業の完了までの措置となっているところでございます。

また、石狩工水の長期借入金につきましては、契約水量の増や経費節減の取り組みを着実に継続することにより、可能な限り、営業運転資金の不足額の圧縮を図っていくほか、建設改良資金の不足額についても、引き続き、施設の計画的かつ効率的な整備に努め、低減を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 次に、一般会計からの長期借入金についてですが、昨年度末の残高、苫小牧工水、石狩工水それぞれの内容、返済の見通しについてお伺いいたします。

○松田工業用水道課長 長期借入金についてでございますが、一般会計からの繰り入れのうち、返済義務があります長期借入金の残高は、平成29年度末で約44億5000万円となっているところでございます。

その内訳としましては、統合前の苫東工水において、平成9年度から12年度にかけて、建設改良資金の不足額に充てるために借り入れ、未稼働資産等整理の際に苫小牧工水に引き継いだものが約6億円、石狩工水におきまして、営業運転資金の不足額に充てるために借り入れたものが約30億6000万円、建設改良資金の不足額に充てるために借り入れたものが約7億9000万円となっているところでございます。

企業局といたしましては、引き続き、需要の拡大や支出の抑制などにより経営改善に努め、一般会計からの借り入れの抑制と借入金の返済に向けまして、純利益の計上が図られますよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地葉子委員 石狩工水については、これまで一度も長期借入金を返済していなくて、ふえる一方です。

石狩工水の経営改善についてですが、契約水量や受水企業はふえているのでしょうか。今後、

どう改善していくおつもりなのか、お伺いいたします。

○船橋企業局次長 石狩工水についてであります。平成29年度末現在の石狩工水の受水企業は29社、契約水量は2952トンとなっており、現在の経営健全化計画がスタートする直前の平成26年度末と比較しますと、受水企業数は2社減少したものの、契約水量では、発電施設における新規契約などにより、76トン増加したところであり、今年度以降、発電施設の建設などにより、4780トンの増加を見込んでいます。

企業局としては、石狩工水の経営改善に向け、収入においては、庁内の企業誘致関係部局と連携して需要開拓に努めるとともに、支出においては、運営管理委託の見直しなど、可能な限りの経費節減に努め、一般会計からの長期借入金の低減に努めていく考えでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 室蘭工水について、先ほど来議論になっておりまして、答弁を聞いていますので、お伺いしませんが、一つ指摘させていただきたいというふうに思うのです。

大口ユーザーであるJXTGエネルギーが来年3月に製造中止になるということは、室蘭工水の経営悪化に直結するものと考えます。そういう意味でも、答弁からは危機感が感じられないというふうに思うのです。

同じように工業用水をJXTGエネルギーに供給している室蘭市では、5000万円の減収になるということで、大きな問題意識を持っています。

企業局としても、今後、道民への説明がしっかりできるような取り組みをしていただきたいと思っておりますし、大企業としてのJXTGエネルギーには社会的責任があるわけですから、契約した責任水量を守ることを強く求めていただきたい、このことを指摘しておきます。

最後になりますけれども、比較的、経営が安定していた室蘭工水でも厳しくなるというふうに予想されます。

今の経済情勢では、豊富で良質な工業用水があれば、それが呼び水になって企業が誘致できるという状況なのかとも考えますが、今後の工水事業のあり方、取り組みについてどのように考えているのか、最後にお伺いいたします。

○市橋修治副委員長 公営企業管理者浦本元人君。

○浦本公営企業管理者 今後の取り組みについてであります。経済のグローバル化や産業構造の変化、水のリサイクル技術の向上などによる需要の減少など、工業用水を取り巻く状況は、近年、大きく変化しておりまして、道営工業用水道事業におきましても、厳しい経営が続いているというふうに考えております。

そのような中にもございまして、本道の豊富で良質かつ低廉な工業用水は、地域経済を支えるインフラとして不可欠なものであり、近年、本道において企業立地の動きがある新エネルギーなどの発電や食関連産業の分野におきましても、工業用水道の存在が企業誘致の大きなインセンティブとなるものと考えております。

このため、私といたしましては、工業用水の安定供給と経営基盤の強化に向け、施設の老朽更

新や耐震化を早急かつ計画的に行うとともに、支出削減などの経営効率化の取り組みを継続しながら、関係部局とも連携して需要開拓に努めるなど、道内産業を支えるインフラとしての工業用水道の役割を将来にわたってしっかりと果たすことができますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 そういう公共的な役割をしっかりと果たせるよう、頑張ってくださいというふうに思います。

ありがとうございました。

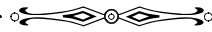
○市橋修治副委員長 菊地委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、企業局所管にかかわる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩



午後1時48分開議

○市橋修治副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、付託議案のうち、

報告第2号 平成29年度北海道病院事業会計決算に関する件
を議題といたします。

1. 道立病院局所管審査

○市橋修治副委員長 これより道立病院局所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 それでは、病院事業会計について、通告に従い、順次質問させていただきたいと思っております。

道立病院が、今後とも、地域に求められる医療を提供していくためには、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応しながら、医師を初めとする医療従事者などの確保や経営の効率化を図り、病院事業の経営改革を着実に進めていく必要があります。

そのため、病院経営の自由度を高めることが不可避であるとの考えのもと、平成29年4月に、地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行したものであり、平成29年度決算については、地方公営企業法の全部適用後の初めての決算となるわけではありますが、その状況や、北海道病院事業改革推進プランの取り組み状況などについて、以下、順次伺ってまいりたいと思っております。

初めに、平成29年度決算における病院事業の収益及び費用の状況と、その主な内訳、総収益から総費用を差し引いた損益はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

○市橋修治副委員長 病院経営課長福原靖博君。

○福原病院経営課長 収益及び費用の状況についてでございますが、平成29年度の病院事業収益

は総額で約161億7800万円となり、このうち、入院及び外来収益等の医業収益が約78億300万円、他会計負担金などの医業外収益が約83億4800万円、過年度に請求した診療報酬の増額等に伴う特別利益が約2700万円となっております。

また、病院事業費用につきましては総額で約166億3200万円となり、このうち、給与費や医薬材料費などの医業費用が約139億8300万円、企業債の支払い利息などの医業外費用が約25億7200万円、過年度に請求した診療報酬の減額等に伴う特別損失が約7700万円となっております。

この結果、総収益から総費用を差し引いた最終の損益は、約4億5400万円の純損失となっております。

○太田憲之委員 平成28年度の損益は4億3000万円ほどの赤字ではなかったかと思いますが、依然として赤字経営であり、しかも、若干ではありますが、悪化しております。

これはどのような要因によるものなのでしょうか、把握しているものがあれば、お聞かせ願います。

○福原病院経営課長 純損失が増加した要因についてでございますが、平成28年度と比較いたしましたして、医療部門における患者数が、入院では1万4986人、外来では1万306人、それぞれ減少したことなどによりまして、医業収益が約8000万円減少したものの、子ども総合医療・療育センター、いわゆるコドモックルの療育部門における入所患者数の増加などにより、病院事業収益は約2億円増加したところでございます。

一方、北見病院の指定管理者制度の導入に伴い退職者がふえたことによる給与費の増や、江差病院において電子カルテをリースに変更したことなど、病院事業費用が約2億2800万円増加したことにより、今年度の純損失は、前年度の約4億2600万円に比較し、約2800万円上回ったところでございます。

○太田憲之委員 ただいま、赤字の要因についてお伺いいたしましたが、収益を上げていくためには、何よりも患者の確保が必要であると考えます。

直近3年間の入院患者数及び外来患者数の推移についてお聞かせ願います。

○市橋修治副委員長 経営改革課長齋藤聡君。

○齋藤経営改革課長 直近3年間の患者数の推移についてでございますけれども、まず、入院患者につきましては、平成27年度が17万8628人、28年度が15万8523人、29年度が14万5526人となっております。3年間で、3万3102人、18.5%の減少となっているところでございます。

また、外来患者数につきましては、平成27年度が25万3481人、28年度が24万8746人、29年度が23万8440人となっており、3年間で、1万5041人、5.9%の減少となっているところでございます。

○太田憲之委員 決算審査意見書によれば、北見病院やコドモックルなど、一部の病院では患者数が増加している年度も見られるところでありますが、全体では減少してきている状況となっております。

年々、患者数が減少している要因についてお聞かせ願います。

○齋藤経営改革課長 患者数減少の要因についてでございますけれども、道立病院においても、それぞれの診療圏における人口減少は、患者確保に大きく影響があると考えてございます。

また、江差病院において、平成28年度から外科の常勤医師が不在となり、29年度からは消化器内科の常勤医師が2名から1名に減少したこと、また、精神科医療を担う緑ヶ丘病院と向陽ヶ丘病院において、入院医療中心から地域生活中心へという国の方針を踏まえ、地域生活への移行を積極的に推進していることなどにより、患者数が減少しているものと考えているところでございます。

○太田憲之委員 昨年の決算特別委員会におきまして、我が会派の同僚議員から、患者の確保についてお伺いをしておりまして、周辺の医療機関との連携や、地域の医療ニーズに対応した患者受け入れ体制の整備、さらには、患者満足度調査を踏まえたサービスの向上などの取り組みにより、患者の確保に努める旨の御答弁をいただいておりますが、それらの対策によっても患者の減少に歯どめがかからない状況にございます。

道立病院局としては、こうした状況をどのように受けとめ、どのように対応されようとしているのか、お聞かせ願います。

○市橋修治副委員長 道立病院局次長叶野公司君。

○叶野道立病院局次長 患者の確保についてでございますが、平成29年度において、医療機関相互の連携や、入退院の支援、調整を担う地域連携室を全病院に設置いたしまして、地域の医療機関や福祉サービス事業者への直接訪問などにより、患者受け入れの取り組みを進めるとともに、地域の企業などへ健康診断の実施を働きかけるなど、患者の確保に努めたところでありますが、患者の減少に歯どめがかかっていない状況にあり、病院経営上も、患者の確保は急務であると認識しているところでございます。

このため、道立病院局といたしましては、これまでの取り組みに加えまして、主要な診療科の常勤医師の確保対策を一層強化するとともに、地元自治体や関係機関などの意向を踏まえ、地域の医療ニーズに的確に対応した診療体制づくりを行うなど、引き続き、患者の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

○太田憲之委員 これまでもさまざまな対策を講じていることは重々承知しており、地域における人口減少や、医師、看護師の不足などにより、患者の確保が難しい状況にあるとは思っておりますが、このような厳しい状況下におきましても、病院経営の観点から、患者数に見合った診療体制とするなど、必要な手だてを講ずる必要があると考えますが、今後、どのような対策を講じていく考えなのか、お聞かせを願います。

○叶野道立病院局次長 経営改善に向けた対応についてでございますが、病院経営におきましては、収益の確保はもとより、その収益に見合った費用の支出が重要と考えており、患者数に応じた病床数での運用や、それに伴う人員配置、LED照明の導入や新電力への移行による経費の縮減などに取り組んでいるところでございます。

道立病院局といたしましては、今後とも、収益の確保と費用の縮減に一層努めますとともに、

地域住民のニーズや医療需要の変化を的確に捉えた診療体制づくりを行うなどして、経営改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○**太田憲之委員** 先ほど、患者数の推移を伺いましたが、患者数が増減する背景には、地域における人口の影響はもとより、医療提供のキーマンとなる医師の充足状況などによる影響もあるのではないかと考えるところであります。

昨年度の医師定数や配置数、欠員数について、病院別に状況をお聞かせ願います。

○**福原病院経営課長** 病院別の医師の配置状況についてでございますが、平成30年3月末の状況で申し上げますと、江差病院については、定数の17名に対し、配置数は11名で6名の欠員、北見病院では、定数の6名に対し、配置数は5名で1名の欠員、羽幌病院では、定数の12名に対し、配置数は6名で6名の欠員、緑ヶ丘病院では、定数の9名に対し、配置数は9名で欠員はなし、向陽ヶ丘病院では、定数の6名に対し、配置数は5名で1名の欠員、コドモックルでは、定数の43名に対しまして、配置数は38名で5名の欠員となっており、6病院合計では、定数の93名に対しまして、74名の配置で19名の欠員となっているところでございます。

なお、欠員が生じている診療科については、医育大学などへ非常勤医師の派遣を依頼して、可能な限り診療機能を確保できるよう努めているところでございます。

○**太田憲之委員** 医師の確保に関しましては、道内3医育大学への派遣要請のほか、民間人材紹介会社や医療関係団体を通じた招聘など、さまざまな取り組みを行っていると同っておりますが、将来にわたって継続的に医師を確保していくためには、今年度から始まった新専門医制度への対応が重要であると考えます。

専門医を目指す若い医師が、道立病院で経験を積み、そして地域医療に貢献できるよう体制を整備することが、本道の地域医療を守る上で不可欠であると考えますが、これまでの取り組み状況はどのようになっているのか、取り組みの成果とあわせてお聞かせ願います。

○**福原病院経営課長** 新専門医制度への対応状況についてでございますが、道立病院において、専門医を目指す専攻医を積極的に受け入れ、地域医療に携わる医師を育成することは、大変重要な役割と認識しており、医師確保にもつながるものと考えております。

このため、羽幌病院とコドモックルにおいて、総合診療科専門研修プログラムや小児科専門研修プログラムを策定し、専攻医の募集を行っているほか、他の道立病院におきましても、医育大学などの専門研修機関施設の連携施設として位置づけされ、今年度は、コドモックルで2名、向陽ヶ丘病院で1名の専攻医を受け入れたところでございます。

○**太田憲之委員** 人材を確保する上で、採用はもとより、職場環境の改善を図ることも重要であると考えます。

本年7月に、いわゆる働き方改革関連法案が公布され、基本的には来年4月から施行されるところでありますが、医師につきましても、医師法に基づく応召義務が課せられているなどの特殊性を踏まえた対応が必要なことから、現在、国において、医師の勤務環境改善策などが検討されているところであります。

道立病院では、医師事務作業補助者、いわゆる医療クランクを配置し、医師の負担軽減を図っているところではありますが、今後さらに、医師が業務に集中できる体制を整備するために、他職種への業務移管に積極的に取り組むなど、医師の処遇について適正に対処すべきと考えます。道としての見解をお聞かせ願います。

○福原病院経営課長 医師の負担軽減についてでございますが、医師の健康とワーク・ライフ・バランスを確保し、長期間勤務をしていただくとともに、良質な医療の提供と安全の向上を図るためには、医師の勤務環境を整えることが重要でありますことから、道立病院では、これまで、医師事務作業補助者の配置や、看護師による初診患者の事前問診を徹底するなど、タスクシフティングの取り組みを進めてきたところでございます。

今後は、薬剤師による病棟薬剤管理指導を進め、入院患者に対する服薬指導などの業務を軽減するとともに、熟練した看護技術を提供する認定看護師などを育成し、医師業務のサポート体制の充実を図るなどして、医師の負担軽減に努めてまいります。

○太田憲之委員 先ほど、医師の配置状況を伺いましたが、患者にとって最も身近な存在である看護師につきましても、医師と同様、重要な存在であると考えます。

ふだんから、患者の状態を注意深く観察し、異変をいち早く察知できる立場にあり、このような役割に支障を来すことがないよう、所要の人員を確保しておく必要があると考えます。

看護師の定数や配置数、欠員の状況はどのようになっているのでしょうか、病院別に数字をお聞かせ願います。

○福原病院経営課長 看護師の配置状況などについてでございますが、平成30年3月末の状況で申し上げますと、江差病院では、定数の114名に対しまして、配置数は82名で32名の欠員、北見病院では、定数の71名に対し、配置数は65名で6名の欠員、羽幌病院では、定数の42名に対し、配置数は36名で6名の欠員、緑ヶ丘病院では、定数の79名に対し、配置数は76名で3名の欠員、向陽ヶ丘病院では、定数の57名に対し、配置数は56名で1名の欠員、コドモックルでは、定数の201名に対し、配置数は200名で1名の欠員となっており、6病院合計では、定数の564名に対しまして、515名の配置で49名の欠員となっているところでございます。

○太田憲之委員 看護師の確保につきましても、これまでも、採用年齢の引き上げや試験の実施回数の拡大などに取り組んできたことは重々承知しているところであります。

昨年のこの委員会で、同僚議員が、いろいろと取り組んでも欠員が埋まらないのは、ほかの要因も考えられることから、多角的な観点からも検討し、欠員をなくす努力をするよう指摘しておりますが、その後、看護師の確保に対してどのように取り組まれてきたのか、お聞かせ願います。

○市橋修治副委員長 道立病院局次長立花理彦君。

○立花道立病院局次長 看護師の確保についてでございますが、平成29年度において、道内外の看護師養成校への訪問や採用試験の実施回数の拡大などの取り組みを進めた結果、昨年度末の看護師数は、一昨年度末の499名から16名増員し、515名になったところでございます。

しかしながら、江差病院や羽幌病院において、いまだ多くの欠員が生じていることから、今年度から、新たな取り組みとして、ホームページをリニューアルするなど、インターネットを活用した情報発信を強化したところでございます。

また、医師と同様に、若年層の看護師は、働きながら専門資格を取得できるなど、研修制度が充実した病院を選ぶ傾向が強いことを踏まえまして、道立病院局では、新人看護職員キャリアアッププランを策定し、採用から数年目までに、江差病院、羽幌病院における地域医療や、コドモックルの専門医療を幅広く経験した上で、希望する分野において専門資格を取得できる研修体系を整えたところであり、今後、こうした多様な取り組みにより、看護師の確保に一層努めてまいりて考えてございます。

○太田憲之委員 平成29年度の決算状況や人材確保の状況について順次伺ってまいりました。道立病院局として、さまざまな対策を講ずるなどの努力をしていることは認められますが、結果としては、依然厳しい状況にあると言わざるを得ないところであります。

道立病院が抱える、経営をめぐる環境変化への対応や医療従事者の確保などといった課題に対応するため、経営の自由度を高めることが不可避であるとの考えのもと、昨年4月からの地方公営企業法の全部適用に移行し、経営改善の加速化を図ってきたということではありますが、平成29年度を振り返って、全部適用による成果や課題などについて、道の見解をお聞かせ願います。

○市橋修治副委員長 道立病院部長田中宏之君。

○田中道立病院部長 地方公営企業法の全部適用の成果などについてでございますが、全部適用の導入により、独自に人材を採用することや、業務内容に応じた手当の創設などが可能となったことを受けまして、昨年度におきましては、地域の医療ニーズに応じ、職種間における定数の柔軟な見直しに加え、専門医を目指す専攻医の指導に当たる医師を確保するため、指導医手当を創設したほか、管理者みずからが、全ての病院に出向き、経営方針などについて説明したことによりまして、病院経営に対する職員の意識も変わりつつあると考えているところでございます。

一方、医師や看護師に欠員が生じている状況において、処遇改善に向けたさらなる手当の創設や新たな職の設置につきましては、今後の検討課題であると考えておりまして、病院事業会計が厳しい状況ではございますが、全部適用のメリットを最大限生かした取り組みを一層進めてまいりて考えてございます。

○太田憲之委員 わかりました。

病院事業においては、平成29年度から32年度までの4年間を計画期間とする北海道病院事業改革推進プランを策定しておりますが、このプランの数値目標と平成29年度決算との比較はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

○齋藤経営改革課長 北海道病院事業改革推進プランの数値目標と平成29年度決算との比較についてでございますけれども、コドモックルの療育部門を除く医療分において、収益は、プランの目標の約99億1000万円に対し、決算では約90億8000万円で、目標比で91.6%、費用は、プランの目標の約154億7000万円に対し、決算では約149億5000万円で、目標比で96.7%となったところで

ございます。

この結果、収支差は、プランの目標の約55億6000万円に対し、決算では約58億7000万円となったところでございます。

○太田憲之委員 このプランの進行管理の状況につきましては、外部有識者の方で構成する北海道病院事業推進委員会の点検評価を受けて、その内容が9月10日の保健福祉委員会で報告されているところでありますが、まず、平成29年度の取り組みに対する病院事業推進委員会の点検評価はどのようなものになっているのか、お聞かせ願います。

○齋藤経営改革課長 北海道病院事業推進委員会からの評価についてでございますけれども、事業全体の評価といたしましては、大きく3点が示されたところでございます。

1点目として、収益増となった病院もある一方、医師の減少などによる入院患者数の減少などによって、前年度と比較して収支差が拡大している状況であることから、医療従事者の確保対策や経営の効率化などによる経営改善を着実に推進すること、2点目といたしまして、医師の負担軽減に向け、国における働き方改革の動向を注視しながら、具体的な処遇改善の方策について検討を進めること、3点目といたしまして、厳しい経営状況が続いていることから、持続可能な病院経営を実現するため、必要な見直しについて検討を進めることとされたところでございます。

○太田憲之委員 それでは次に、道立病院について順次伺ってまいりたいと思います。

まず、江差病院につきましては、圏域内の将来的な医療需要や収支状況を見据えながら、病院の今後のあり方を検討することとされておりますが、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願います。

○叶野道立病院局次長 江差病院の今後のあり方についてでございますが、江差病院が所在いたします南檜山医療圏では、医師を初めとする医療従事者の不足が深刻な状況にある中で、限られた医療資源を有効に活用する必要がありますことから、これまでも、医療機器の共同利用やICTによる患者情報の共有化を進めるとともに、昨年6月から、町立病院の事務長などで構成いたします意見交換会を開催し、各病院が抱える課題などについて、情報交換を行ってきたところでございます。

今後、道立病院局といたしましては、地域医療構想調整会議などの場におきまして、江差病院と地元自治体、周辺医療機関などとのさらなる連携を図るための方策について議論を重ねまして、南檜山圏域における安定的な医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○太田憲之委員 次に、羽幌病院についてお伺いをいたします。

新専門医制度を見据えて、総合診療医を確保するために、専門研修プログラムを策定し、受け入れ体制の整備を図っているところであります。これまでのところ、医師の受け入れに結びついてはいないとのことですが、その点を踏まえて、今後、どのような方法でアプローチをしていくお考えなのか、また、今後の見通しについてもあわせてお聞かせ願います。

○福原病院経営課長 羽幌病院についてでございますが、改革推進プランに基づき、総合診療医や地域医療を志す医師の育成機能の体制を強化するため、本年4月より、総合診療の指導医資格

を有する病院長を招聘するとともに、医育大学等と連携をして、初期臨床研修医の地域研修や医学生の臨床実習を積極的に受け入れてきたところであり、このたび、来年度の専攻医として1名の応募があったところでございます。

今後は、在宅医療や遠隔診療など、多様な研修フィールドを提供できるよう、連携施設を拡大し、より魅力的な研修となるよう、プログラムの充実を図りますとともに、こうした取り組みについて、インターネットや情報誌等を活用して全国に発信し、研修医に選ばれる病院づくりを目指してまいります。

○太田憲之委員 それでは次に、緑ヶ丘病院についてお伺いいたします。

緑ヶ丘病院の病床利用率は、精神科救急病棟はほぼ目標どおりであります。ほかの病棟につきましては、地域生活への移行を推進していることもあり、低迷しているとの評価になっております。

今後、地域の医療需要を的確に把握し、地域から求められる病院機能の発揮と適正な病床規模の検討を行うべき旨の意見が付されているところではありますが、それに対し、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○叶野道立病院局次長 緑ヶ丘病院における今後の取り組みについてでございますが、緑ヶ丘病院では、入院医療中心から地域生活中心へという国の方針を踏まえまして、地域生活への移行を積極的に推進していることに加えまして、平成27年3月から、スーパー救急病棟の運用を開始し、集中的な治療を行うことにより、在院日数を短縮したことなどから、入院延べ患者数が減少傾向となったところでございます。

こうした中、道立病院局では、スーパー救急病棟の運用開始から3年が経過したことも踏まえまして、改めて、圏域の医療機関や自治体などから、病院機能に関する御意見を伺ったところでございます。今後は、寄せられた御意見や近年の患者動向などを踏まえ、緑ヶ丘病院が、引き続き、十勝圏における精神科救急医療の拠点としての役割を担っていけるよう、適正な病院体制について検討してまいります。

○太田憲之委員 次に、向陽ヶ丘病院についてお伺いをいたします。

向陽ヶ丘病院につきましては、平成28年6月の新病院への移転を契機に、保護室の増室や身体合併症室の新設といったことで機能が付加されたことから、新たな設備機能を十分活用できる診療に努めるよう、昨年この委員会でも指摘されていたと思いますが、その後も、入院患者を中心に、患者数の減少に歯どめがかかっていない状況であります。

病院事業推進委員会からも同様の意見が付されていたところではありますが、患者数の減少の要因と今後の取り組みについてお聞かせ願います。

○齋藤経営改革課長 向陽ヶ丘病院における患者数減少の要因などについてでございますけれども、病院が所在する北網圏域の人口が減少していることに加え、緑ヶ丘病院と同様に、地域生活への移行を積極的に推進していることなどが背景にあると考えているところでございます。

このため、向陽ヶ丘病院では、本年4月から、地域連携室の体制を強化し、関係機関とのさら

なる連携を図るとともに、出前講座や地域のイベントへの参加などにより、認知症疾患医療センターで実施している物忘れ外来のPRを積極的に行うほか、本年8月からは、合併症患者への対応を強化するため、非常勤内科医を配置するなどの取り組みを進めているところであり、引き続き、患者の確保に向けて努めてまいり所存でございます。

○太田憲之委員 それでは次に、北見病院についてお伺いをいたします。

北見病院では、本年4月から指定管理者制度を導入し、オホーツク圏域における高度・専門医療の提供体制の安定的な確保を図るため、日本赤十字社を指定管理者に選定し、道立北見病院と北見赤十字病院との一体的な運営を行ってきているところであります。

既に7カ月余りが経過しておりますが、指定管理者制度導入後の道立北見病院の運営状況や地元の方々からの評価についてお聞かせ願います。

○齋藤経営改革課長 北見病院の運営状況などについてでございますけれども、指定管理者制度導入後の平成30年度上半期においては、入院患者数は6695人で、前年同期比で1.2%の減、外来患者数は8571人で、1.7%の増となっており、おおむね前年と同様の状況で推移しているところでございます。

指定管理者制度の導入により、両病院間で、より迅速に患者対応ができる体制が整ったことから、北見赤十字病院で診察した患者を北見病院のほうで緊急手術することにより救命が図られたケースがあったほか、この10月から、北見赤十字病院との連携により、心疾患患者の術後リハビリテーションを開始したところであり、入院患者からも、手術した病院でリハビリも受けられてよかったとの声が聞かれるなど、一定の評価をいただいているところでございます。

道立病院局といたしましては、今後も引き続き、北見赤十字病院と連携を図りながら、オホーツク第3次医療圏における高度・専門医療の提供体制の充実に向けて取り組んでまいります。

○太田憲之委員 次に、コドモックルについてお伺いいたします。

子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルにつきましては、入院患者の増加などにより、医業収益が前年度と比較して約5200万円増加しており、病院事業推進委員会からも評価をされておりますが、今後の医療提供体制のさらなる充実などが求められているところであります。

今後、コドモックルの体制整備等の強化に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○齋藤経営改革課長 コドモックルにおける今後の取り組みについてでございますけれども、全道的に少子化が進行する一方、医学の進歩を背景といたしまして、医療的ケアを要するお子さんが増加傾向にあり、ここ数年、コドモックルで治療を要する重症患者を受け入れるベッドや、新生児病棟のNICUが、常時、満床状態になっていることから、重症患者を円滑に受け入れるための体制整備が課題となっているところでございます。

このため、道立病院局では、一般病棟における重症患者の受け入れの拡大に向け、看護師の増員を図るとともに、新生児病棟については、現在実施している施設整備面での調査結果を踏ま

え、その機能の強化に向けた検討を進めるほか、入院患者の在宅移行を円滑に実施するため、在宅支援体制の強化について検討しているところであり、小児高度・専門医療の提供体制がより充実したものとなるよう取り組んでまいります。

○**太田憲之委員** 平成29年度の道立病院全体や各病院の取り組みに対する点検と評価、その対応について順次伺ってまいりましたが、プランの計画期間の初年度とはいえ、計画達成に向けて非常に厳しい状況となっているところであります。

今後、これまで以上の取り組みが求められることとなりますが、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**田中道立病院部長** 改革推進プランの目標達成に向けた取り組みについてであります。平成29年度は、地方公営企業法の全部適用を受け、職種間の定数の柔軟な運用や、新たに策定した経営方針を通して、職員の意識改革を進めたほか、北見病院への指定管理者制度の導入に取り組むなど、一定の成果を上げることはできたものと考えておりますが、プランの計画期間の初年度の決算におきまして、目標よりも収支差が拡大する結果となったことにつきましては、厳しく受けとめなければならないものと考えているところでございます。

このため、道立病院局といたしましては、医育大学、医療関係団体への医師派遣要請や、採用試験の実施拡大などによる医療従事者の確保はもとより、各病院に設置した地域連携室による、医療機関などとの患者紹介の働きかけや患者受け入れの取り組み、患者満足度調査の結果を踏まえた、患者の利便性を向上させる対策などをさらに強化することによりまして、収益の確保に一層努め、プランに掲げた目標の達成に向けて、全力で取り組んでまいります。

○**太田憲之委員** それでは次に、災害対応についてお聞きしていきたいと思っております。

9月6日未明に発生いたしました胆振東部地震における全般的な道の取り組みなどについて、第3回定例会で議論を進めてきたところでありますが、改めて、道立病院の対応などについて、以下、何点か伺っていただきたいと思っております。

近年、国内で、自然災害が頻発しており、災害の規模や被害も甚大化していることから、防災対策がますます重要になっていると考えますが、道立病院では、災害等への備えとして、これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、お聞かせ願います。

○**福原病院経営課長** 道立病院での災害等への備えについてでございますが、道立病院では、災害発生時においては、患者の安全を最優先に確保することとしており、停電時への備えといたしまして、全ての病院に自家発電装置を設置し、医療機器等の使用に支障が生じないようにしているところでございます。

また、病院の機能や地域事情に応じ、災害発生時の対応、職員の招集、院内の医療体制などを定めた防災マニュアルを策定するとともに、マニュアルに基づいた訓練を行うなど、防災意識の醸成に努めてきたところでございます。

さらに、平成28年の道内の大雨災害や熊本地震の発生に伴い、29年3月には、全ての病院におきまして、継続的に診療を行うための業務継続計画、いわゆるBCPを策定いたしまして、災害

発生時における医療提供体制の確保に努めてきたところでございます。

○太田憲之委員 それでは次に、今回の震災対応として、道の各部では、それぞれの役割に応じて被災地域への支援を行ってきているところではありますが、道立病院としてはどのような対応を行ってきたのか、お聞かせ願います。

○福原病院経営課長 道立病院としての対応についてでございますが、北海道地域防災計画では、道立病院は、災害発生時において、災害対策本部からの要請に基づき、医療救護及び医療資機材の確保と供給を担うこととされているところでございます。

このたびの胆振東部地震では、避難者などに対する精神保健活動として、緑ヶ丘病院から、災害派遣精神医療チーム、いわゆるDPATを、向陽ヶ丘病院から心のケアチームを、それぞれ1週間程度、現地に派遣したところでございます。

また、コドモックルから医師などの職員を派遣し、心理的に不安定になったお子さんや保護者の方への面談、相談対応のほか、自治体の職員、福祉施設関係者に対しまして、子どもの心のケアに関する助言などを行ったところでございます。

○太田憲之委員 大規模災害が毎年のように本道を襲っておりまして、道民の日常生活はもとより、さまざまな産業や経済活動に深刻な影響が生じているところであります。

災害は、いつ、どこで起こるか、予想が非常に難しく、日ごろから、それに対応できるような体制を整備しておく必要があると考えます。

道立病院では、こうした災害に対する備えについて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○田中道立病院部長 災害対応に関する今後の取り組みについてでございますが、道立病院では、災害発生時におきましては、患者の安全を何より優先する必要があることから、自家発電装置の設置やマニュアルの策定による備えなど、災害発生時への対応に万全を期してきたところでございます。

しかしながら、このたびの災害では、自家発電に必要な重油の継続的な確保のほか、物流障害が発生した場合においては、患者のみならず、病院職員も含めた、水、食料等の確保に課題があることなどが明らかになったところでございます。

このため、道立病院局といたしましては、これらの課題に加え、冬期間における対応も想定し、防災マニュアルやBCPの検証、見直しの作業を進めるとともに、実践的な訓練などによる職員の防災意識の向上や、関係機関などとのさらなる連携を図り、災害時における適切な医療の提供体制を確保していく考えでございます。

○太田憲之委員 ここまで、病院事業会計における平成29年度の決算状況や、医師、看護師の人材確保、病院事業改革推進プランへの取り組み、災害対応などについて伺ってまいりましたが、道立病院は、厳しい経営環境のもとで、僻地での地域医療を担う重要な役割を負っており、医療従事者や患者の確保などに苦勞しながら病院を運営していることと思います。

このような中でも、公営企業として、経済性や効率性を確保しながら運営していくことが求め

られており、現行の病院事業改革推進プランは、国のガイドラインに基づいて策定され、プラン最終年度の平成32年度には黒字に転換する計画となっているところであります。

道立病院の経営改革に向けて、道立病院局は、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、最後にお伺いをいたします。

○市橋修治副委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 今後の取り組みについてであります。私は、昨年4月に病院事業管理者に就任して以来、道立病院は、公立病院として、公共性の確保と、公営企業としての経済性の発揮に努めながら、民間の医療機関が参入しにくい地域での広域的な医療や精神・特殊医療、高度・専門医療など、地域に必要な医療を提供する使命を帯びていることを常に心にとめながら、病院事業の経営に取り組んできたところであります。

一方、人口減少による患者数の減少や、医師を初めとする医療従事者の確保の困難さなどにより、道立病院を取り巻く環境はますます厳しさを増していると感じているところでもあります。

このため、私としては、こうした諸情勢の大きな変化への対応や困難な課題の解決に向けては、的確な経営判断とスピード感を持った取り組みが必要と考えており、プランに掲げる目標をしっかりと念頭に置きながら、道立病院局の持てる力を結集し、経営改革に向けて、職員が一丸となって取り組んでまいります。

○太田憲之委員 終わります。

○市橋修治副委員長 太田委員の質疑は終了いたしました。

菅原和忠君。

○菅原和忠委員 菅原であります。私からも、病院事業会計について、通告に従いまして、質問していきたいというふうに思います。

最初に、平成29年度の経営状況について伺いたいというふうに思います。

平成29年度は、道立病院事業に地方公営企業法の全部適用がなされ、新たな体制で、経営改善や医療提供体制の充実に向けてスタートを切った一年でありましたが、まず、初年度の経営実績について、収益、費用それぞれの結果と、平成29年度に策定した病院事業改革推進プランとの差及びその要因をお伺いいたします。

○市橋修治副委員長 経営改革課長齋藤聡君。

○齋藤経営改革課長 収益及び費用等の状況についてでございますけれども、コドモックルの療育部門を除く医療分における平成29年度の病院事業収益は、総額で約90億8000万円、また、病院事業費用につきましても、総額で約149億5000万円で、収支差は約58億7000万円となったところでございます。

次に、改革推進プランの数値目標との比較についてでございますけれども、収益は、プランの目標の約99億1000万円に対しまして、約8億3000万円及ばず、目標比で91.6%、費用は、プランの目標の約154億7000万円に対しまして、約5億2000万円ほど少なく、目標比で96.7%、収支差は、プランの目標の約55億6000万円に対し、約3億1000万円拡大したところでございます。

プランの目標よりも収支差が拡大した主な要因といたしましては、主要な診療科において必要な医師の確保ができなかったことや、診療圏の人口減少などにより患者が減少したことなどによるものと考えているところでございます。

○菅原和忠委員 続きまして、収益の確保についてお伺いをしたいと思います。

その関係で、患者確保の取り組みについてであります。

患者の確保に関しては、新たに、病院間の連携や、入退院の支援、調整を担う地域連携室を全病院に設置したとのことでありますが、設置によって生まれた具体的な取り組みやその効果、課題についてお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 地域連携室の取り組みなどについてでございますけれども、各病院の地域連携室では、職員が、地域の医療機関や福祉サービス事業者等を訪問いたしまして、患者情報の共有を図ったほか、各種研修会の開催や病院の積極的なPRなどの取り組みにより、患者の確保を図ったところでございます。

これらの取り組みなどにより、平成29年度の紹介患者の件数は、前年度に比べ、81件、1.6%増加するなど、地域連携室の設置の効果はあらわれているところと考えてございます。

一方、今後の課題といたしましては、依然として患者の減少に歯どめがかかっていない状況にあることから、地域の医療機関や福祉サービス事業者とのさらなる連携など、地域連携室の取り組みの一層の強化を図っていく必要があるものと考えております。

○菅原和忠委員 次に、診療報酬の請求漏れ等についてお伺いをしたいと思います。

診療報酬の請求漏れの防止や、報酬改定等に対応した加算の取得に向けて、各病院に、報酬の適正化対策を行う委員会等を設置したとのことでありますが、設置によって具体的にどのような効果があったのか、また、次年度以降に向けて課題はなかったのか、お伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 診療報酬請求の適正化対策を行う委員会についてでございますけれども、各病院に設置した委員会では、医師、看護師や医事担当職員のみならず、各部門の担当者も参加して、診療報酬請求の適正化に取り組んでいるところでございます。

取り組みの効果といたしましては、人工透析に用いる透析液の水質管理を適切に実施することなど、新たな加算の取得が13件で約860万円、また、医師と医事担当職員が連携し、診療内容の再確認を行うなど、約1200件の診療報酬の請求漏れを防止したことにより、約500万円、合わせて約1360万円の効果があったところでございます。

一方、今後の課題といたしましては、平成29年度の審査支払い機関による診療報酬の査定率について、前年度と比較して0.37ポイント低い0.57%となったものの、依然として査定を受けている状況にあることから、引き続き、委員会を中心に、請求事務の適正化や新たな施設基準の取得などに向けて取り組んでまいります。

○菅原和忠委員 次に、課題を踏まえた今後の対応についてお伺いします。

医師など医療従事者の確保が収益確保の鍵であるとしても、それ以外の分野において努力できる部分をこれまで伺ってきたところでありますが、取り組みの実績や課題を踏まえ、今後、収益

確保にどう取り組むのか、お伺いをいたします。

○市橋修治副委員長 道立病院局次長叶野公司君。

○叶野道立病院局次長 収益の確保に向けた今後の取り組みについてでございますが、病院運営を行う上で、医師を初め、医療従事者の確保はもとより、患者の確保と適切な診療報酬の請求は、医業収益を確保するために大変重要であると考えているところでございます。

このため、道立病院局といたしましては、地元自治体などと連携し、住民を対象とした公開講座の開催や病院情報の発信などの取り組みを初め、地域連携室を活用した患者紹介の働きかけ、患者受け入れの取り組みの強化、患者満足度調査の結果を踏まえた患者サービスの向上などを通じて、患者の確保を図るとともに、診療報酬の請求漏れや査定減少、新たな施設基準や加算の取得に努め、収益の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

○菅原和忠委員 次に、費用の縮減についてお伺いをします。

最初に、経費節減の取り組みについてでございますが、管理経費等の節減については、道の自己点検評価では、スケールメリットを生かした本庁一括契約の継続実施のほか、光熱水費の節減などに取り組んだとありました。

では、本庁一括契約について、どのような分野で、具体的にどの程度の効果があったのか、認識をお伺いいたします。

○齋藤経営改革課長 経費節減の取り組みについてでございますけれども、道立病院局では、これまで、各病院で共通する診療報酬算定や窓口業務を行う医事業務の委託、複数の病院で使用する医薬品の売買単価などについて、本庁一括契約とし、経費節減に努めているところでございます。

平成29年度は、新たに本庁一括契約の対象とした抗がん剤や不整脈の改善に用いる薬などの単価の引き下げにより、平成28年度と比べて約40万6000円の削減となり、一定の効果があったものと考えているところでございます。

○菅原和忠委員 同じく経費節減に向けてということで、後発医薬品の関係についてお伺いいたします。

病院事業改革推進プランでは、費用縮減に向けた取り組みの一環として、患者負担の軽減、費用の縮減に結びつく後発医薬品の採用拡大を挙げており、平成29年度の実績においては、各病院とも目標を上回る使用率であったということでもあります。

後発医薬品の使用は、オールジャパンで医療費を抑制するための取り組みでもあり、患者の理解を得て進めていくものでありますが、道立病院においては、費用の縮減に向けて重要な取り組みの一つでもあります。

そこで、改めて、プランにおいて設定した目標値の考え方をお伺いするとともに、平成29年度の実績が目標を上回った要因についてお伺いいたします。

○齋藤経営改革課長 後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品についてでございますけれども、道立病院局では、ジェネリック医薬品の使用は、道立病院の費用の節減だけでなく、患者の

医療費負担の軽減を図る観点からも重要であると考えているところでございます。

改革推進プランにおける、ジェネリック医薬品の使用割合に係る目標設定に関しましては、国が策定した経済財政運営と改革の基本方針2015における、2017年中に70%以上とするとともに、2018年度から2020年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とするという目標値を踏まえ、各病院ごとに設定したところでございます。

平成29年度におけるジェネリック医薬品の使用割合は77.5%で、改革推進プランの目標値である72.5%を5%上回ったところであり、その要因といたしましては、医師や薬剤師などで構成する薬事委員会を中心に、ジェネリック医薬品への切りかえを検討し、使用促進に取り組んできたことなどが考えられるところでございます。

○菅原和忠委員 次に、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

費用の縮減についても、昨年議論を踏まえた取り組み内容などを伺ってきたわけですが、それらを踏まえて、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○叶野道立病院局次長 費用の縮減に向けた今後の取り組みについてでございますが、費用の縮減については、これまでも、在庫管理の徹底による医薬材料費の縮減や高額医療機器の廉価購入などに取り組んできたところでございます。

今後も、こうした取り組みを継続するとともに、本庁一括契約を実施している医薬品目の拡大や新たな一括契約を検討するほか、LED照明への切りかえ、新電力への移行に取り組むなど、医業費用全般にわたって、病院局の全職員がコスト意識を持って不断の見直しを行い、費用の縮減に取り組んでまいります。

○菅原和忠委員 次に、障がい者雇用率についてお伺いをいたします。

北海道労働局が先月発表した、昨年6月時点の障がい者雇用実態調査の結果によれば、道立病院局において、国に対する報告義務があったにもかかわらず、報告がなされておらず、また、雇用率も、法定の2.3%を大きく下回る1.04%でありました。

地方公営企業法の全部適用に移行した初年度であり、事務的な混乱が生じていたのかもしれませんが、報告義務の失念はもとより、公的部門が率先すべき雇用率自体が目標に遠く及んでいなかったことは大変残念であります。

この問題に対する受けとめと、今後の対応についてお伺いをいたします。

○市橋修治副委員長 道立病院局次長湯谷隆博君。

○湯谷道立病院局次長 障がいのある方の雇用についてでございますが、障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主は、自立しようとする障がいのある方に対して雇用の場を与えるとともに、その任免状況を厚生労働大臣に通報しなければならないと規定されているところでございます。

道立病院局では、平成29年度に地方公営企業法の全部適用を導入し、新たに事業主となりましたことから、北海道労働局に対し、障がいのある方の雇用状況について報告が必要でありましたが、平成28年度までは知事部局の一組織であったことから、当該報告を失念したものでございま

して、大変申しわけなく思っております。

また、道立病院局といたしましては、法定雇用率を大きく下回っていることにつきましても重く受けとめ、今後、法令遵守を徹底するとともに、法定雇用率を充足できるよう、他の公立病院等の状況も参考にするなどいたしまして、目標達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○菅原和忠委員 少なくとも、努力という課題ではなくて、法令遵守の立場でしっかり対応していただければと思っています。

次に、道立病院における災害対応についてお伺いいたします。

道立病院には、毎日、入院患者がおり、また、外来患者も多く通院をしています。

患者の命を守るためには、災害への備えが大変重要であると考えますが、道立病院のこれまでの災害対応についてお伺いいたします。

また、今般の大きな地震では、震源地周辺を中心として、甚大な直接被害がもたらされたほか、大規模停電により、道内の全域で、住民生活や産業活動、さらに医療の現場にも大変な混乱が生じたものと認識をしております。

重篤な入院患者や、透析のために定期的に通院する患者などへの対応は問題なく行えたのか、あわせてお伺いをいたします。

○市橋修治副委員長 病院経営課長福原靖博君。

○福原病院経営課長 道立病院における災害対応等についてでございますが、道立病院では、地震などの災害発生時において患者の安全を最優先に確保することとしており、全ての病院で、防災マニュアルを策定するとともに、自家発電装置を設置しているところでございます。

今回の胆振東部地震においては、停電発生後、全ての道立病院で、自家発電装置が作動し、人工透析装置や人工呼吸器等の医療機器などは正常に稼働したことから、患者の診療に影響はなかったところでございます。

なお、停電の復旧が見通せない中、自家発電装置を長期間使用することも想定し、緊急を要する場合を除く患者には、発災日当日の外来受診を控えていただく対応を行った病院もございしますが、患者に事前の周知などを行ったことから、混乱はなかったところでございます。

○菅原和忠委員 続きまして、経営基盤の強化の関係についてお伺いいたします。

まず、医師の確保についてであります。

点検評価書に記載をされている平成29年度末の職員配置状況によれば、医師は、定員の93名に対して欠員が19名となっており、緑ヶ丘病院以外、全ての病院で欠員が発生しています。特に、圏域の地域センター病院である、定数が17名の江差病院と、定数が12名の羽幌病院の欠員は、それぞれ6名となっており、収益への影響はもとより、医療機能の確保の面でも課題が大きくなっています。

道立病院に地方公営企業法を全部適用する効果として、まさに人材確保面の強化も期待していたわけでありませんが、病院局は、医師確保についてどのような取り組みを行い、どのような具体

的な効果があったのか、認識をお伺いいたします。

○福原病院経営課長 医師確保の取り組みについてでございますが、道立病院局においては、地方公営企業法の全部適用の導入に合わせ、医師を初めとする医療従事者の確保を専掌する人材確保対策室を設置し、医育大学に対する医師派遣の要請や自治医科大学卒業医師の招聘活動などの取り組みの強化を図ったところでございます。

こうした取り組みによりまして、羽幌病院では、本年4月より、総合診療科の指導医資格を持つ院長を招聘いたしますとともに、コドモックルでは、医育大学からの医師派遣がふえ、欠員が5名から2名に改善したところでございます。

○菅原和忠委員 次に、看護師等の医療従事者の確保についてであります。

平成29年度末の、看護師、助産師の配置状況は、配置定数の564名に対して欠員が49名となっており、特に、江差病院においては、定数の114名に対して欠員が32名と、全体の欠員の過半を占めています。

江差病院では、看護師について、診療報酬ぎりぎりのところでクリアしている状況とのことでありまして、収益確保、医療提供体制の両面で、医療従事者の確保は極めて重要であります。

道は、かつて、改革プラン改定の検討の際、地方公営企業法の全部適用によって、短時間勤務など、独自の勤務条件の設定や、採用機会の拡大によって、採用者増が期待されるとしていましたが、平成29年度の取り組みとその実績について伺います。

○福原病院経営課長 看護師の確保についてでございますが、道立病院の運営において、看護師確保は重要な課題と考えており、看護師の通年採用募集を行っているほか、応募がある都度、試験を実施し、試験会場についても、応募者の希望に沿った地域で実施したことなどから、平成29年度は、前年度より8名多い50名を採用したところでございます。

また、こうした取り組みによっても看護師に欠員が生じていますことから、非常勤職員や道退職者の再任用職員などの短時間勤務者を確保し、外来業務や入院患者に対応しているところでございます。

道立病院局といたしましては、今後とも、採用機会の拡大はもとより、業務内容に応じた勤務時間を設定するなどして、看護師の確保に努めてまいります。

○菅原和忠委員 次に、経営基盤の強化に向けた今後の取り組みについてお伺いいたします。

人材不足が深刻な中、簡単な問題ではないと承知をしていますが、病院局では、来年度以降、コメディカル職員も含めた人材確保について、どのように取り組んでいこうとしているのか、お伺いをいたします。

○市橋修治副委員長 道立病院局次長立花理彦君。

○立花道立病院局次長 人材確保に関する今後の取り組みについてでございますが、医師の確保については、人口減少や高齢化が進む地域では、専門診療科の医師はもとより、幅広い領域に対応が可能な総合診療医の確保が重要なことから、本年度より、道立病院に勤務する、総合診療科指導医の資格を有する医師の2名を、本庁の人材確保対策室に兼務発令し、総合診療医の招聘

や、総合診療医を目指す研修医の確保に努めているところでございます。

また、看護師の確保につきましては、採用から数年目までに、江差病院、羽幌病院における地域医療や、コドモックルにおける専門医療を幅広く経験した上で、希望する分野において専門資格を取得できる新人看護職員キャリアアッププランを本年度から運用し、このたび、平成31年度の新規採用職員として、8名の応募があったところでありまして、今後とも、このキャリアアッププランを積極的に推進し、看護師確保につなげてまいりたいと考えてございます。

さらに、コメディカル職員の確保につきましては、本年度から、新たに、専門的な資格の取得を支援するコメディカル職員養成研修事業を創設するとともに、医育大学への長期研修派遣も実施しているところでございまして、こうした取り組みを、インターネットなどを通して全国に発信し、コメディカル職員の確保に努めてまいります。

○菅原和忠委員 続きまして、個別病院の関係について、特徴的な二つの病院に関してお伺いをします。

最初に、江差病院についてでございますが、江差病院の平成29年度実績によれば、常勤医師数の減などによって、収支差は、目標とした10億円の赤字から、12億6000万円の赤字へと拡大をしており、病院事業推進委員会の委員からも、今後のあり方について指摘があったところであります。

病院局は、この対応として、将来的な医療需要等を見据えながら今後のあり方を検討するとしていますが、江差病院のあり方について、どのような視点で検討していくのか、お伺いをいたします。

○叶野道立病院局次長 江差病院についてでございますが、江差病院が所在いたします南檜山医療圏では、医師を初めとする医療従事者の不足が深刻な状況にある中で、限られた医療資源を有効に活用することが求められております。

地域センター病院である江差病院と近隣の町立病院などが緊密に連携し、地域の医療ニーズに対応していく必要があるものと認識しているところでございます。

このため、道立病院局といたしましては、今後、地域医療構想調整会議などの場におきまして、江差病院と地元自治体、周辺の医療機関などとのさらなる連携を図るための方策について議論を重ねて、南檜山圏域における安定的な医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 続きまして、北見病院についてお伺いをいたします。

北見病院については、本年4月から、隣接する北見赤十字病院の運営者である日本赤十字社を指定管理者として、新たな体制で運営が開始されたところであります。

指定管理者制度について、病院局は、異なる運営主体間で相互の応援に制限があったこと、また、小規模の病院では医療従事者の確保がより困難であることといった課題を挙げて、その解決手法として導入が必要と答弁をされてきました。

そこで、今年度の運営において、こうした効果がどうあらわれているのか、上半期の運営状況などを踏まえ、具体的にお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 道立北見病院の運営状況についてでございますけれども、指定管理者制度導入後の平成30年度上半期においては、入院患者数は6695人で、前年同期比で1.2%の減、外来患者数は8571人で1.7%の増となっており、おおむね前年と同様の状況で推移しているところでございます。

指定管理者制度の導入により、両病院の経営主体が同一となったことから、北見赤十字病院の医師が道立北見病院で当直を行うなど、相互の応援が可能となったほか、7月に、北見赤十字病院で新規に採用された薬剤師の1名を道立北見病院に配置するとともに、10月には、理学療法士の2名を北見赤十字病院から道立北見病院へ配置がえし、心疾患患者の術後リハビリテーションを開始するなど、道立北見病院の機能の強化が図られたところでございます。

○菅原和忠委員 次に、一般会計負担金についてお伺いをいたします。

まず最初に、平成29年度の実績についてであります。不採算部門など政策的な医療を担う公立病院に対しては、一般会計からの繰り入れが認められており、道立病院においても、病院事業改革推進プランにおいて、国基準に基づくものと道基準に分けた上で、一般会計負担金の数値目標を示しているものと承知しています。

道基準の区分においては、内訳として、周産期医療などの政策的経費や特殊・臨時的経費に加え、経営改善により計画的に解消を図る経費が示されていますが、平成29年度の一般会計負担金について、道基準の内訳の実績をお伺いいたします。

○福原病院経営課長 一般会計負担金についてでございますが、平成29年度の実績は、総額で約70億2300万円となっており、内訳は、国の地方公営企業繰出基準、いわゆる国基準といたしまして約37億4200万円、道で定めた基準、いわゆる道基準で約32億8100万円となっているところでございます。

道基準の内訳といたしましては、コドモックルにおける周産期医療などに要する政策的経費が約14億3600万円、本庁運営費や臨時的なものに要する特殊・臨時的経費が約4億3100万円、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額から他の繰出金を控除した額である、経営改善により計画的に解消を図る経費が約14億1400万円となっているところでございます。

○菅原和忠委員 次に、計画的に解消を図る経費についてお伺いいたします。

一般会計からの負担は必要不可欠であるとしても、計画的に解消を図る経費の、平成29年度の実績で14億円を超える額は圧縮されるべき金額であります。

病院局は、プランにおいて、一般会計負担金を増加させることなく、経営収支の黒字化を目指していますが、平成29年度の実績は必ずしも芳しいものではなく、今後、収支不足が拡大しないとも限りません。

特に、計画的に解消を図る経費については、努力により解消すべき分野ともとれるわけですが、その解消に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

○市橋修治副委員長 道立病院部長田中宏之君。

○田中道立病院部長 計画的に解消を図る経費についてであります。この経費につきましては、公営企業として経済性を発揮し、経営改善を図ることで、その解消に向けて努力することが求められていると認識をしております。

このため、収益の確保に向けた取り組みとして、基幹診療科の常勤医師を初めとする医療従事者の確保対策や、患者満足度調査による患者の利便性を向上させる取り組みに加えまして、広報誌などによる病院機能のPRなどを通じた患者の確保対策などを行っているほか、費用の縮減に向けた取り組みとして、医薬品の本庁一括契約、LED照明の導入や新電力への移行による経費の削減などに取り組んでいるところであり、道立病院局といたしましては、引き続き、経営改善の取り組みを着実に進め、計画的に解消を図る経費の削減に努めてまいります。

○菅原和忠委員 続きまして、今後の病院事業改革推進の取り組みについてお伺いをいたします。

これまで、病院事業会計における決算を初め、さまざまな取り組みについて伺ってきました。個別病院では、江差病院は、医師の減などから赤字が拡大し、将来的な医療需要を見据えて今後のあり方を検討するという、厳しい状況にあります。

北見病院については、ことしから、隣接する北見赤十字病院の運営者である日本赤十字社を指定管理者として、新たな運営が開始されました。

これらのように、道内でも厳しい地域での医療を提供しながら、経済性や効率性などを求められる道立病院の事業運営について、道立病院局として、今後、どのように取り組まれていくのか、病院事業管理者の決意をお伺いして、質問を終わります。

○市橋修治副委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 今後の事業運営についてであります。道立病院は、公立病院として、公共性の確保と、公営企業としての経済性の発揮に努めながら、地域に必要とされる医療の提供に取り組んできたところであります。

しかしながら、地域の人口減少による患者数の減少や、医師を初めとする医療従事者の確保が難しいことなどから、病院運営は、ますます厳しい環境に置かれてきていると感じているところでもあります。

私としては、プランに掲げる目標をしっかりと念頭に置きながら、道立病院局の全職員と、こうした厳しい経営の現状を共有し、地方公営企業法の全部適用のメリットなども生かしながら、医療環境の変化に柔軟に対応する病院づくりに、引き続き、全力を挙げて取り組んでまいります。

○菅原和忠委員 ありがとうございました。

○市橋修治副委員長 菅原委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時21分開議

○**富原亮委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

道立病院局所管にかかわる質疑の続行であります。

赤根広介君。

○**赤根広介委員** それでは、病院事業会計についてお伺いをしてまいります。

地方公営企業法を全部適用した初年度の決算であります。推進委員会の中でも、病院事業の体制の整備について、管理者を筆頭として、新たな体制による指導のもとで流れが変わり始めている、大きな組織体で物事の実施に何年も費やすことが多かった中で、よく頑張った、そういった前向きな評価をされているところでございまして、管理者を先頭として、皆さんのこの1年間の御尽力に、まずは敬意を申し上げる次第でございます。

そんな中、まず初めに、平成29年度決算の評価をお伺いいたしますが、病院事業収益が161億7800万円であったのに対し、費用が166億3200万円で、純損失は4億5400万円となっております。前年度決算と比較すると、収支差は2800万円悪化をしているわけでありまして。

この結果についてどのように分析し、今後、どのように対応していくのか、まずお伺いいたします。

○**富原亮委員長** 道立病院局次長湯谷隆博君。

○**湯谷道立病院局次長** 平成29年度決算についてでございますが、医療部門における患者数が減少したことなどによりまして、前年度に比べ、医業収益が約8000万円減少したものの、子ども総合医療・療育センター、いわゆるコドモックルの療育部門における入所患者数の増加などによりまして、病院事業収益が約2億円増加したところでございます。

一方で、北見病院の指定管理者制度の導入に伴い退職者がふえたことによる給与費の増など、病院事業費用が約2億2800万円増加したところでございまして、収支差は、平成28年度を約2800万円上回ったところでございます。

道立病院局といたしましては、今後とも、医師確保はもとより、患者の利便性を向上させる取り組みや、診療報酬上の新たな施設基準の取得などによって収益を確保いたしますとともに、LED照明への切りかえ、新電力への移行などによって費用の縮減を図り、経営改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**赤根広介委員** 次に、運営について何点かお伺いいたしますが、健全な病院経営を行うためには、適切な医業収益を確保していくことが基本となるわけでありまして。

収益に関する全般的な取り組みについては、これまでも幾つか議論があったわけでありまして、私は、未収金対策について何点か伺います。

平成29年度決算における入院収益と外来収益の合計、いわゆる医業収益は、6病院の合計で78億300万円となっておりますが、この額は、各病院が毎月行っている診療報酬請求に対し、社会

保険診療報酬支払基金あるいは国民健康保険団体連合会、こういった審査支払い機関が、保険診療のルールに適合しているかどうかを確認し、記載事項の不備やルールに適合しない請求額を査定した後の金額であると承知しております。

平成29年度における病院ごとの査定率ほどの程度であったのか、伺います。

また、査定の主な要因について、あわせて伺います。

○富原亮委員長 経営改革課長齋藤聡君。

○齋藤経営改革課長 病院ごとの診療報酬の査定率などについてでございますけれども、平成29年度の査定率は、江差病院が0.28%、羽幌病院が0.24%、緑ヶ丘病院が0.04%、向陽ヶ丘病院が0.05%、北見病院が1.63%、コドモックルが0.53%で、全体では0.57%となっており、前年度の0.94%と比較して0.37ポイント減少したところでございます。

査定の主な要因といたしましては、診療報酬上、認められている薬剤投与日数を超えているものや、エックス線撮影の回数が多いとされたもの、病名からリハビリテーションが不要とされたものなどとなっております。

○赤根広介委員 査定を受けた場合、診療報酬請求書の修正、あるいは追加説明を記載するなどの対応を行った上で再請求することとなると思われませんが、査定率の縮減に向けてどのような取り組みを行っているのか、伺います。

○齋藤経営改革課長 診療報酬の査定率の縮減に向けた取り組みについてでございますけれども、道立病院局では、昨年度から、全病院に、診療報酬請求の適正化対策を行う委員会を設置し、医師、看護師や医事担当者のみならず、各部門の担当者も参加しまして、審査支払い機関による査定実例を踏まえ、要因分析を行い、その対応策を協議するなどして、改善に取り組んでいるところでございます。

さらに、診療報酬請求に関しまして、医事業務を専門とする民間事業者の外部点検を受けるなど、診療報酬の査定ゼロに向けて取り組んでいるところでございます。

○赤根広介委員 適切な診療報酬を得るためには、全国健康保険協会などの保険者に対する請求だけではなく、患者の自己負担金についてもしっかりと対応しなければならないと考えます。

道におきましては、本年4月から北海道債権管理条例が施行されたところであり、病院局におきましてもこの条例が適用されるものと承知をしております。

こうした観点から、過去3年間の過年度個人医業未収金と不納欠損処理額の推移について伺いたいと思います。

○富原亮委員長 病院経営課長福原靖博君。

○福原病院経営課長 未収金などの過去3年間の推移についてでございますが、過年度個人医業未収金につきましては、平成27年度末が約2784万円、28年度末が約2369万円、29年度末が約2204万円となっております。

不納欠損処理額につきましては、平成27年度末が約225万円、28年度末が約718万円、29年度末が約185万円となっております。

○赤根広介委員 患者の自己負担金の滞納が生じた場合は、適切な徴収を行わなければいけません、一方で、道民の命を守る道立病院として、慎重な対応が必要とされる場合もあると考えるわけであります。

個人情報保護の観点から、徴収事務を委託することも難しいと思われるわけですが、個人医業未収金の縮減に向けてどのような取り組みを行っているのか、伺います。

○福原病院経営課長 個人医業未収金についてでございますが、道立病院においては、診療費の未納者に対しまして、文書や電話、面談などによる催告を初め、診療費未納整理月間を設定いたしまして、未納者宅への訪問徴収を集中して実施するなど、未収金の回収に努めているところでございます。

また、休日、夜間の外来患者等から診療費の一部を預かるなどの取り組みのほか、今年度から、コドモックルにおいてクレジットカード払いを可能とするなど、新たな未収金の発生防止にも努めているところでございます。

道立病院局といたしましては、今後とも、医事担当者に対する研修の実施や、他部の債権回収の取り組み事例を参考にしながら、未収金対策の取り組みを強化し、未収金の縮減に向けて、より一層努めてまいります。

○赤根広介委員 コドモックルでも新たな取り組みを始めたということでもありますので、しっかりと成果を検証して、適切な運営を図っていただきたいと指摘させていただきます。

次ですが、安定した病院経営を行うために最も重要になるのが医療従事者の確保であります。

道立病院局におきましては、地方公営企業法の全部適用に合わせ、人材確保を所掌する職員を配置して、医療従事者の確保に取り組んでいると承知をしております。

この取り組みの状況について何点かお伺いいたしますが、まず、病院経営において最重要課題となる医師の欠員についてであります。

平成29年4月と平成30年4月を比較して、病院ごとの医師の欠員がどのようになっているのか、伺います。

○福原病院経営課長 平成29年4月と比較した平成30年4月の医師の欠員状況についてでございますが、江差病院では、新たに総合診療科医師の1名を確保したものの、消化器内科、精神科でそれぞれ1名が退職したことによりまして、欠員が6名から7名になったところでございます。

北見病院では、非常勤医師が常勤医師となったことから、欠員が解消されました。

羽幌病院では、総合診療科の指導医資格を持つ院長を招聘したことによりまして、欠員が6名から5名になったところでございます。

緑ヶ丘病院では、欠員はございませんが、向陽ヶ丘病院では、欠員が1名と変わらず、コドモックルは、医育大学からの医師の派遣がふえまして、欠員が5名から2名に改善したところでございます。

○赤根広介委員 次に、医師以外の看護職員あるいは薬剤師、放射線技師など、さまざまな職員を確保する必要があるわけでありまして、先ほども看護職員に関して議論があったところであり

ますので、看護職員を除くコメディカル職員の欠員について、同様に比較して、どのようになっているのか、伺います。

○福原病院経営課長 コメディカル職員の欠員についてでございます。

薬剤師では、平成29年4月に、江差、北見、羽幌、緑ヶ丘の各病院におきまして、それぞれ1名の合計4名の欠員となっておりますが、本年4月には、江差、羽幌の病院で欠員を解消したところでございます。

また、その他の職種では、平成29年4月に、江差病院において診療放射線技師の1名、コドモックルにおいて言語聴覚士の1名と保育士の1名の欠員となっていたところでございますが、本年4月にこれらの欠員を解消したものの、新たに、コドモックルにおいて作業療法士と臨床検査技師がそれぞれ1名の欠員となったところでございます。

なお、臨床検査技師につきましては、本年8月に採用し、現在、欠員は解消したところでございます。

○赤根広介委員 医師については、依然として、なかなか課題が多いのかなというふうを感じるわけですが、コメディカル職員の欠員は改善傾向にあるようであります。

医師やコメディカル職員の確保に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○富原亮委員長 道立病院局次長立花理彦君。

○立花道立病院局次長 医療従事者の確保に向けた取り組みについてでございますが、医師については、道内3医育大学へ派遣要請を行うほか、インターネットや人材紹介事業者などを活用し、広く募集するとともに、本年度からスタートした新専門医制度を踏まえ、羽幌病院やコドモックルにおいて、それぞれの専門研修プログラムを策定したところであり、他の道立病院についても、医育大学などの専門研修連携施設に位置づけられるよう取り組みを進め、専攻医の確保につなげてまいり考えてございます。

コメディカル職員につきましては、道内外の養成校を訪問するほか、採用の機会を拡大するため、全ての職種の年齢要件を58歳にまで引き上げるとともに、試験の実施回数や受験会場を拡大したところでございます。

また、若年層のコメディカル職員は、研修制度が充実した病院を選ぶ傾向が強いことから、今年度から、新たに、専門的な資格の取得を支援するコメディカル職員養成研修事業を創設するとともに、医育大学への長期研修派遣も実施し、こうした研修内容の充実を通して、魅力ある病院づくりに取り組んでまいり考えてございます。

○赤根広介委員 ぜひ、医療従事者からも選ばれる病院づくりに引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

また、きょうはお聞きしませんが、同じように病院を支える人材の中で、事務職員の強化も図る必要があるという視点で、これまでも何度か議論をしてきているわけですが、例えば、専門的な知識を有する外部人材の採用についても、今年度は関係機関との人事交流にとど

まっていると思いますので、ぜひ、引き続き検討を進めていただきたいと指摘させていただきます。

次に、患者の確保についてお伺いをいたします。

道立病院全体で平成28年度と29年度を比較すると、入院患者、外来患者ともに患者数が減少しております。その中におきましても、北見病院とコドモックルは患者数が増加をしているわけがあります。

病院の状況を分析し、他の道立病院の運営に役立てる視点も必要と考えるわけですが、病院ごとに、患者数が増加した要因についてお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 患者数が増加した要因についてでございますけれども、北見病院では、呼吸器内科において、肺がんなど、専門性の高い治療を必要とする患者を積極的に受け入れたほか、オホーツク圏域で唯一の心臓血管外科手術を行う病院として、手術実績について、圏域内の医療機関に広くPRを重ねることで、医療機関からの信頼を得たことにより、紹介患者がふえたことなどによるものでございます。

コドモックルでは、地域連携室を活用し、道内の医療機関に対して患者紹介の要請を積極的に行うなど、関係機関との連携を強化したほか、院外広報誌の発行や出前講座などの広報活動を行ったことにより、紹介患者がふえたことなどによるものでございます。

○赤根広介委員 医師の確保が難しい状況におきまして、患者を確保するためには、患者から選ばれる病院づくりに取り組む必要があるわけであります。

この間、どのような取り組みを行ってきて、今後、どのような取り組みを進めていくのか、所見をお伺いします。

○齋藤経営改革課長 患者の確保に向けた取り組みについてでございますけれども、道内の多くの地域で人口減少が続く中、患者の確保に向けた取り組みを一層進める必要があるものと考えており、各病院では、毎年度、患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえて、患者の待ち時間の短縮や給食の選択メニューの導入など、患者サービスの向上に取り組んできたところでございます。

また、それらの取り組みに加えまして、羽幌病院では、通路の案内板の表示が見えにくいとの声を受け、文字を大きくし、わかりやすい表示に改めたほか、コドモックルでは、窓口でのクレジットカード払いを可能にするとともに、本庁では、接遇の見直しにより患者満足度が向上した取り組みを全病院へ紹介するなどして、全体的な患者への接遇の改善に努めてきたところでございます。

道立病院局といたしましては、今後とも、地域住民、近隣の医療機関などへのPRや、さらなる利便性の向上、接遇の改善を通じて、患者の確保に努めてまいります。

○赤根広介委員 最後に、精神科病院について、何点かお伺いをしてまいります。

国におきましては、都道府県に対して、将来の医療需要を見据えた地域医療構想を策定し、病床の機能分化あるいは地域連携を推進するよう求めておりますが、その地域医療構想におきまし

て、精神科医療は対象とされていないわけであります。

精神科医療を取り巻く環境は、他の診療領域と同様に、大変厳しい状況にあると思われませんが、環境変化などへの対応は、個々の病院において検討し、判断する必要があるわけです。

そこで、精神科病院である緑ヶ丘病院と向陽ヶ丘病院についてお伺いいたしますが、まず、両病院の入院患者数と外来患者数について、過去3年間の推移と主な増減理由を伺います。

○齋藤経営改革課長 直近3年間の患者数の推移などについてでございますけれども、まず、緑ヶ丘病院における入院患者につきましては、平成27年度が3万8051人、28年度が3万2030人、29年度が2万4736人であり、3年間で、1万3315人、35%の減少となっております。

また、外来患者につきましては、平成27年度が4万1309人、28年度が4万1855人、29年度が4万370人であり、3年間で、939人、2.3%の減少となっております。

次に、向陽ヶ丘病院における入院患者につきましては、平成27年度が3万4283人、28年度が2万8087人、29年度が2万4133人であり、3年間で、1万150人、29.6%の減少となっているところでございます。

また、外来患者につきましては、平成27年度が3万1392人、28年度が2万9972人、29年度が2万7931人であり、3年間で、3461人、11%の減少となっているところでございます。

両病院において患者数が減少した要因につきましては、入院医療中心から地域生活中心へという国の方針を踏まえ、地域生活への移行を積極的に推進していることや、緑ヶ丘病院では、平成27年3月からスーパー救急病棟の運用を開始し、集中的な治療を行うことにより在院日数が短縮したことなどが主なものと考えているところでございます。

○赤根広介委員 国の方針など、さまざまな要因が述べられましたが、中でも、やはり、緑ヶ丘病院の入院患者数が、3年間で、1万3315人、35%の減と、非常にインパクトのある数字だなどというふうな受けとめざるを得ないわけであります。

北見病院につきましては、本年の4月から指定管理者制度を導入し、運営しているところでありまして、道が直接運営する病院は五つとなり、そのうち二つが精神科病院であります。

今後、改革推進プランを達成するためには、精神科病院の経営改善が重要になると考えるわけですが、道が二つの精神科病院を運営する理由を明確にするために、それぞれの位置づけについてお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 精神科病院の位置づけについてでございますけれども、昭和25年の精神衛生法の施行により、都道府県に精神科病院の設置が義務づけられ、精神科病院の空白地域である地元からの要望なども踏まえまして、昭和28年に緑ヶ丘病院を、昭和29年に向陽ヶ丘病院を設置したところでございます。

現在、緑ヶ丘病院は、スーパー救急病棟の運用など、十勝第3次医療圏における精神科救急・急性期医療の中心的な役割や、訪問看護等による在宅支援機能を担うとともに、道東地域で唯一となる児童・思春期精神科医療の専門外来や専門病床を有し、圏域における中心的な役割を担っているところでございます。

また、向陽ヶ丘病院につきましては、オホーツク第3次医療圏における精神科救急・急性期医療の中心的な役割を担うとともに、認知症疾患医療センターを設置するなど、圏域における認知症専門医療の中心的な役割を担っているところでございます。

○赤根広介委員 先ほど申し上げましたとおり、改革推進プランの達成を図る上で、精神科病院の経営改善が重要になるわけであります。

しかしながら、国の施策に基づき、精神科患者の地域移行を進める中において、患者の確保を図ることは非常に難しい状況と言わざるを得ないわけであります。

精神科病院の収益向上に向けて、どのように取り組むのか、所見を伺います。

○齋藤経営改革課長 収益向上に向けた取り組みについてでございますけれども、両病院に設置した地域連携室による、医療機関や自治体などの関係機関とのさらなる連携を図るほか、毎年度実施している患者満足度調査の結果などを踏まえまして、患者サービスや療養環境の向上に努めるとともに、出前講座、地域のイベントへの参加などにより、病院機能のPRを行うなど、患者確保の取り組みを一層進めてまいりたいと考えてございます。

さらに、今後、各病院に設置している、診療報酬請求の適正化対策を行う委員会などを中心といたしまして、新たな施設基準や加算の取得に向けて一層取り組むなど、収益の確保に努めてまいります。

○赤根広介委員 推進委員会による平成29年度の実績の点検評価として、緑ヶ丘病院につきましては、「地域の医療需要を的確に把握し、地域から求められる病院機能の発揮と適正な病床規模の検討を行うこと。」とされており、向陽ヶ丘病院につきましては、「入院患者数の減少が大きいため、要因の分析を行いながら患者の確保に取り組むこと。」とされているわけであります。

こうした結果も踏まえながら、今後、精神科病院の経営をどのように進めていくのか、最後に管理者の考えをお伺いいたします。

○富原亮委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 精神科病院の経営方針についてであります。精神科病院は、入院医療中心から地域生活中心へという国の方針を踏まえ、地域生活への移行を積極的に推進していることや、診療圏域の人口が減少していることなどにより、患者数が減少するなど、精神科病院の経営環境は厳しさを増しているものと感じているところであります。

このような中、道立病院局としては、スーパー救急病棟や児童・思春期精神科医療の機能、認知症疾患医療センターなど、それぞれの病院の特性のさらなる活用などにより、患者の確保に努めるとともに、近年の患者動向など、地域のニーズを的確に捉えた精神科医療の提供体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ただいま病院事業管理者から御答弁をいただきましたが、今年度の推進委員会では、1回目、2回目の会合ともに、緑ヶ丘病院の体制について御意見が出ているところでありまして、中でも、地域から求められる体制の整備を図る場合、人員体制の変更などの内容を整理し、早目に数値を試算することが必要である、こういった御意見も出されているところでありま

す。

一番は、やはり何といたっても、地域住民の命を守ることに尽きるわけでありますが、一方で、地方公営企業法の全部適用になったわけですので、経営の部分もしっかりと考えていかなければいけないわけであります。

全部適用となってから1年目の決算で、まだまだ厳しいというのが現実でありますけれども、皆さんの奮闘により、少しずつ成果が見え始めていると思いますので、引き続きの御奮闘を御期待申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○富原亮委員長 赤根委員の質疑は終了いたしました。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 通告に従いまして、道立病院事業会計について、以下伺ってまいります。

道立病院事業会計は、平成29年度に地方公営企業法の全部を適用し、知事部局とは別の組織を立ち上げ、より経済性の発揮が求められる体制となり、この決算特別委員会は、適用後、初めての決算を審査するものでございます。

人口の高齢化が急速に進行し、慢性的な医師不足が続く中、地域の実情に応じて、可能な限り、住みなれた地域で、あらゆる世代の患者一人一人が、安心、安全で質の高い、効果的、効率的な医療を受けられるよう、地域医療構想の推進を初め、医療関係者が共同して、病院運営の安定性、持続可能性を高める不断の取り組みが求められているものと考えます。

そこで、以下お伺いをいたします。

初めに、平成29年度決算について、先ほど病院事業全体の状況の答弁をお聞きしましたので、私からは、病院ごとの収支差の状況について、前年度との対比でお伺いをいたします。

○富原亮委員長 病院経営課長福原靖博君。

○福原病院経営課長 病院ごとの収支差についてでございますが、道立病院におきまして、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた収支差は、いずれもマイナスとなっているところでございます。

平成29年度の収支差を28年度の収支差と比較いたしますと、羽幌病院で約2500万円、コドモックルで約1億3400万円、収支差が縮小したところでございます。

一方、江差病院で約2億2400万円、北見病院で約5800万円、緑ヶ丘病院で約5500万円、それぞれ収支差が広がったところでございます。

また、向陽ヶ丘病院につきましては、収支差は前年度とほぼ同額であったところでございます。

○阿知良寛美委員 各病院で収支差の増減があったということではありますが、それぞれの主な要因についてお伺いをいたします。

○富原亮委員長 経営改革課長齋藤聡君。

○齋藤経営改革課長 収支差の主な要因についてでございますけれども、まず、収支差が縮小し

た要因を病院ごとに見ますと、羽幌病院は、外科の常勤医師が退職したことにより、患者数が減少し、医業収益が減少したものの、医薬材料費の縮減に努めたことなどによるもの、それから、コドモックルにつきましては、小児科、耳鼻咽喉科の入院患者の増加や、小児外科、心臓血管外科の手術件数の増加などによるものでございます。

次に、収支差が拡大した要因を病院ごとに見ますと、江差病院は、消化器内科の常勤医師が2名から1名体制となったことによる患者数の減少によるもの、北見病院は、心臓血管外科の手術件数が増加し、医業収益も増加したものの、指定管理者制度の導入に伴う、日本赤十字社へ移籍した職員への退職給付金の増加などによるもの、緑ヶ丘病院は、国の方針を踏まえ、地域生活への移行を積極的に推進したことにより入院患者数が減少したことによるものでございます。

最後に、向陽ヶ丘病院は、緑ヶ丘病院と同様、地域生活への移行を積極的に推進したことにより入院患者数が減少しましたが、医薬材料費の縮減に努めたことにより、収支差は前年度と同程度となったものでございます。

○阿知良寛美委員 企業の運営に欠かせないのは収益であり、病院事業では診療報酬ということになりますが、医業収益は、前年度と比較して約8000万円減少しております。

主に患者数の減少に起因するものとのことでありますが、患者1人当たりの収益単価はどのようになっているのか、また、その要因について病院別にお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 平成29年度の患者1日1人当たりの収益単価についてでございますけれども、まず、江差病院については、入院が2万7577円で、一般病棟入院基本料の上位区分への移行や、地域包括ケア病床の運用開始により、前年度に比べて1599円の増、外来は、前年度とほぼ同額の9481円となっております。

次に、羽幌病院につきましては、入院が3万1118円で、地域包括ケア病床に係る患者がふえたことにより、前年度に比べて1122円の増、外来は1万830円で、高額薬剤の使用が減ったことにより、前年度に比べて169円の減となっております。

次に、緑ヶ丘病院につきましては、入院が2万5314円で、精神科救急入院料が算定できる患者の割合がふえたことなどにより、前年度に比べて2295円の増、外来は8936円で、精神科訪問看護及び精神科デイケアの算定件数がふえたことなどにより、前年度に比べて476円の増となっております。

次に、向陽ヶ丘病院につきましては、入院が前年度とほぼ同額の1万5305円となっており、外来は8195円で、精神科訪問看護の算定件数がふえたことなどにより、前年度に比べて147円の増となっております。

次に、北見病院につきましては、入院が7万9939円で、心臓血管外科に係る手術件数がふえたことにより、前年度に比べて932円の増、外来は2万1588円で、呼吸器内科に係る抗がん剤治療がふえたことにより、前年度に比べて3835円の増となっております。

最後に、コドモックルにつきましては、入院が前年度とほぼ同額の5万4285円となっており、外来は1万4111円で、小児科に係るホルモン剤治療が減ったことにより、前年度に比べて316円

の減少となっております。

○阿知良寛美委員 ただいま、それぞれの病院の収益単価をお伺いいたしましたが、平成30年度は、診療報酬改定が実施されております。

診療報酬改定は2年ごとに実施されておりますが、診療報酬改定の意義や今般の改定の背景についてどのような認識なのか、お伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 平成30年度の診療報酬改定についてでございますけれども、診療報酬は、医療費や診療内容に大きく影響する医療保険制度の根幹をなす仕組みであり、2年に1度の改定を通じて、国全体の医療費の適正化と、医療現場におけるさまざまな課題に対処する意義があるものと考えているところでございます。

今回の診療報酬改定では、診療報酬本体でプラス0.55%の改定が行われたところでありますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年と、それ以降の社会経済の変化や技術革新への対応に向けて、質が高く、効率的な医療の提供体制の整備とともに、新しいニーズに対応できる質の高い医療の実現を目指して行われたものと認識しているところでございます。

○阿知良寛美委員 ただいま、診療報酬改定への認識をお伺いしたところでありますが、今般の診療報酬改定における道立病院への影響とその対応についてお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 診療報酬改定による影響などについてでございますけれども、今回の改定による増収分といたしましては、医師事務作業補助者の配置による加算や、患者の診療内容に係るデータの提出に関する加算などで約1120万円、減収分といたしましては、後発医薬品の使用に関する見直しなどで約810万円となっており、増収分と減収分を合わせると、北見病院を除く5病院で年間で約310万円の増収効果を見込んでいるところでございます。

道立病院局といたしましては、引き続き、診療報酬改定の動向等を注視するとともに、各病院に設置した、診療報酬請求の適正化対策を行う委員会を中心といたしまして、新たな施設基準や加算の取得の検討を行い、収益の確保に努めてまいります。

○阿知良寛美委員 収益について伺ってまいりましたが、一方で、費用の縮減も経営にとって重要なことと考えます。

まずは、病院事業費用の構成比についてお伺いをいたします。

○福原病院経営課長 病院事業費用の構成比についてでございますが、平成29年度の病院事業費用は約166億3200万円でございます。主な内訳といたしましては、給与費が約81億800万円で48.7%、需用費や委託料などの経費が約26億6000万円で16.0%、医薬品などの材料費が約17億5300万円で10.5%、このほか、コドモックルの療育部門に要する費用である医療型障害児入所施設費が約15億7500万円で9.5%となっているところでございます。

○阿知良寛美委員 構成比で約50%を占める人件費は、病院経営にとって大きなウエートを占めると考えますが、医業収益に対して給与費が占める割合である職員給与費比率は103.9%となっております。

この数値は、他の公立病院と比較してどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○福原病院経営課長 職員給与費比率についてでございますが、職員給与費比率は、医業収益に対する、職員の給料や手当、報酬などの割合を示しております、経営状況をあらわす指標の一つとされているものでございます。

総務省や北海道から公表されている数値によりますと、他の公立病院における平成28年度の比率は、全国の平均値で56.1%、全道の平均値で60.3%となっております。

一方、道立病院の平成28年度の職員給与費比率は101.8%となっております、他の公立病院の平均値に比べて高くなっているところでございます。

○阿知良寛美委員 他の公立病院と比較して、道立病院の職員給与費比率は101.8%と、高くなっているということではありますが、その要因についてお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 職員給与費比率が高い要因についてでございますけれども、道立病院は、民間医療機関が参入しにくい地域において、広域的な医療や精神・特殊医療など、地域に必要な医療を提供しているところでございます。

こうした地域では、人口の減少が進んでいることに加え、医師の確保も厳しい状況にあり、患者の確保が困難な状況が続いていることなどにより、医業収益の確保が十分にできていないこと、さらには、常勤医師の減少などにより、非常勤医師の配置で診療を行っていることなどが、職員給与費比率を上げている要因となっているものと考えているところでございます。

○阿知良寛美委員 人件費に次いで、経費の構成比が高く、26億6000万円で16%ということではありますが、昨年度と比較して経費が増加している要因についてお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 経費の増加の要因についてでございますけれども、平成29年度の決算額は26億6015万円で、前年度に比べて1億3636万円の増となっており、その要因は、委託費が1億5399万円増加していることによるものでございます。

その内訳といたしましては、人件費の高騰などにより、給食業務に係る委託費が約5100万円の増、清掃業務に係る委託費が約1600万円の増となっているほか、コドモックルの熱併給発電システムの5年ごとの精密点検に係る委託料などにより、約3400万円の増となっているところでございます。

○阿知良寛美委員 今後、経費の縮減についてどのように進めていくか、お伺いをいたします。

○富原亮委員長 道立病院局次長叶野公司君。

○叶野道立病院局次長 経費の縮減に向けた取り組みについてでございますが、給食や清掃などの委託業務においては、最低賃金の引き上げに伴う人件費の上昇や、地域における人材確保の難しさが、委託料の増加につながっており、経費全体が増加する主な要因と考えているところでございます。

道立病院局といたしましては、サービスの低下を招かない範囲での業務契約の内容の見直しや、近隣の医療機関などの動向も注視しながら、給食や清掃などの業務委託料の縮減に向けた検討を進めるほか、LED照明への切りかえ、新電力への移行による電気料金の削減など、経費全体を見直し、その縮減に向けて一層取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 平成29年度決算の状況について伺ってまいりましたが、医業収益は減少、医業費用は増加とのことであります。

収益単価の増や修繕費の節減など、懸命に努力はされておりますが、道立病院の職員給与費比率の改善は、収益の確保、とりわけ医師の確保にかかっていると考えます。

先ほど、他の委員の質疑で、医師の欠員数をお聞きしました。定数の93名に対して、配置が74名、欠員が19名ということですが、慢性的な医師不足が生じております。

医師確保が進まない理由についてお伺いをいたします。

○福原病院経営課長 医師確保が進まない理由についてでございますが、道立病院においては、これまで、道内3医育大学からの派遣によりまして、多くの医師を確保してきたところでございますが、平成16年度から開始された医師臨床研修制度により、医育大学に所属する医師が減少し、地域への医師派遣が困難になっていることが、道立病院におきましても影響としてあらわれていると考えているところでございます。

また、初期臨床研修を修了した医師の多くは、さまざまな専門領域において専門医の資格取得を目指すため、症例数の確保が難しい地方の医療機関を敬遠する傾向にあり、地方に所在する道立病院においても、同様の影響を受けていると考えているところでございます。

○阿知良寛美委員 道内がだめなら道外ということで、道外からの医師の招聘実績はどのようになっているのか、また、今後の医師確保の見通しについてお伺いをいたします。

○富原亮委員長 道立病院局次長立花理彦君。

○立花道立病院局次長 道外からの医師の招聘についてでございますが、道立病院では、これまで、インターネットや各種情報誌等を活用した公募を行うとともに、平成26年度から、本格的に民間人材紹介事業者の活用や、道外で開催される、後期研修医を対象とした合同就職説明会に道立病院のブースを設置するなど、道外に勤務する医師の招聘活動に取り組んできたところでございまして、こうした取り組みにより、2名の医師を招聘したところでございます。

また、羽幌病院においては、総合診療科専門研修プログラムを策定し、昨年10月から専攻医の募集を行っており、このたび、来年度の専攻医として、道外から1名の応募があったところでございます。

今後とも、東京事務所の医師確保を専掌する職員とともに、全国自治体病院協議会などの医療関係団体との連携を強化して、道外に勤務する医師の招聘活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○阿知良寛美委員 医師の確保がままならない中、札幌に設置しているコドモックルは、医師の確保については欠員があるものの、大学からの応援などによって比較的安定した経営が行える病院であると考えます。

そこで、数点お伺いをいたします。

コドモックルは平成19年に設置されましたが、改めて、その役割と機能についてお伺いをいた

します。

○齋藤経営改革課長 コドモックルの役割、機能についてでございますけれども、コドモックルは、将来を担う子どもたちの健やかな成長と発達の支援を目的といたしまして、出生前から一貫した医療と療育を総合的に提供するため、平成19年に、小児高度・専門医療と障がい児療育の二つの役割を一体的に整備した、全国で初の施設として開設したところでございます。

その機能といたしましては、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な周産期医療を提供する特定機能周産期母子医療センターの機能、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病センターの機能、医学的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターの機能を有しており、小児医療と療育が連携した道内で唯一の専門施設として、質の高い先進的な医療を提供しているところでございます。

○阿知良寛美委員 現在、医療と療育を一体的に提供する施設は全国的に増加してきておりますが、こうした動きは、コドモックルが先鞭をつけたものと考えます。

医療と療育が有機的、一体的に運営されることで、質の高い医療・福祉サービスを提供していくことが可能になると考えますが、これまで、どのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 医療と療育の一体的な運営についてでございますけれども、コドモックルでは、療育病棟の患者の体調が悪化した場合には、医療部門で早期に治療を行い、また、外来診療において、医療と療育の両方の受診が必要な患者につきましては、1日で双方の診療を実施するなど、患者の負担の軽減を図っているところでございます。

また、手術後やNICU入院中のお子さんに対しましては、新生児期から、医師や理学療法士など多職種が連携して、質の高いリハビリテーションによる介入を図っているところであり、このような、医療と療育の一体的な運営によるメリットを最大限生かしながら、患者の障がいの軽減や身体機能の維持向上に向けて取り組んでいるところでございます。

○阿知良寛美委員 さきの胆振東部地震においては、大規模な停電が発生し、道内で、在宅で人工呼吸器などを使用されている方々が対応に大変御苦労されていたと聞いておりますが、コドモックルに通院しているお子さんも同様ではなかったかと考えます。

震災時のコドモックルの対応についてお伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 震災時における対応についてでございますけれども、コドモックルでは、地震などの災害発生時において在宅患者を迅速に支援することを目的といたしまして、患者の連絡先や在宅医療機器の種類、医療的ケアの内容などの情報を記載した台帳を整備していたところでございます。

今回の胆振東部地震におきましては、停電発生後、この台帳をもとに、迅速に、人工呼吸器を使用している患者の安否確認などを行い、在宅では生命に危険が及ぶおそれのある患者の13名について、コドモックルへの受け入れを行うなど、在宅患者の安全確保に努めたところでございます。

○阿知良寛美委員 ただいまの答弁で、在宅の患者の受け入れを行ったとのことではありますが、こういった震災時などの対応はもちろんのこと、医療的なケアを必要とする子どもや親御さんにとって、日ごろから安心して地域で暮らしていくためには、さまざまな支援が必要と考えます。

このため、高度で専門性が高く、また特殊性もある小児医療を提供するコドモックルは、医療部門と療育部門が連携しつつ、それぞれの事情に応じて、退院後もしっかりサポートしていくことが重要と考えます。

さきの第2回定例会で、在宅支援体制の強化について検討する旨の答弁があり、現在、道立病院局で検討を行っていること承知しておりますが、今後、災害時なども含め、在宅支援体制の強化にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○齋藤経営改革課長 在宅支援体制の強化に向けた取り組みについてでございますけれども、コドモックルでは、在宅医療を必要とするお子さんや御家族が、質の高い在宅療養を継続することができるよう、院内に設置した在宅医療支援委員会において、在宅で過ごす上で支障となる事項や、在宅支援に対するニーズの把握を行っており、さらに、本年度から、在宅医療の関係機関等との情報共有や関係づくりのため、コドモックル症例検討ネットワーク会議を設置し、10月には第1回目の症例検討を行ったところでございます。

また、災害発生時において円滑に患者を支援するため、関係機関などの緊急時連絡先や医療的ケアの内容を記載したリーフレットの患者への配付のほか、避難する際に支援が必要とされる患者情報の市町村への提供方法を検討するなど、今後も、お子さんが安心して在宅療養ができる環境整備に向けて取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 これまで数点伺ってまいりましたが、医師確保がままならない中、収益単価の増や、でき得る限りの費用節減に取り組んではいるものの、このままでは、病院事業改革推進プランの達成は厳しいと言わざるを得ません。

地域医療を取り巻く環境は、年々、厳しさを増しており、診療報酬改定への速やかな対応や医師確保のさらなる取り組みはもとより、新たなニーズへの積極的な進出や、効率的、効果的で持続可能な病院運営を行うための改革が必要と考えますが、最後に、病院事業管理者の決意をお伺いし、質問を終わります。

○富原亮委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 今後の病院運営についてでございますが、道立病院は、民間医療機関が参入しにくい地域において必要とされる広域的医療や精神・特殊医療、高度・専門医療を提供しているところであります。

一方、地域における人口減少に伴う患者数の減少や、医師を初めとする医療従事者の確保が困難なことから、厳しい経営環境が続いていると認識しております。

このようなことから、私としては、公立病院の公共性と、公営企業としての経済性の発揮に努め、今後とも、地域において必要とされる医療を提供するため、地元自治体や関係機関との連携を一層強化し、医療従事者の確保、経営改善に不断に取り組むとともに、地域ニーズや医療需要

の変化を的確に捉えた道立病院づくりに、スピード感を持って取り組んでまいる考えであります。

○阿知良寛美委員 ありがとうございます。

○富原亮委員長 阿知良委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 それでは、病院事業会計について伺いますが、これまでの質問の中で、決算の状況や収益の確保対策などについては、いろいろと議論が行われてきました。

私からは、ジェネリック医薬品と、医師、看護師の勤務環境に関して伺ってまいります。

初めに、ジェネリック医薬品についてですが、ジェネリック医薬品は、患者の負担の軽減にもつながりますので、道立病院においても積極的な取り組みをと、会派としてこれまでも質問してまいりました。

道立病院における、2016年度と2017年度のジェネリック医薬品の使用割合について伺います。

また、ジェネリック医薬品の使用割合に応じて算定が可能となる後発医薬品使用体制加算の算定状況についてもあわせて伺います。

○富原亮委員長 経営改革課長齋藤聡君。

○齋藤経営改革課長 ジェネリック医薬品の使用割合についてでございますけれども、平成28年度は72.2%、29年度は77.5%で、前年度に比べて5.3ポイントの増加となっております。

また、ジェネリック医薬品の使用割合に応じて算定される後発医薬品使用体制加算につきましては、平成28年度は約89万円、29年度は約92万円で、前年度に比べて約3万円の増加となっております。

○菊地葉子委員 ジェネリック医薬品は、患者の負担の軽減につながる一方で、患者の同意を得ずに一方的に切りかえると、患者の不安を招くおそれもあります。

薬効や製剤の状況などを先発医薬品と十分に比較検討して進める必要があると考えますが、認識について伺います。

○齋藤経営改革課長 患者への対応についてでございますけれども、道立病院では、先発医薬品からジェネリック医薬品への切りかえにつきまして、各病院に設置している、医師や薬剤師などで構成する薬事委員会で、薬効や副作用情報等を慎重に審議しているところでございます。

ジェネリック医薬品の使用に当たりましては、医師や薬剤師などから患者へ丁寧な説明を行うなど、薬の変更に伴う不安が生じないよう対応する必要があるものと考えているところでございます。

○菊地葉子委員 診療報酬の加算も行われており、ジェネリック医薬品の使用促進は、経営改善にも効果があると思われれます。

患者の負担軽減の観点も含め、2017年度中にその使用割合を70%以上とする国の目標を上回る取り組みを道立病院では既に行っていますが、今後の取り組みについて伺います。

○富原亮委員長 道立病院局次長叶野公司君。

○叶野道立病院局次長 ジェネリック医薬品の使用促進についてでございますが、ジェネリック医薬品の使用は、費用の縮減だけではなく、患者の負担の軽減を図る観点からも重要と考えているところでございます。

これまでも、医師が薬を処方する際に、患者の御理解を得つつ、ジェネリック医薬品の使用割合の向上に努めてきたところでございます。

道立病院局といたしましては、経済財政運営と改革の基本方針2017で国が定めました、平成32年度におけるジェネリック医薬品の使用割合80%という目標値を達成できるよう、引き続き、薬事委員会を中心に、使用割合の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 それでは次に、看護職員の勤務実態について伺います。

道立病院における2017年度末の職員数は、6病院の合計で842名となっておりますが、このうち、全体の63%を占めている528名が、看護師や助産師、いわゆる看護職員の方々です。

良質な医療サービスを提供するためには、この6割以上を占める看護職員の皆さんのモチベーションがしっかりと保たれるように、適切な労働環境を整えることが重要と考えます。

以下、看護職員の勤務実態について伺ってまいります。

道立病院における看護師の欠員は49名と大変多い状況ですが、道立病院においては、2017年度から人材確保対策室を設置して、看護職員の確保に取り組んでいると承知しております。

看護職員の新規採用者数について、2015年度から3年間の推移を伺います。

○富原亮委員長 病院経営課長福原靖博君。

○福原病院経営課長 看護職員の新規採用者の数についてでございますが、過去3年間の実績につきましては、平成27年度が43名、28年度が42名、29年度が50名となっているところでございます。

○菊地葉子委員 昨年度の新採用が多かったわけですが、看護職員を確保するためには、新たな採用だけではなく、離職防止も大変重要だと考えます。

看護職員の退職者数について、2015年度から3年間の推移と、定年退職や自己都合退職といった退職理由の内訳、さらに、看護職員の離職率について同様に伺います。

○福原病院経営課長 看護職員の退職者数などについてでございますが、過去3年間の実績は、平成27年度が、退職者は37名で、その内訳は、定年退職者が12名、自己都合退職者が25名で、常勤職員数に対する退職者数の割合である離職率は7.0%でございます。

平成28年度が、退職者は40名で、定年が11名、自己都合が29名、離職率は7.8%、29年度が、退職者は29名で、定年が4名、自己都合が25名、離職率は5.5%となっているところでございます。

○菊地葉子委員 2017年度は、退職者が少なかったため、離職率が改善されているようですが、引き続き、離職防止対策に取り組んでいただきたいと思います。

看護職員にとって、夜勤業務は大きな負担になると聞いており、昨年の決算特別委員会でも取

り上げましたが、頻度の多い夜間業務は健康リスクにも影響します。

2017年度における、1人当たりの月平均の夜勤回数は8.4回で、前年度から変動していないと聞いていますが、一人一人の状況を見ますと、夜勤回数の多い方もいると思われま

す。月に10回以上の夜勤を行った看護職員の延べ人数について、2015年度から3年間の推移を伺います。

○福原病院経営課長 月に10回以上の夜勤を行った看護職員の延べ人数についてでございますが、過去3年間の実績は、平成27年度が1132名、28年度が1239名、29年度が1264名となっており、年々増加しているところでございます。

○菊地葉子委員 1人当たりの月平均の夜勤回数に変化が見られない中で、月に10回以上の夜勤を行った人数が年々増加傾向にあるということは、特定の人に偏って夜勤が行われていると考えられるため、非常に問題だと思えます。

月に10回以上の夜勤を行った人数が増加している要因については、どのようなことが考えられるのでしょうか、伺います。

○福原病院経営課長 夜勤回数が増加している要因についてでございますが、看護職員が育児休業を取得した場合や、子育てにより夜勤ができない場合、あるいは、新人職員が夜勤体制に入ることができるようになるまでの期間については、夜勤を行える限られた職員で対応せざるを得ないことから、月に10回以上の夜勤を行う看護職員の数が多くなっているところでございます。

特に、平成29年度は、新規採用職員が多かったため、例年に比べて、この看護職員が増加したところでございます。

○菊地葉子委員 夜勤を10回以上行うような働き方は、負担が大きく、長く働き続けることは困難であり、夜勤のリスクについては、日本看護協会による、夜勤に関するガイドラインで、三つのリスクが言及されています。

この点も繰り返し質問してきたところですが、この影響についてどのように考えるのか、その認識を改めて伺います。

○福原病院経営課長 夜勤のリスクについてでございますが、日本看護協会が2013年に策定をした、看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドラインでは、夜勤や交代制勤務による睡眠パターンの変調が、健康、安全、生活に影響を及ぼすと示されているところでございます。

道立病院におきましても、看護職員の心身や生活への負担を軽減する上で、このガイドラインに沿った取り組みは大変重要と考えておりまして、夜勤の連続回数を2連続までとすることや、夜勤後の休息時間を確保すること、勤務間隔は11時間以上あけることなどの取り組みを進めているところでございます。

○菊地葉子委員 看護職員の離職率や夜勤回数について伺ってまいりました。

看護職員を新たに採用することが難しい状況においては、勤務環境の改善に真剣に取り組み、離職防止を図らなければ、欠員は解消しませんし、また、勤務環境の改善が図られれば、新規採用者の増加にもつながると思われま

看護職員の負担の軽減に向けて、どのように取り組みをされるのか、伺います。

○富原亮委員長 道立病院局次長立花理彦君。

○立花道立病院局次長 看護職員の負担の軽減についてであります。道立病院局においては、これまで、看護職員の確保はもとより、離職防止を図るため、年次有給休暇の取得率の向上や時間外勤務の縮減を進めてきたところでございます。

また、今年度から新たに導入した育児休業代替任期つき職員制度を活用し、夜勤ができる看護職員の確保に努めるなど、勤務環境の改善に取り組んできたところでございます。

今後は、こうした取り組みを一層進め、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい職場づくりを目指してまいりたいと考えてございます。

○菊地葉子委員 続いて、医師の勤務実態について伺います。

道立病院における医師の欠員は19名と、依然として多い状況ですが、2017年度における、医師1人当たりの月平均の宿日直回数と、月に10回以上の宿日直を行った医師の延べ人数について伺います。

○福原病院経営課長 医師の宿日直についてでございますが、宿日直勤務は、夜間や休日など、正規の勤務時間外において、入院患者の症状の急変等に対処するための業務に従事する勤務でございます。道立病院の昨年度——平成29年度における月平均の宿日直回数は3.8回となっております。

また、宿日直を行った医師は年間で延べ892名であり、そのうち、月に10回以上行った医師が延べ16名となっております。

○菊地葉子委員 一般的に、宿日直の許可基準は、宿直が週に1回、日直が月に1回程度とされていますので、月に10回以上の宿日直を行った医師が16名というのも大きな問題だと思います。

宿日直回数の改善に向けた取り組みが必要であると考えますが、宿日直以外に、時間外勤務も医師の労働環境に影響しますので、続けて、各道立病院ごとの、2017年度における、医師1人当たりの時間外勤務の平均時間について伺います。

また、時間外勤務が多い病院の要因についてもあわせて伺います。

○福原病院経営課長 医師の時間外勤務時間などについてでございますが、平成29年度における、病院ごとの月平均の時間外勤務時間数は、江差病院で16.5時間、北見病院で54.5時間、羽幌病院で6.7時間、緑ヶ丘病院で1.6時間、向陽ヶ丘病院で8.6時間、コドモックルで21.4時間となっております。

また、北見病院及びコドモックルで平均時間外勤務時間が多い要因は、心臓血管外科手術や術後管理などが長時間に及ぶことによるものでございます。

○菊地葉子委員 少子・高齢化による労働力人口の減少を背景に、今、働き方改革が進められていますが、長時間労働は、健康へのリスクのみならず、仕事と家庭生活との両立を困難にし、女性のキャリア形成や男性の家庭参加を阻む原因にもなるものであり、早急に是正する必要があると考えます。

しかしながら、医師は、医療法に定められた応召義務により、昼夜を問わず、患者への対応を求められる仕事であり、他の職種と比較して、抜き出た長時間労働の実態にあるのが現実です。

一方で、医師の働き方改革は、地域の医療提供体制の維持との関係も考慮に入れなければならない、難しい問題だというふうに思いますが、これまでの質問の中では、道立病院の医師についても、長時間労働の実態が明らかとなりました。

本年2月に、医師の働き方改革に関する検討会から、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」と題する提言が行われており、医師の時間外労働の規制の施行を待たずに、勤務医を雇用する個々の医療機関が、みずからの状況を踏まえ、できることから自主的な取り組みを進めることが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、道立病院局として、医師の働き方改革についてどのように取り組むお考えか、伺います。

○富原亮委員長 道立病院部長田中宏之君。

○田中道立病院部長 医師の働き方改革への対応についてであります。医師の健康とワーク・ライフ・バランスを確保し、長期間、道立病院で勤務していただくとともに、医療の質と安全の向上を図るためには、医師の勤務環境を整えることが重要と考えておりまして、道立病院局では、これまで、医師の欠員が生じている病院において、医育大学などから、外来応援や宿日直応援の非常勤医師の派遣を受けるとともに、医師事務作業補助者の配置や、看護職員によるタスクシフティングを積極的に進めるなど、医師の負担軽減を図ってきたところでございます。

今後は、国における働き方改革の検討状況を注視いたしますとともに、熟練した看護技術を提供する認定看護師を育成するなど、これまで以上に、医師業務のサポート体制の充実を図り、医師が働きやすい勤務環境の整備に努めていく考えでございます。

○菊地葉子委員 看護師及び医師の確保については、これまでも努力されてきておりますし、大変なことではありますけれども、北海道の地域医療をしっかりと守り、そして、道民に医療を提供するという観点からも、取り組みの強化を求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○富原亮委員長 菊地委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、道立病院局所管にかかわる質疑は終結と認めます。

以上をもちまして、報告第2号ないし第4号に対する質疑は終了いたしました。

これをもって、企業会計決算にかかわる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

報告第2号ないし第4号に対する意見の調整は、報告第1号平成29年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件とあわせて、11月14日の理事会において行うことといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【決算特別委員会 11月8日 第3号】

○富原亮委員長 御異議なしと認め、そのように取り進めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富原亮委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次回委員会は、11月14日午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時32分散会